

石狩市子どもビジョン

(令和2年度～令和6年度)



目 次

第1章 子ども・子育て家庭を取り巻く現状と課題 P 1

1. 子どもを取り巻く状況と国の動向 1
2. 石狩市の子ども・子育て環境 3
3. 第一期子ども・子育て支援事業計画の評価 19

第2章 計画の策定にあたって P 24

1. 計画策定の趣旨(目的) 24
2. 計画の期間 24
3. 計画の基本的な考え(基本理念) 25
4. 計画の意味と位置づけ 27

第3章 施策体系と事業・取組 P 28

1. 施策体系(施策分野・基本施策とその関係性) 28
2. 重点施策方針 29
3. 各施策における現状と課題及び今後の方向性 35

第4章 事業量の見込みと確保方策(※子ども・子育て支援事業計画部分) P 66

1. 子ども・子育て支援新制度について 66
2. 提供区域の設定 68
3. 子どもの人口の見通し 69
4. 教育・保育給付対象事業 70
5. 地域子ども・子育て支援事業 72
6. 幼児期の教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保 81
7. 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保 81
8. 放課後子ども総合プラン 82

第5章 計画の推進 P 87

1. 推進体制 87
2. 進行管理 87

参考資料 P 89

1. 石狩市子ども・子育て会議条例 90
2. 子育て世帯と若者に関する生活実態等調査
 - I. 子ども・子育て家庭の生活実態等調査 91
 - II. 若者に関する実態等調査 93
3. 若者の日常生活と意識に関するアンケート調査 94

第1章 子ども・子育て家庭を取り巻く現状と課題

1 子どもを取り巻く状況と国の動向

2019年、我が国は「令和」という新たな時代を迎えました。そして、2021年には東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催が予定されており、新たに刻まれる歴史的な瞬間に人々の期待は高まりつつあります。

一方、急速に進む少子・高齢化の流れのなかで、長引く米中摩擦や高度経済成長期以降、これまでに経験したことのない長期にわたるデフレの影響などにより、経済情勢は楽観を許さない状況にあります。

先行きが不透明な社会・経済を背景に、共働きを希望する子育て世帯は増え続け、保育ニーズに対する量と質の確保が社会的な課題となるなか、平成27年4月に子ども・子育て関連3法に基づく、子ども・子育て支援新制度が施行されました。「保護者が子育てについての第一義的責任を有する」という基本的な認識の下、認定こども園等への施設型給付の創設をはじめ、地域の実情に応じた子ども・子育て支援事業の充実など、幼児期の教育・保育や、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するための社会基盤の整備が進められました。

子ども・子育て支援新制度では質の高い保育・教育の提供を行うことを目的に、平成25年度から30年度末までの5年間は「待機児童解消加速化プラン」、平成30年度からは「子育て安心プラン」に基づき、認定こども園等の整備費等に係る補助率の嵩上げが行われるなど、全国的な待機児童の解消が進められてきているほか、保育の受け皿整備に対応した保育人材の確保を図るため、処遇改善など総合的な保育士等の確保対策が実施されてきています。

一方、長期デフレの影響が所得格差をもたらしたことにより、子どもの貧困が社会的な問題として取り上げられるようになりました。こうした課題へ対応すべく「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が平成26年1月に施行され、国を中心として子どもの貧困対策を総合的に推進するための環境整備が進められました。また、子育て家庭の経済的負担の軽減を図り、すべての子どもに質の高い幼児教育の機会を保障していくため、平成29年12月に決定された「新しい経済政策パッケージ」に基づき、令和元年10月から幼児教育・保育の無償化が実施されたところ です。

核家族化の進行、地域のつながりの希薄化など、社会環境が変化する中で、身近な地域に相談できる相手がいないなど、子育ての孤立化が懸念されるほか、晩婚化による出産年齢の高齢化により、近年では子育てと介護の両方を抱える「ダブルケア」が新たな問題となっています。

特に児童虐待の問題は、子どもの心身の発達及び人格の形成に重大な影響を与えるとともに、将来の世代の育成にも懸念を及ぼすため、その防止は、社会全体で取り組むべき重要な課題です。子どもの命が奪われる深刻な事象が後を絶たない昨今、この問題に正面から取り組むため、「児童虐待の防止等に関する法律」や「児童福祉法」の累次の改正が行われました。また、平成30年12月には「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」が策定され、令和元年度からの4年間で児童相談所の児童福祉司を増員するほか、「子ども家庭総合支援拠点」を全市町村に設置することとするなど、児童相談所と市町村の体制と専門性の強化が進められています。こうしたなか、

令和元年6月に「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律」が成立し、親権者等による体罰の禁止が明記されたほか、DV対応と児童虐待対応との連携強化など、児童の権利擁護及び関係機関間の連携強化、並びに、市町村及び都道府県における体制の整備等に対する国の支援等が位置づけられたところです。

子ども・若者が有する困難は、経済的な困窮、いじめ、不登校、ひきこもり、障がいなど、非常に多岐にわたるものであり、また、いくつかの困難が複合的にあらわれ、複雑化しているケースもあります。

困難を有する子ども・若者に対する支援を効果的に推進するため、平成22年4月に「子ども・若者育成支援推進法」が施行されました。また、内閣府が平成30年度に実施した調査結果では、全国の満40歳から満64歳までの人口の1.45%に当たる61.3万人がひきこもり状態にあると推計されています。この調査結果から、ひきこもりはどの年齢層にも、どんな立場の者にもみられるものであり、どの年齢層からでも、実に多様なきっかけでなり得るものであることをうかがい知ることができます。ひきこもりの長期化、高年齢化によって※「8050問題」が社会問題となりつつあるなか、当事者に寄り添いながら、多様な課題に対応する包括的な支援体制が求められています。

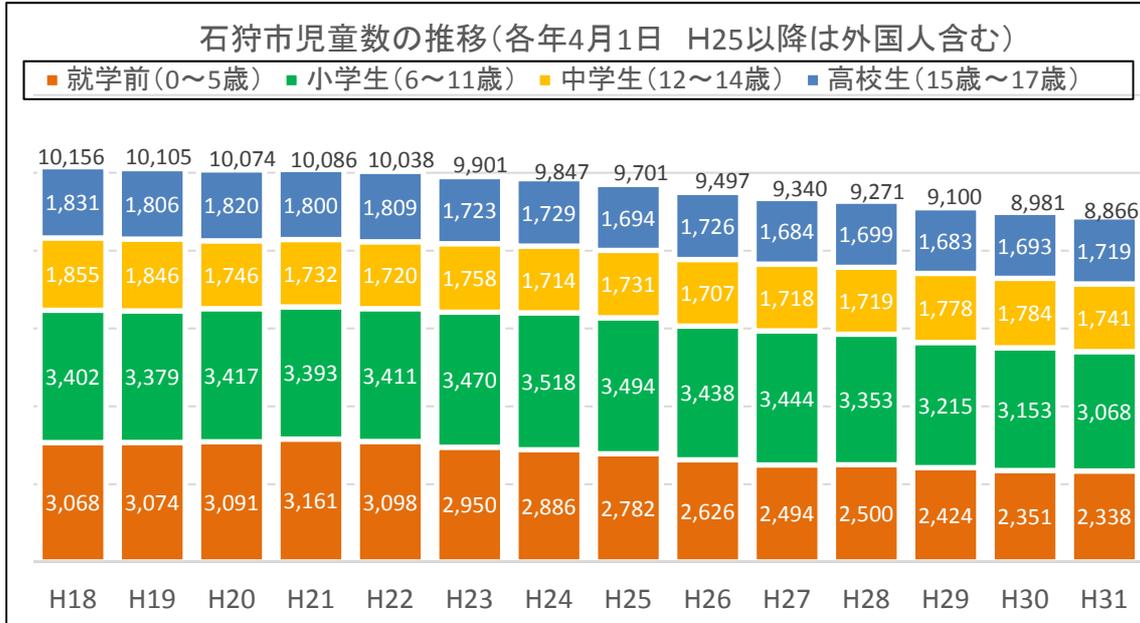
※8050問題 ひきこもりの長期化、高年齢化によって、主に50代前後のひきこもりの子どもを80代前後の親が養育している状態を指す

2 石狩市の子ども・子育て環境

(1) 子どもの数について

本市の子どもの数（0～17歳）は平成31年4月1日時点で8,866人、平成21年では10,086人とこの10年間で1,220人減少したことになります。その要因としては出生数の低下があり、その背景にはライフスタイルの多様化、女性人口の減少、出産年齢の高齢化などが考えられます。

（住民基本台帳）

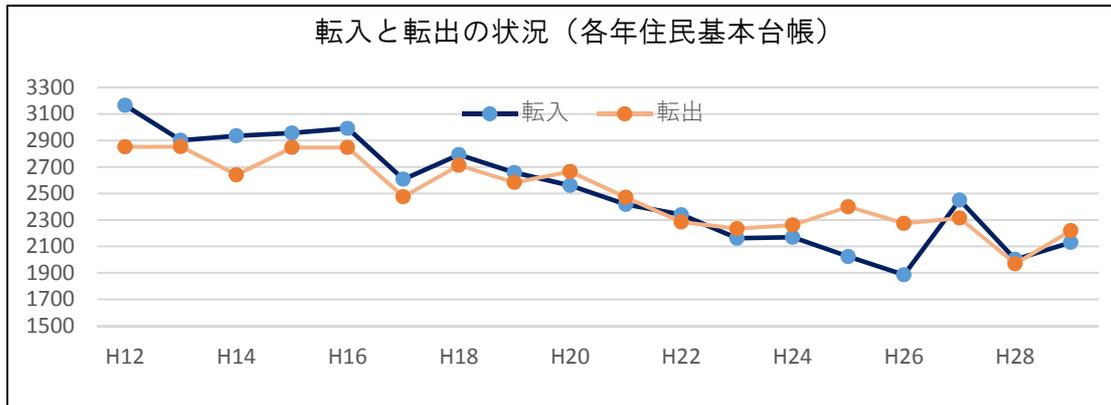


(2) 人口動態について

平成23年頃から、転入より転出が上回る転出超過が続いていましたが、平成30年からは転入超過となっています。また、平成31年度の国の調査結果では、0歳から14歳までの子どもの転入超過は189人で、北海道内では札幌市、江別市、恵庭市に次いで多い結果となっています。（参考：総務省統計局 住民基本台帳人口移動報告）

石狩湾新港地域で進められているエネルギー産業の目覚ましい進展と企業進出により、同地区の就業者数は増加傾向にあり、そうしたことも要因のひとつと考えられます。

引き続き、産業振興基盤の整備と両輪で、仕事と子育てを両立できる環境の整備に取り組み、子育て世帯が生活しやすいまちづくりを進めていく必要があります。



第16-3表 年齢（5歳階級）、男女別転入超過数 - 全国、都道府県、市区町村（平成31年・令和元年）

Table 16-3. Number of Net-migration by Age (Five-Year Groups) and Sex for Japan, Prefectures and Municipalities (Shi, Ku, Machi and Mura): 2019

移動者（外国人含む）
総数

All nationalities
Both sexes

都道府県、 市区町村 Prefectures and municipalities	転入超過数（-は転出超過） Net-migration (- net loss)																			
	総数 1) Total	0~4歳 years old	5~9	10~14	15~19	20~24	25~29	30~34	35~39	40~44	45~49	50~54	55~59	60~64	65~69	70~74	75~79	80~84	85~89	90歳以上 and over
235 石狩市	354	146	36	7	-38	-134	47	118	57	33	34	16	2	-2	-12	-13	11	-1	26	21

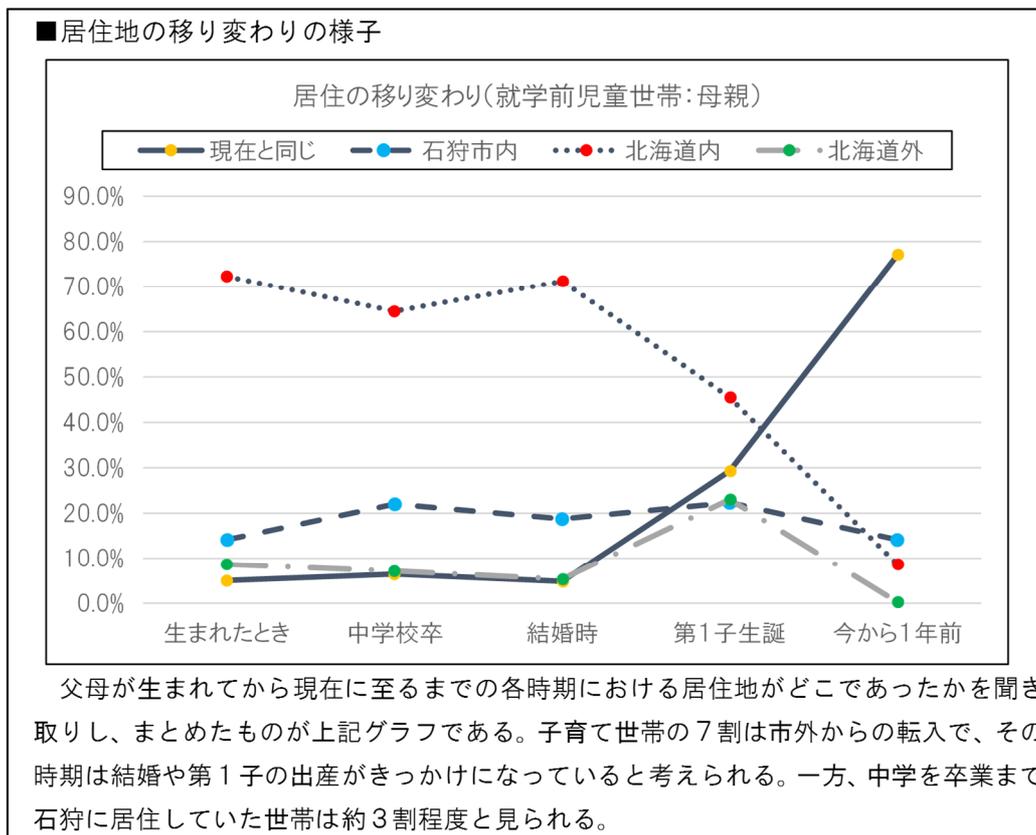
1) 総数には年齢不詳を含む。

1) The total includes age not reported.

（平成30年住民基本台帳人口動態：総務省統計局）

平成30年度に実施した「子育て世帯と若者に関する実態調査」の結果では、子育て世帯の約7割が、結婚や第1子の出産を機に市外から転入している傾向が見られます。

核家族化の傾向は本市も同様で、地域との関わりの希薄化は、子育てについて身近に相談する人がいない、必要な情報が得られない、適切な情報・サービスを選択できないといった、いわゆる「孤育て」を増やし、不安や悩みを一人で抱え込むことにつながりかねません。出産や移住後間もない子育て家庭の孤立を防ぐためにも、地域に寄り添った、きめ細やかな対応が求められます。



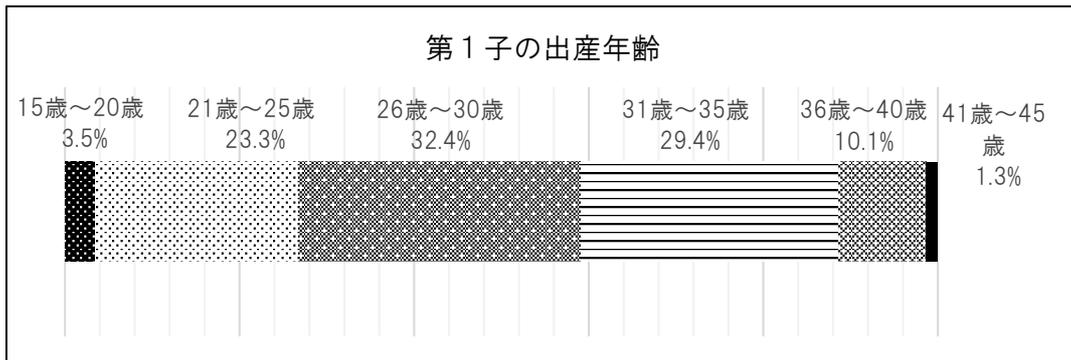
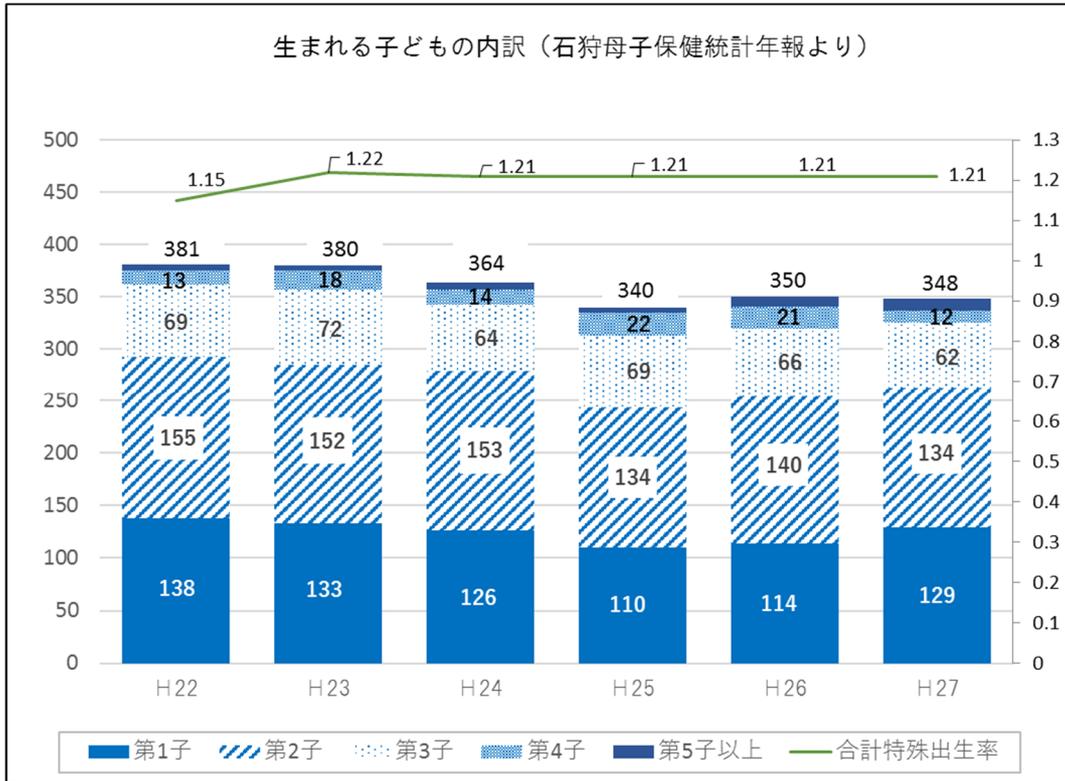
※子育て世帯と若者に関する生活実態等調査より

(3) 出生数について

本市の出生数は、平成27年で348人と、5年前と比較して僅かに減少傾向となっています。なお、合計特殊出生率は平成24年から1.21で推移しています。

また、第1子より第2子の出生数が多いのが本市の特徴で、第1子を出産後に移住し、第2子以降を市内で出産している場合が考えられます。

第1子の出産年齢については、30歳以降が約4割となっており、晩産化の傾向が見られます。



※子育て世帯と若者に関する生活実態等調査より

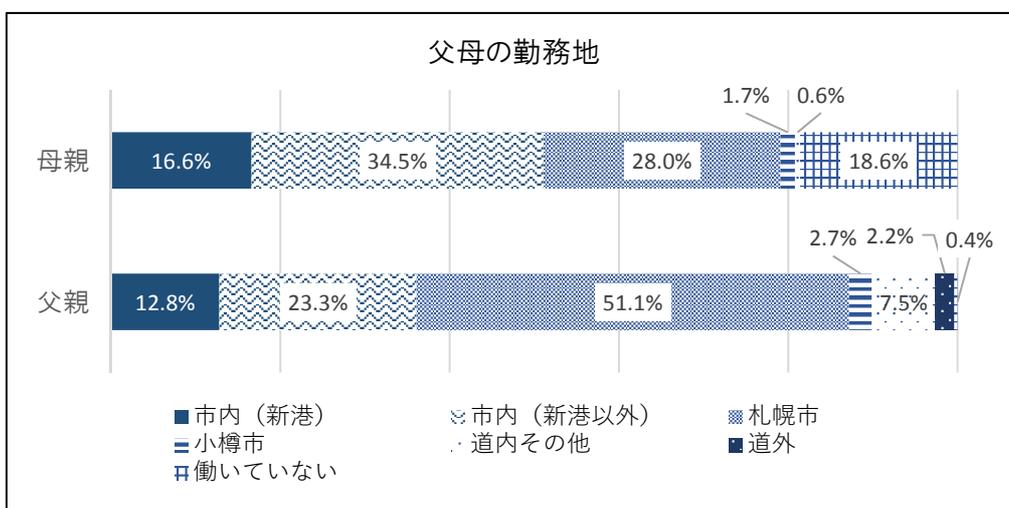
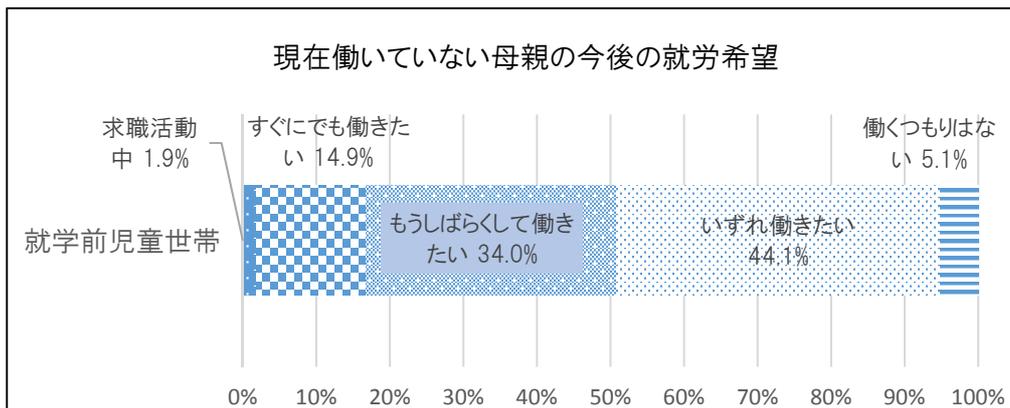
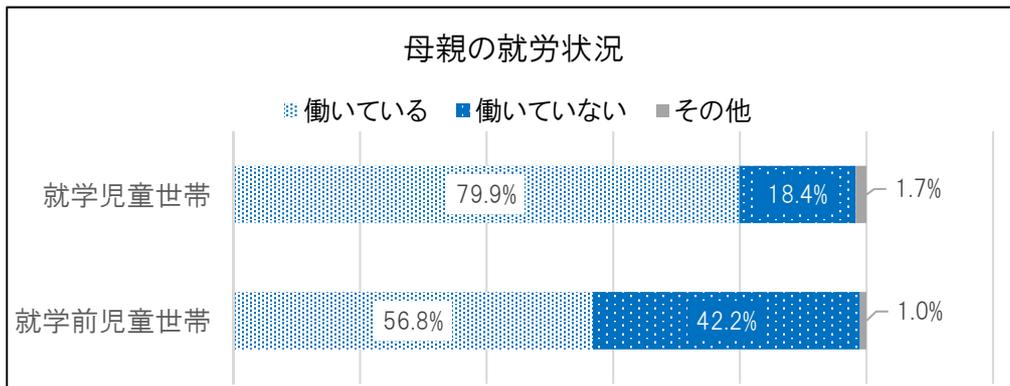
(4) 就労状況について

就学児童世帯の母親の約8割は就労しています。

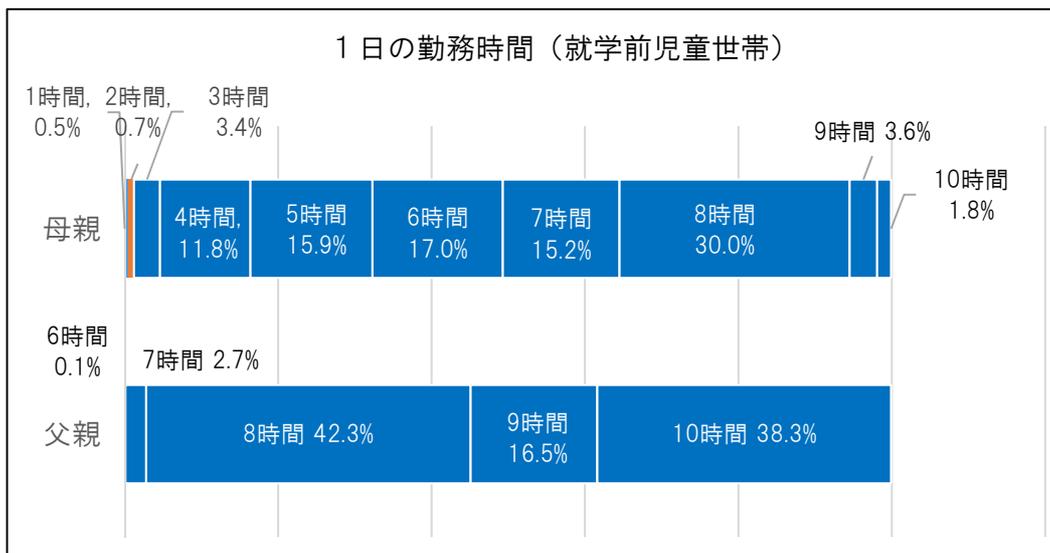
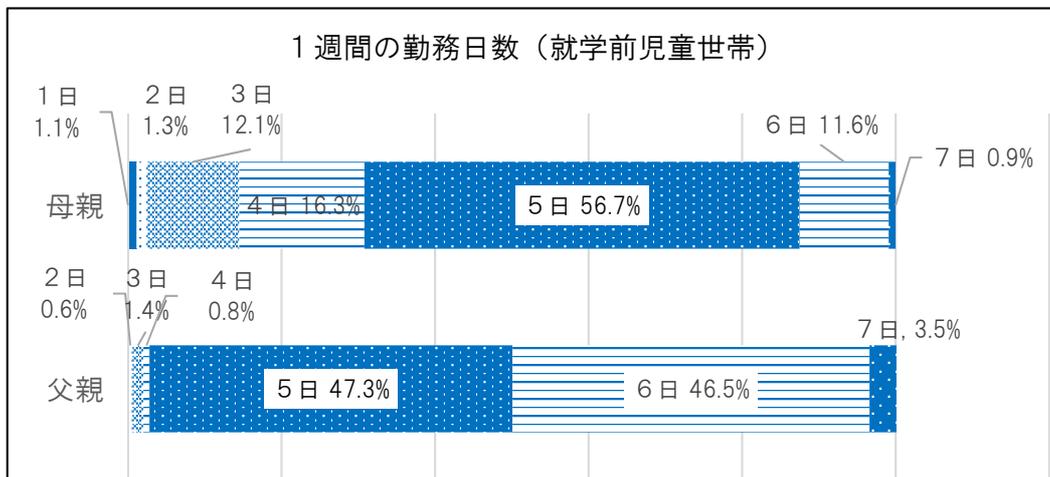
また、現在働いていない母親のうち、近い将来、就労を希望している母親は約半数いるとみられます。

父母の勤務地については、父親は6割超が市外、約4割弱が市内で働いています。

母親の勤務地は、市外と市内がほぼ半々となっています。



母親の週当たりの勤務日数については、週5日以上が約7割、4日以内が3割となっています。また、1日当たりの勤務時間については、8時間が最も多く、6時間以内の短時間で働く人も全体の約半数を占めています。子育てとの両立から、多様な働き方を選択する傾向がうかがわれます。



※以上、子育て世帯と若者に関する生活実態等調査より

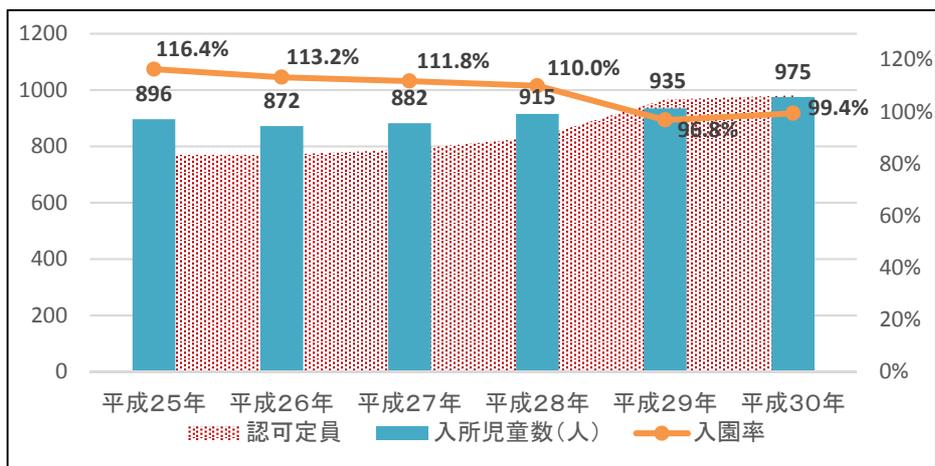
(5) 保育ニーズについて

出生数を基にした推計では、子どもの数は将来的に減少していくと見込んでいます。一方、保育ニーズは未だ拡大傾向にあり、子ども子育て支援事業計画スタート時の保育利用者数と比較し約1.1倍（H27.10.1：882人、H30.10.1：975人）となっています。

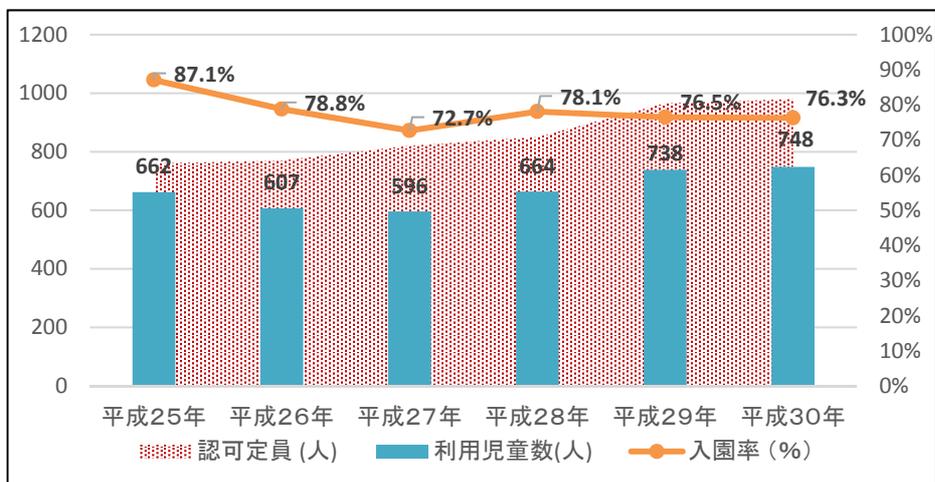
教育・保育施設の利用状況は、「子育て世帯と若者に関する生活実態等調査」の結果によると、「利用している」が78.2%、「利用していない」が21.8%でした。また、「利用していない」と回答した人のうち、「有償・無償に関わらず利用したい」と考えている人は約8割となっています。

（※以下、子育て世帯と若者に関する生活実態等調査より）

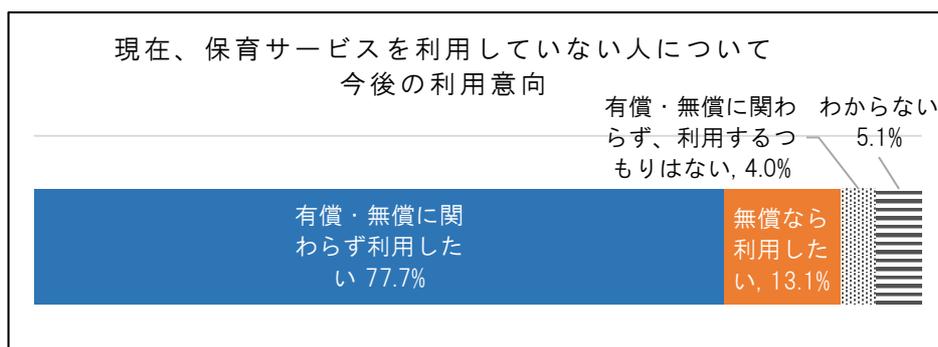
■認可保育所・認定こども園保育所部・小規模保育施設・事業所内保育施設の利用推移



■幼稚園・認定こども園幼稚園部の利用推移



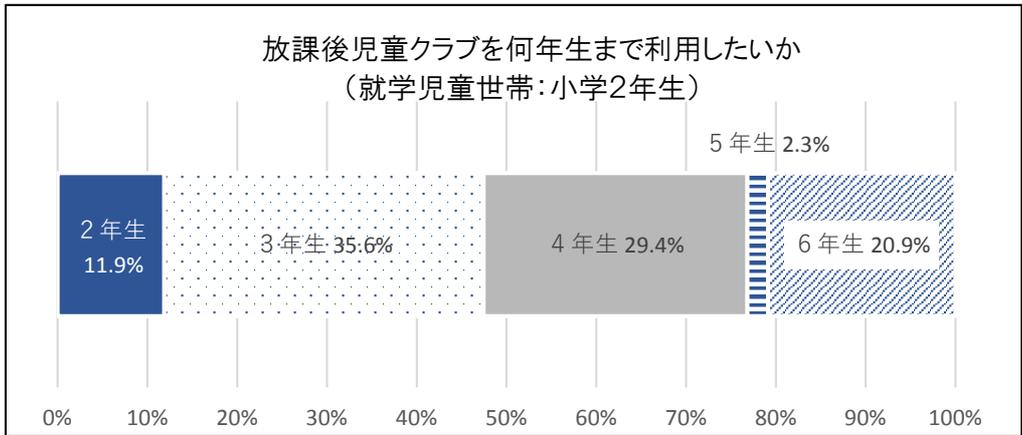
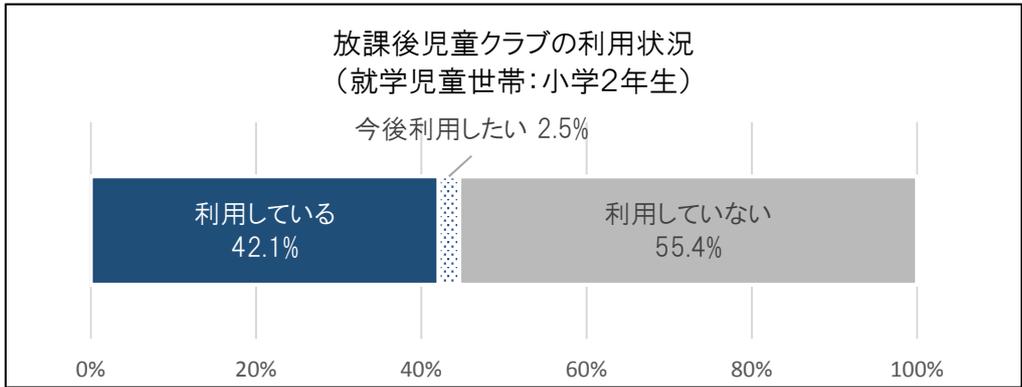
■保育サービスを利用していない人の今後の利用意向



(6) 放課後児童クラブについて

放課後児童クラブの利用状況は、「利用している」が約4割で、今後の意向も含めると半数弱に利用意向があると考えられます。

また、何年生まで利用したいと考えているかについては、3年生までが35.6%と最も多く、次いで4年生となっています。また、6年生までが20.9%となっており、高学年まで放課後児童クラブを利用させたいと考える保護者が増えていることがわかります。



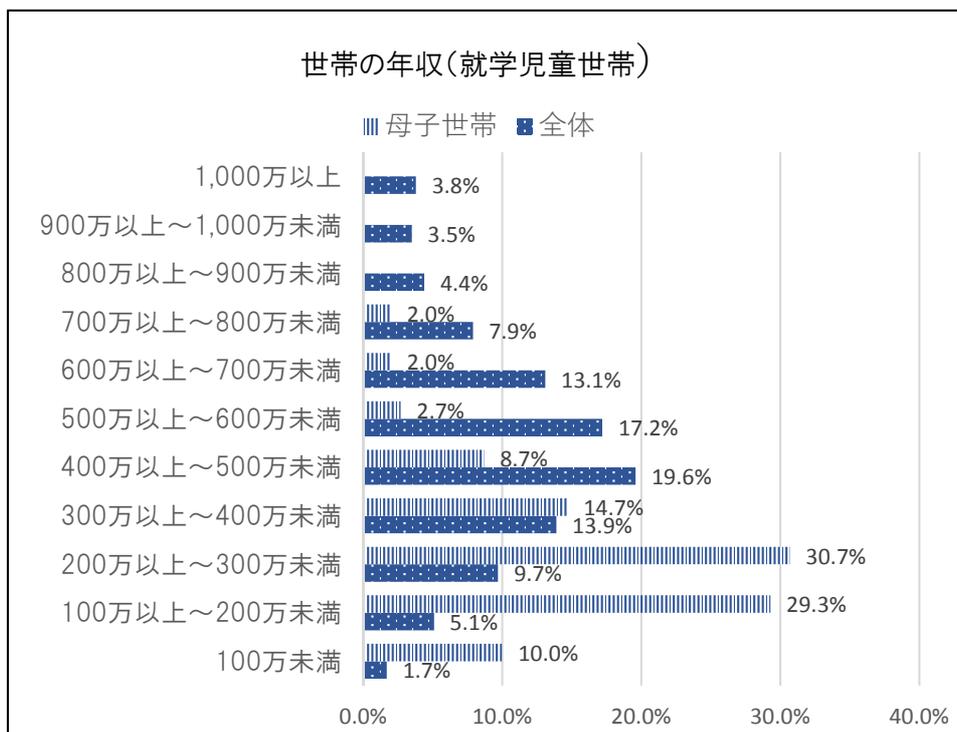
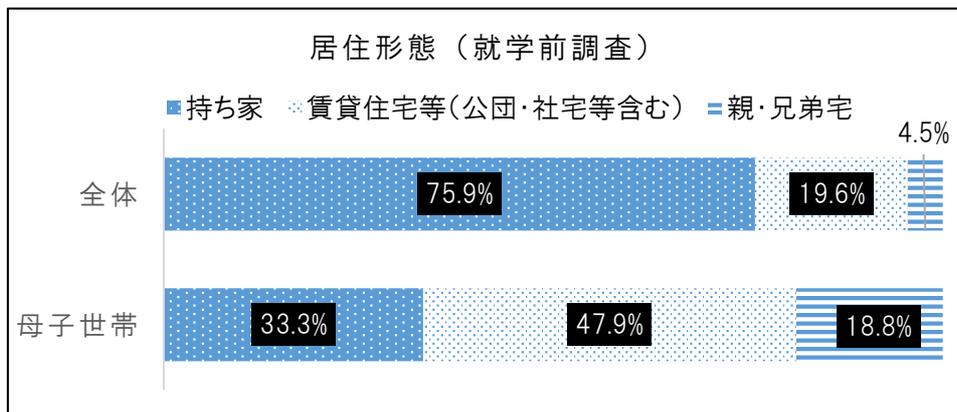
※子育て世帯と若者に関する生活実態等調査より

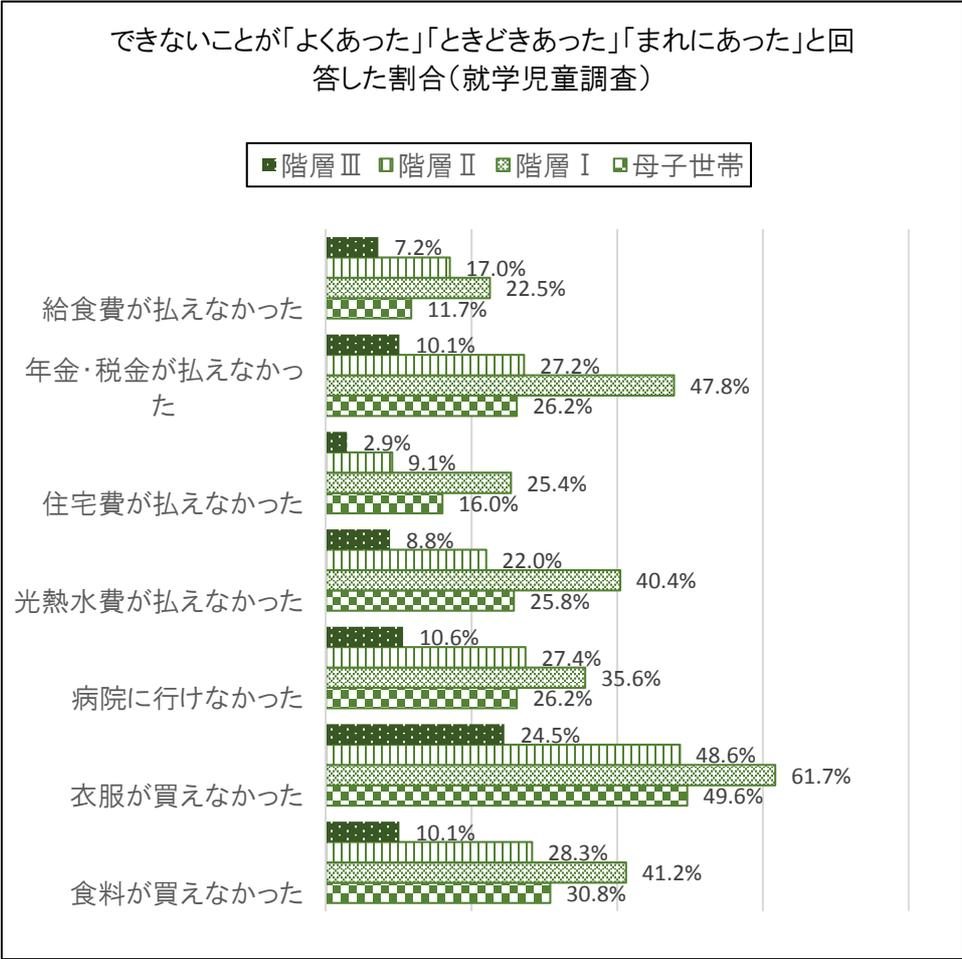
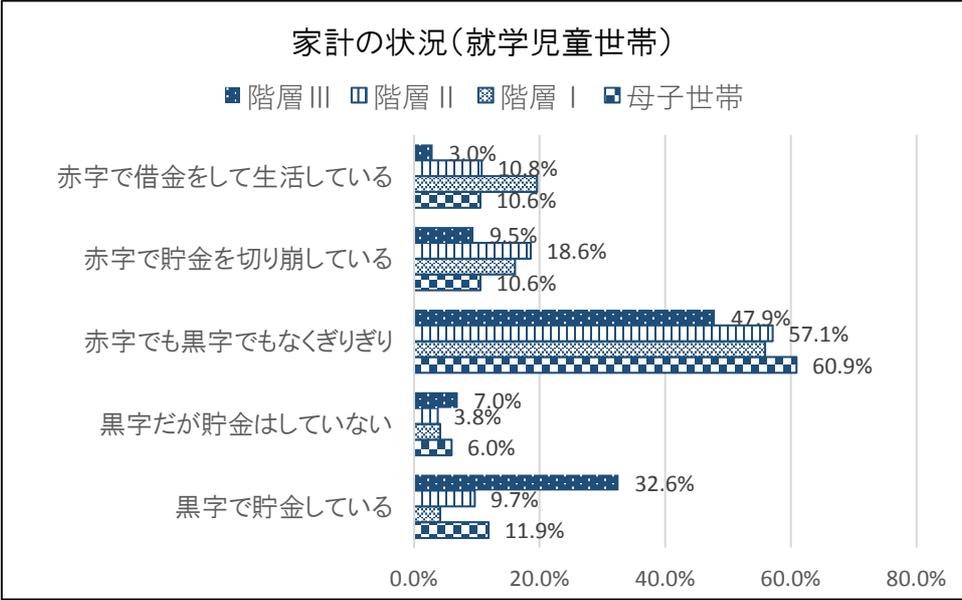
(7)生活状況について

「子育て世帯と若者に関する生活実態等調査」の結果によると、居住形態については、持ち家が全体の75.9%を占めています。また年収については、400万円以上500万円未満が最も多くなっています。一方、母子世帯の居住形態については、持ち家が約3割で、約7割は賃貸住宅等となっています。また、年収は200万円以上300万円未満が母子世帯全体の約6割を占め、200万円未満でも約4割を占めています。

子育て世帯全体の家計の状況については、「赤字でもなく黒字でもなくぎりぎり」と回答した世帯が6割以上で、「赤字で貯金を切り崩している」、「借金をして生活している」と回答した世帯は、全体の約2割近くを占めています。また、日常生活で「食料が買えなかった」「病院に行けなかった」と回答した割合は、母子世帯や両親世帯でも収入の少ない世帯や多子世帯において高い傾向にあり、厳しい生活環境にあることがうかがわれます。

子どもの進学や習い事など様々な機会が経済状況や養育環境によって抑制されることのないよう、多面的な対策が求められます。





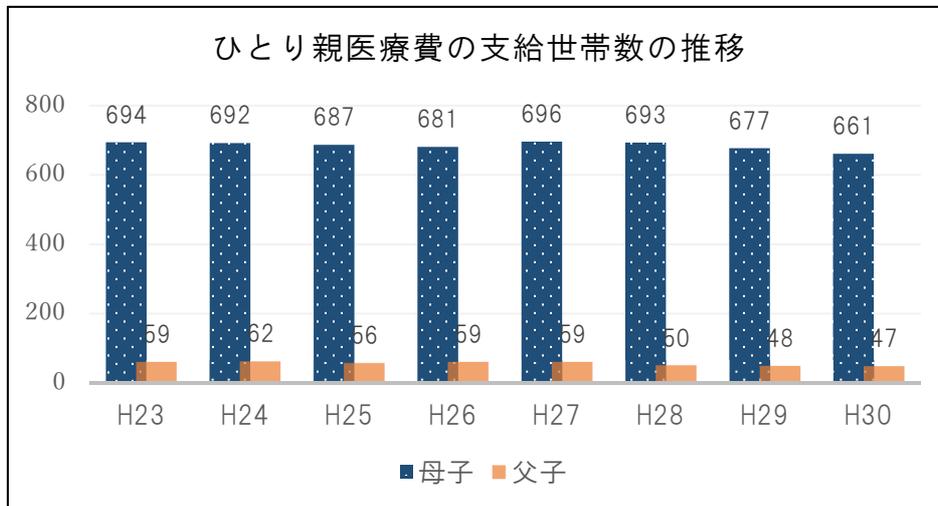
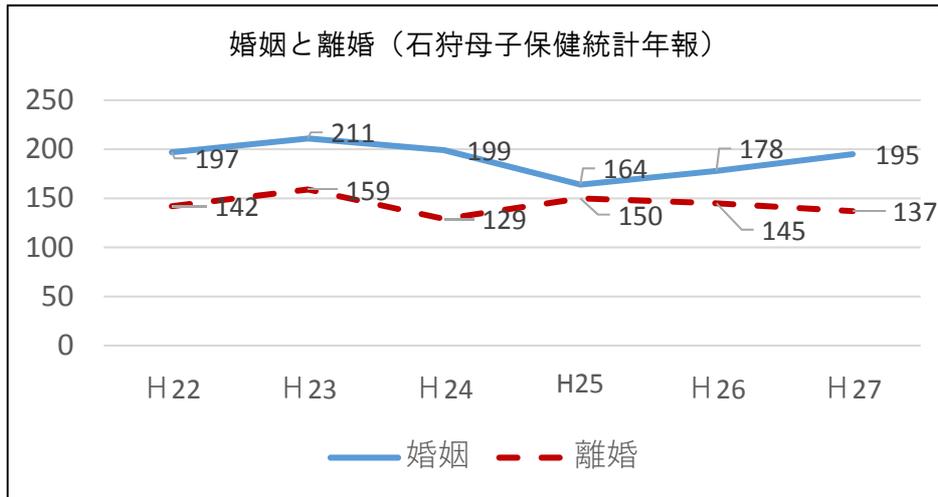
※以上、子育て世帯と若者に関する生活実態等調査より

※階層の説明については92ページ参照

(8)ひとり親世帯の状況について

本市の婚姻件数は、200件弱で推移し、離婚件数は140件前後で推移しています。

ひとり親世帯数については、平成30年度のひとり親医療費の支給件数では母子が661世帯、父子が47世帯となっています。特に、母子世帯については、経済的に厳しい生活環境に置かれており、児童扶養手当の支払い回数の引き上げや未婚の家庭に対する寡婦控除の「みなし適用」などが講じられています。子どもの貧困の視点からも、自立支援に向けた対策が求められます。

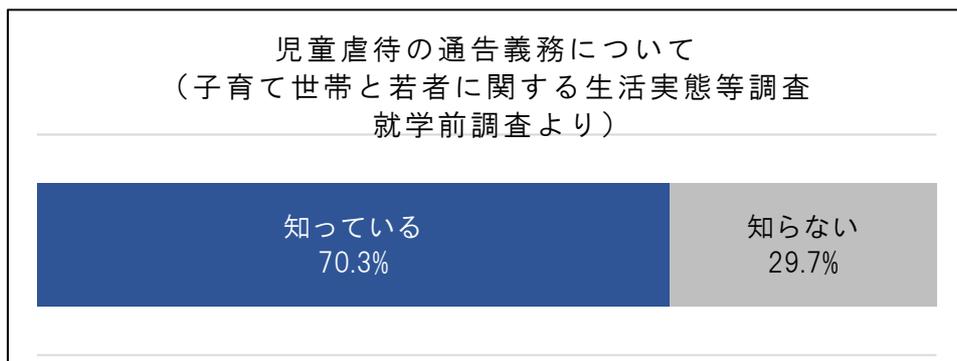
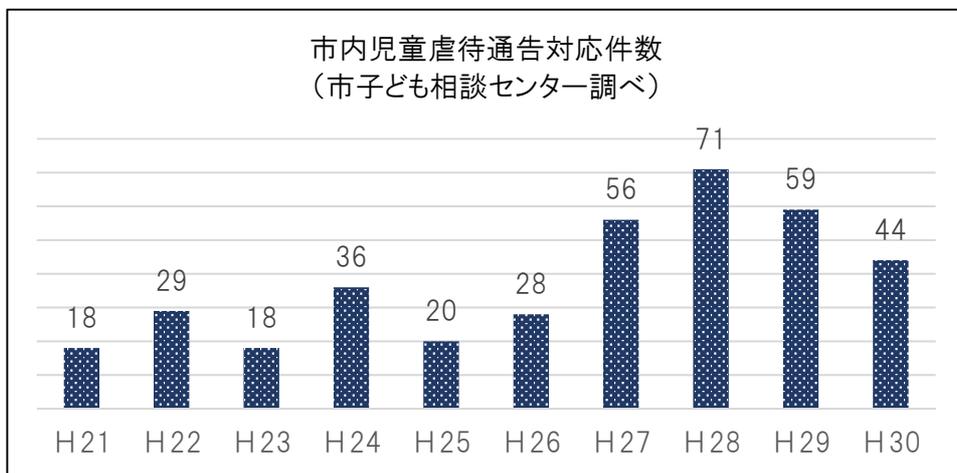
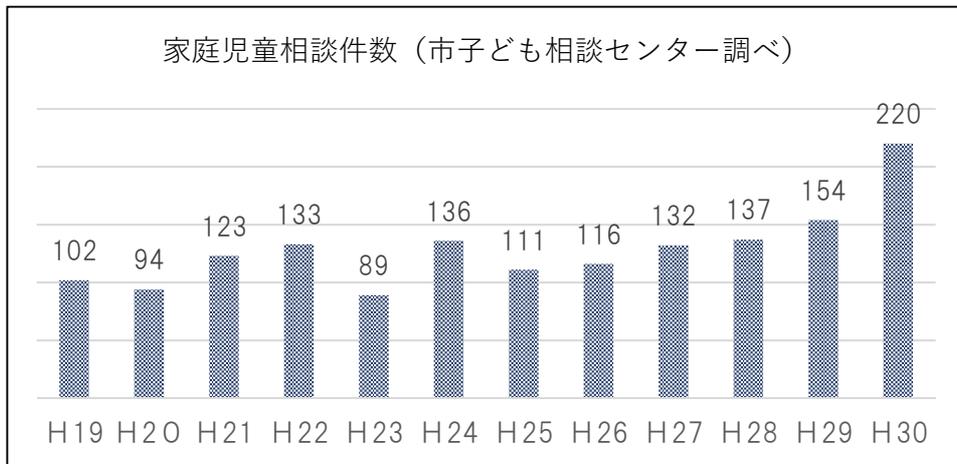


(9) 子ども家庭支援の状況について

子ども相談センターが受理する家庭児童相談の件数は増加傾向にあります。平成30年度の相談件数の内訳は、「育児・しつけ」が27%、「児童虐待」が20%、「障がい」が12%などです。

児童虐待に関する相談件数は、5年前と比較して増加傾向にあります。その主な要因は、子どもの面前で行われる配偶者への暴力が心理的虐待にあたるとして、通告された件数が増えたことによるものです。また、就学前の子育て世帯のうち、児童虐待の通告義務を「知っている」と答えた人は約7割に留まっています。

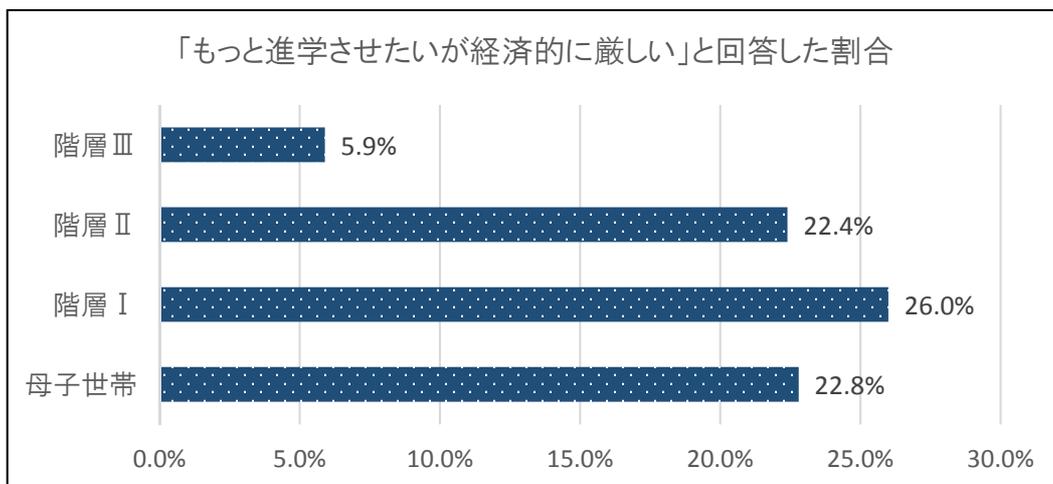
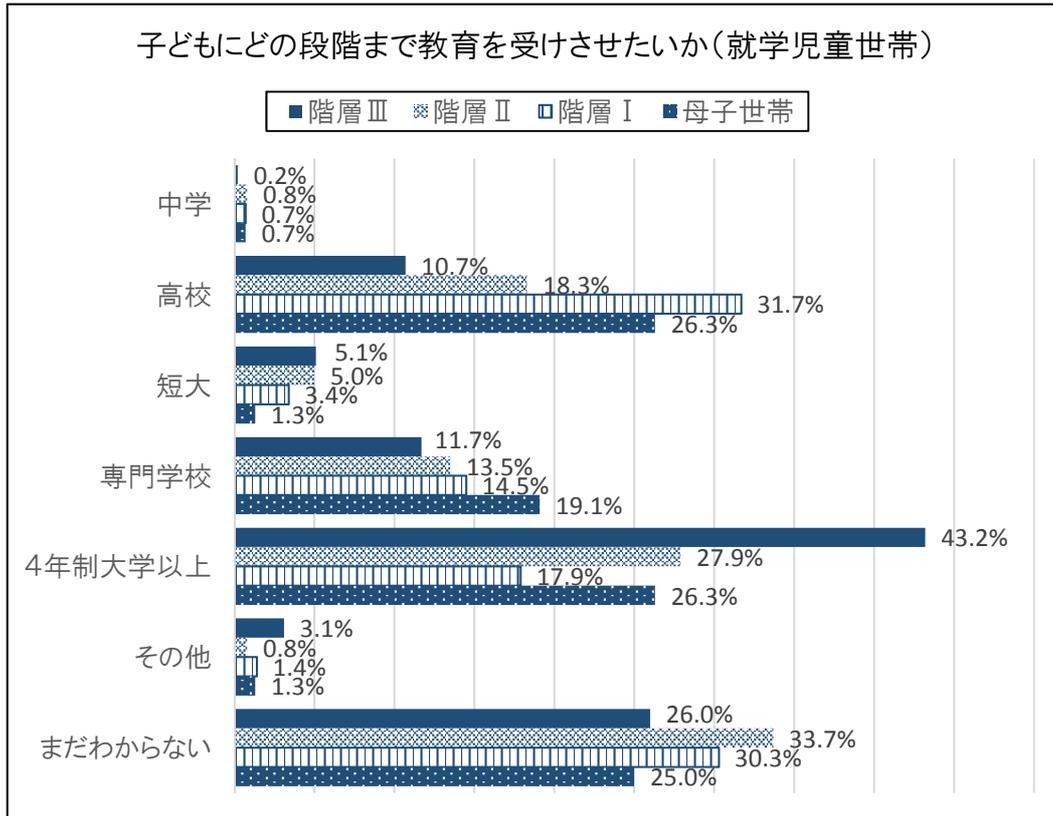
深刻化するこの問題に対応していくため、今後の国の動向を注視し、相談体制や専門性の向上を図っていくことが求められています。



(10)進学について

保護者が、子どもにどの段階まで教育を受けさせたいと考えているかについては、世帯の困窮度の状況によって違いが見られます。「4年制大学以上」については、困窮度が比較的低いと考えられる世帯（階層Ⅲ）の割合が高く、「高校」では、困窮度が高いと考えられる世帯（階層Ⅰ）や母子世帯で割合が高くなっています。

また、「もっと進学させたいが、経済的に厳しい」と回答した割合についても、困窮度が比較的高いと考えられる世帯や母子世帯で高くなっています。



※以上、子育て世帯と若者に関する生活実態等調査より

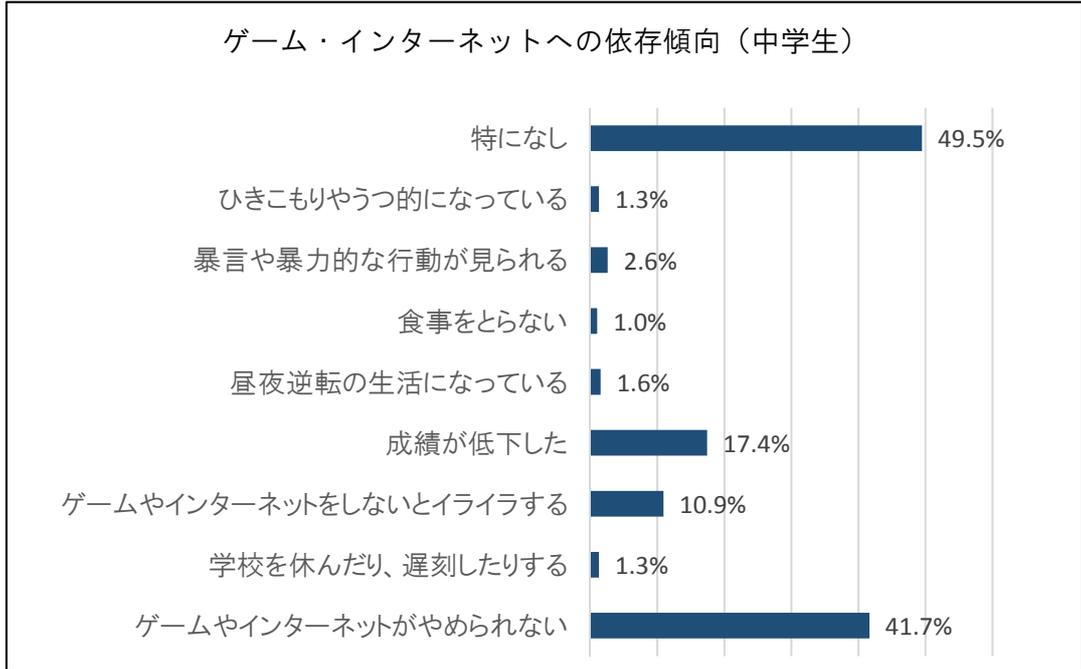
※階層の説明については92ページ参照

(11)子ども・若者について

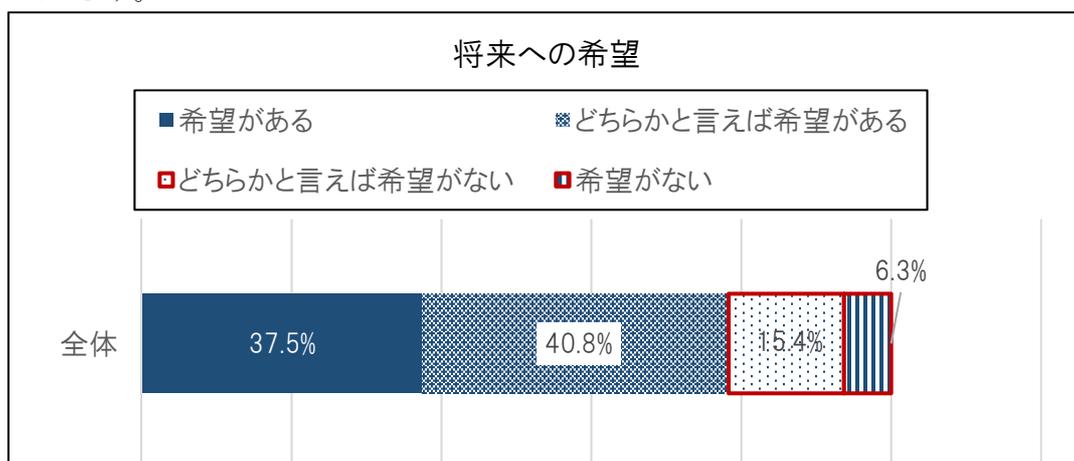
「ゲームやインターネットをやめられない」を含め、約半数にゲームやインターネットに依存しがちな傾向が見られます。また、多くはないものの、一部には「学校を休む」「昼夜逆転」「暴言や暴力」「ひきこもりやうつ」といった深刻なケースが疑われる状況も見られます。

SNSなどのインターネット環境に潜む問題やゲーム依存など、子どもを取り巻く環境の課題は多様化、複雑化しています。こうした今日的な課題に対応していくため、学校や家庭、地域の協力関係が一層求められます。

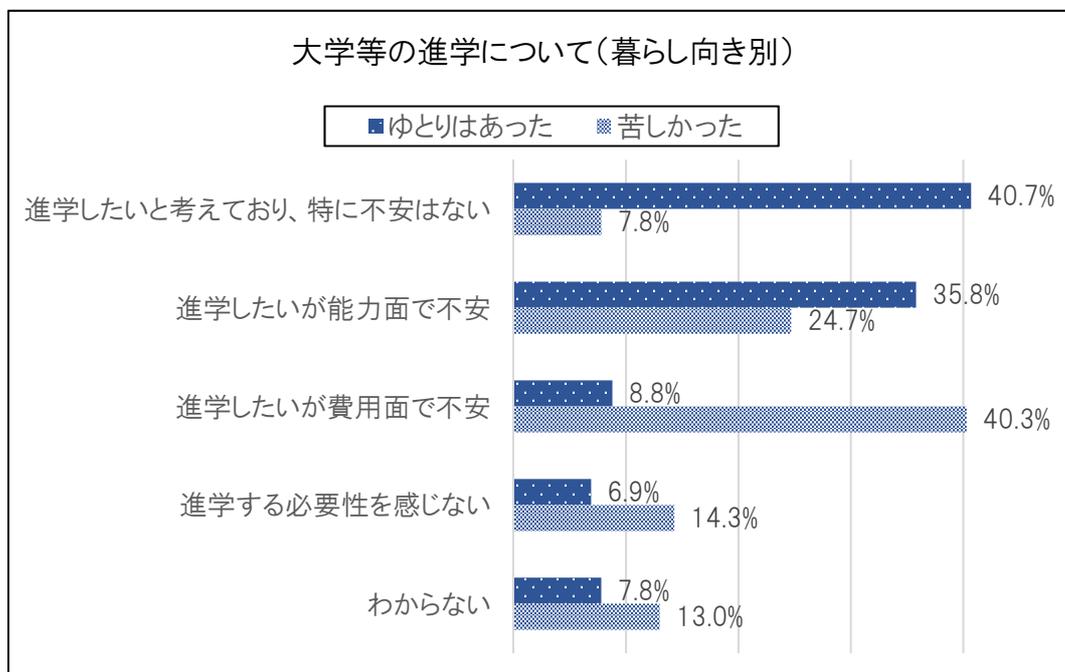
※以下、子育て世帯と若者に関する生活実態等調査より



15歳から21歳までの若者に対し、将来の希望について尋ねたところ、将来に対して「希望がある」と回答した若者は約8割、「希望がない（どちらかと言えば）」と回答した若者は約2割となっています。



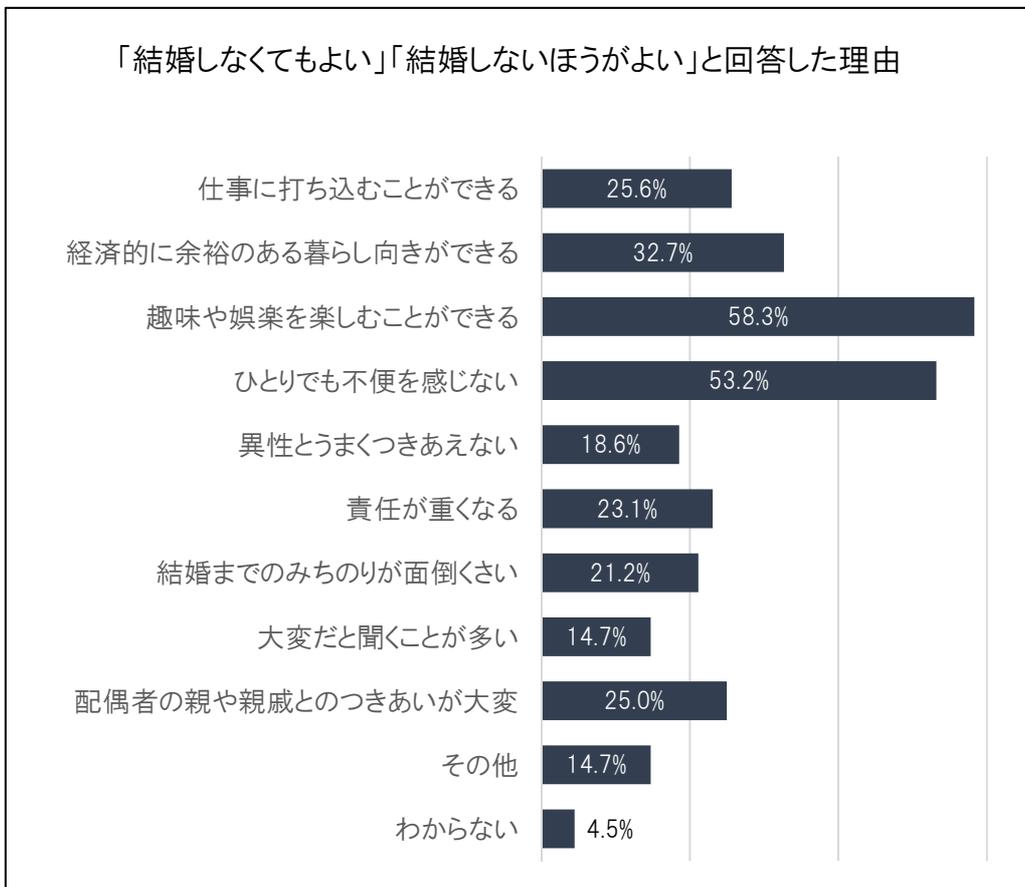
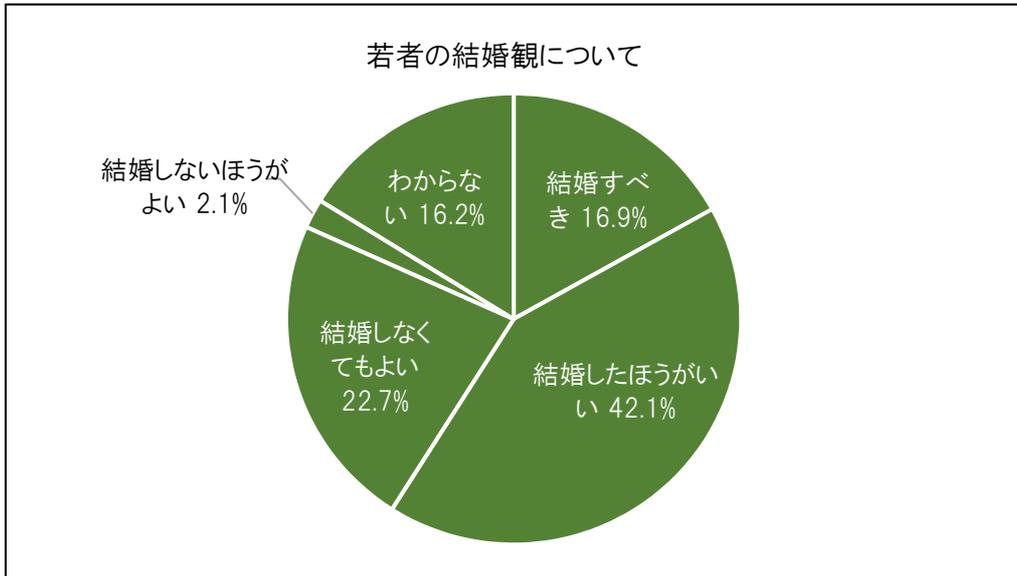
大学等の進学については、中学3年生のときの家庭の暮らし向きが「苦しかった」と回答した若者は、「ゆとりはあった」と回答した若者と比べて、費用面での不安を抱えている割合が高くなっています。



※以上、子育て世帯と若者に関する生活実態等調査より

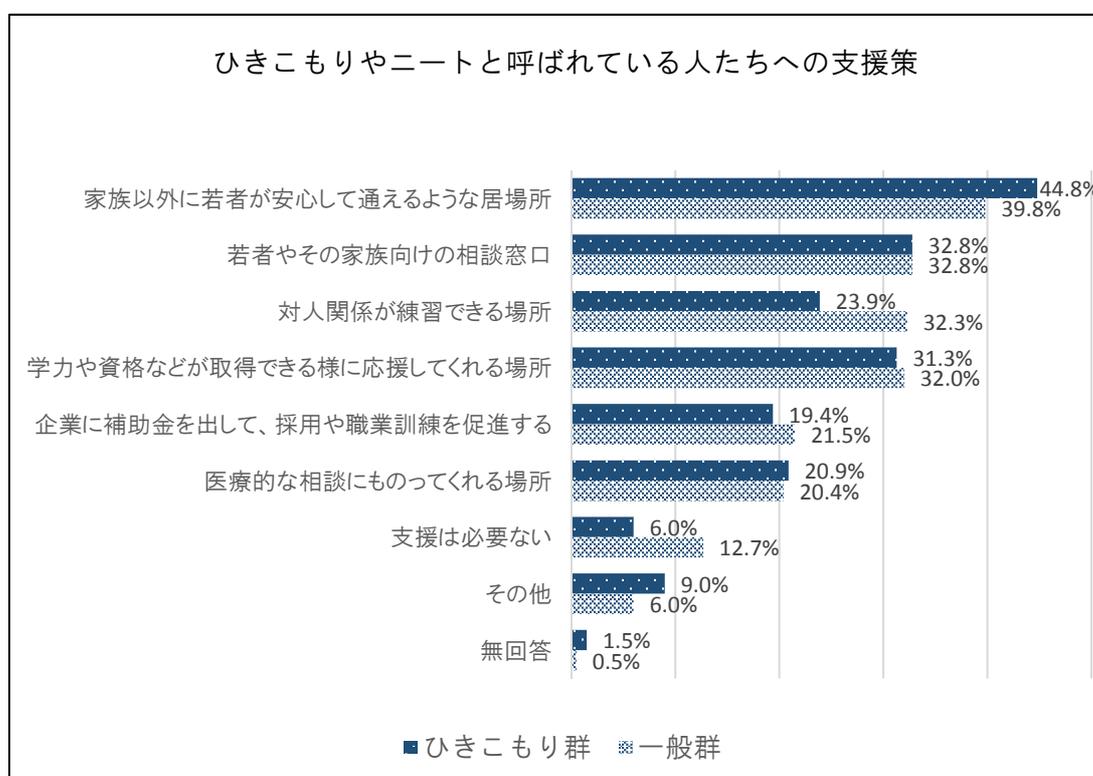
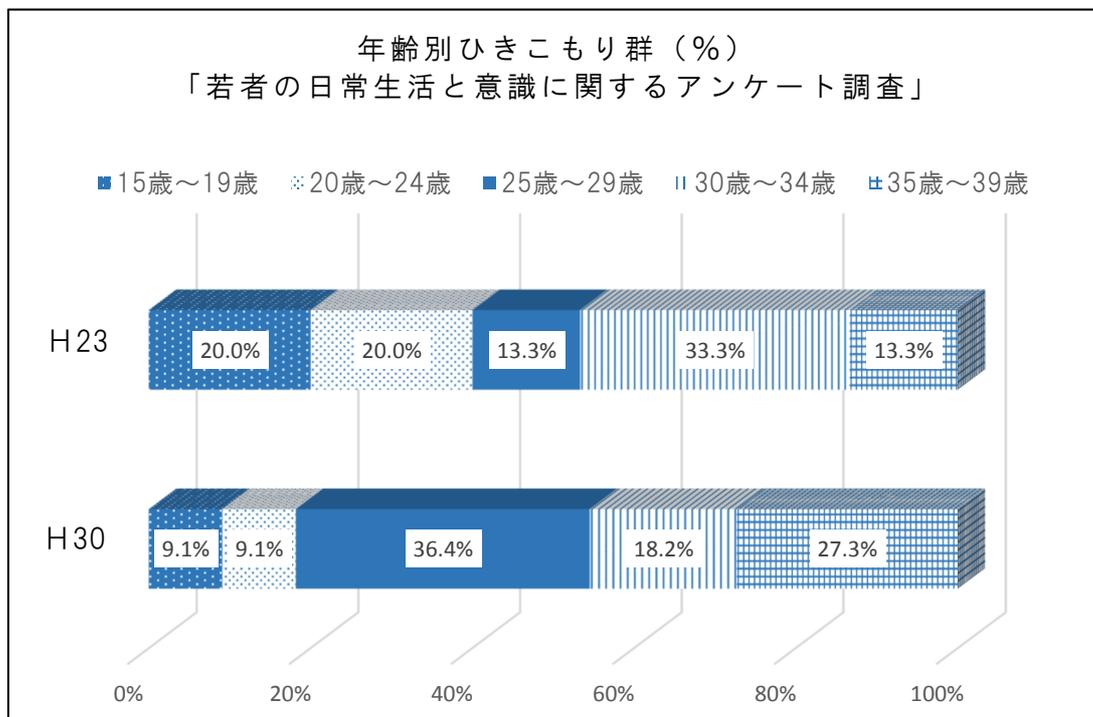
将来の結婚観については、「結婚すべき」「結婚したほうがいい」と回答した若者は約6割、「結婚しなくてもよい」「結婚しないほうがよい」は全体の約4分の1を占めています。

結婚に否定的な理由としては、「趣味や娯楽を楽しむことができる」「経済的に余裕ある暮らしをしたい」、「ひとりでも不便を感じない」のほか、「仕事に打ち込むことができる」「配偶者の親や親戚とのつきあが大変」などとなっています。



※子育て世帯と若者に関する生活実態等調査より

平成30年度に実施した「若者の日常生活と意識に関するアンケート調査報告」では、15歳から39歳までの若者のうち、ひきこもり群は1.56%、約200人と推測される結果となりました。ひきこもりの長期化が懸念されるなか、安心できる居場所や相談しやすい環境など、多様な課題に対応できる総合的な支援体制の構築が求められていると言えます。



※ひきこもり群等の定義については96ページ参照

3 第一期子ども・子育て支援事業計画の評価

■基本目標Ⅰ 子育てにやさしいまちづくり

施策① 妊産婦・乳幼児に関する切れ目ない保健対策の充実

【成果と課題】

- 平成 29 年 7 月に、石狩市子育て世代包括支援センターを開設し、利用者支援事業（母子保健型）として母子保健コーディネーターを配置し、妊娠届け時に、悩みごとなどを聞き取り、個々に応じたケアプランの策定を行うなど、出産までの切れ目のない支援体制の充実を図りました。
- 出産間もない母親の心身のケアを行うため、産後ケア事業を開始し、産前・産後の家事育児支援とあわせて、包括的な支援体制の充実に努めました。
- 出産医療機関までの距離がある厚田区・浜益区に居住する妊産婦に、妊婦健康診査等の交通費の助成を開始しました。
- 不妊や不育症に悩む方の希望を叶えるため、不妊症・不育症の治療費の助成を実施したほか、新生児聴覚検査を実施するための費用の助成を実施しました。
- 妊産婦健康診査や乳幼児全戸訪問事業（赤ちゃん訪問事業）など、これまでの取り組みとも相互に連携しながら、包括的な母子保健対策の充実・強化を図りました。一方、出生数は減少傾向が続いており、全国的な少子化の流れに歯止めがかからず、引き続き、子どもを生み育てる環境の充実を進めていく必要があります。
- 乳幼児健診の受診率は平成 26 実績と比較し、やや上昇していますが、未受診の子どもや家庭のアプローチなど、虐待等の未然防止の観点からも、さらなる工夫が求められます。

基本目標Ⅰ 子育てにやさしいまちづくり		単位	H26 実績	H27 実績	H28 実績	H29 実績	H30 実績	H31 目標
施策① 妊産婦・乳幼児に関する切れ目ない保健対策の充実								
妊産婦・出産に関する安心・安全性と快適さの確保	妊婦健康診査の受診者数	人	-	340	320	324	300	276
	妊娠中の妊婦の喫煙率	%	2.8	9.7	6.5	4.3	4.5	↓
子どもの健やかな発達の促進と育児不安の軽減	乳児家庭全戸訪問事業の訪問割合	%	98.9	99.2	98.7	97.6	96.8	100
小児保健医療水準の維持・向上	乳幼児健診の受診率 ※法定健診の1歳6か月児健診	%	95.5	93.0	93.5	94.6	96.1	100
	〃 3歳児健診	%	91.1	93.0	91.8	92.9	92.6	100
	乳幼児健診の満足度	%	95.0	95.0	100.0	100.0	97.0	↑

施策② 楽しく子育てできる環境づくり

施策③ 仕事と子育ての両立支援

【成果と課題】

- 妊娠期から子育て期まで、切れ目のない支援を行うため、子育て世代包括支援センターを開設し、子育て支援と母子保健との包括的な支援体制を強化しました。
- 在宅にこもりがちとなる妊産婦や子育て中の母親が必要なサービスや制度の情報が得られるよう、子育て支援アプリの提供を開始したほか、窓口等での一元的な対応強化を図るため、子育てコンシェルジュを配置しました。これらの取組みにより、これまでの情報提供の

あり方を、アウトリーチに近い形態で進めることができました。今後はサービス等のさらなる普及啓発が課題です。

- 仕事と子育ての両立を望む保護者は少なくありません。そうした希望にできる限り対応するとともに、すべての子どもに質の高い教育を受けられる環境を整備するため、認定こども園の整備を推進し、市内すべての認可保育所及び幼稚園が認定こども園に移行しました。
- 多子世帯の保育料軽減など、独自施策を実施したほか、いわゆる「小1の壁」にも対処すべく、放課後児童健全育成事業の拡充を行なうなど、総合的な子育て支援対策の推進を図りました。一方、令和元年10月からスタートした幼児教育・保育の無償化により、さらなる保育ニーズに対する量の確保や、保育士等の人材確保に向けた対策が喫緊の課題となっています。

基本目標Ⅰ 子育てにやさしいまちづくり		単位	H26 実績	H27 実績	H28 実績	H29 実績	H30 実績	H31 目標
施策② 楽しく子育てできる環境づくり								
身近な場所で相談や仲間づくりができるシステム	子育て支援センターの実施か所数	か所	5	5	5	5	5	5
施策③ 仕事と子育ての両立支援								
保育サービスの充実	教育・保育施設、地域型保育、認可外保育施設の待機児童数	人	0	0	0	0	0	0
	放課後児童クラブの待機児童数	人	0	9	5	5	0	0

■基本目標Ⅱ 子どもと家庭の支援

施策① 子どもセーフティネット

施策② 障がいや発達に配慮が必要な子どもの支援

施策③ ひとり親家庭の自立支援

【成果と課題】

- すべての子どもが適切な養育を受け、健やかな成長、発達や自立等が保障され、その持つ力を発揮することができるよう子ども及び家庭を支援する必要があります。
- 全国で児童虐待が深刻化するなか、本市においては、平成18年度に設置した「石狩市こども見守りネットワーク協議会」を核に、要保護児童とその家庭に対する適切な支援方法や連携した支援を実施しました。
- 深刻化する児童虐待等への対応をさらに強化していくため、平成31年度に「石狩市子ども家庭総合支援拠点」の機能を子ども相談センターが担いました。また、虐待の未然防止として、養育支援訪問や母親支援プログラムなどを実施するほか、児童虐待の通告義務について周知啓発等に努めました。今後の課題としては、子ども家庭総合支援拠点の機能向上として、人員確保と専門性のさらなる強化が求められます。
- 子どもの貧困が問題となるなか、福祉と教育の連携を強化するため「石狩市子ども総合支援本部」を立ち上げ、アウトリーチによる支援体制の構築や拠点型学習支援を実施したほか、本市の子どもの貧困の状況を把握するため統計調査などを実施しました。

- 官民協働による子どもの総合支援を推進するため、市民協働提案を通じて、子ども食堂や学習支援を実施する市民団体等の参画を進め、市民協働による子どもの総合支援対策を実施しました。
- 本市が実施した調査等でも、貧困の問題は特にひとり親家庭で深刻な状況であり、ひとり親家庭の支援対策の充実等が一層求められています。すべての子ども達が等しく学び、健全に育まれる環境を整備していくため、引き続き、地域の実態等を踏まえた仕組みづくりを考えていく必要があります。
- 障がいの有無に関わらず、すべての子どもが自分らしく成長できる環境整備が大切であることから、子どものための各種施設の入所等への配慮はもとより、発達障がいへの理解の促進と支援ネットワークの強化に努めてきました。また、医療的なケアが必要な子どもの受け入れについては、児童発達支援、放課後等デイサービスの提供を行う事業所を支援しました。
- 「障がいを理由とする差別の解消の推進に関する法律」の施行をはじめ、平成25年に本市が制定した「石狩市手話に関する基本条例」は、共生社会への理解と施策の推進に大きく影響したと言えます。今後、外国人への対応など新たな課題が顕在化するなかで、福祉、教育問わず、各施策を通じて、共生社会の実現を視点とした取組を推進していくことが求められています。

基本目標Ⅲ 子どもと家庭の支援		単位	H26実績	H27実績	H28実績	H29実績	H30実績	H31目標
施策① 子どもセーフティネット								
こども見守りネットワークの機能強化	養育支援が必要な家庭に対する訪問世帯件数	世帯	11	12	13	5	9	20
児童虐待などの未然防止と普及・啓発	児童虐待の通告義務を認知している市民の割合	%	-	-	-	-	70.3	70
施策② 障がいや発達に配慮が必要な子どもの支援								
障がい児通所支援の充実	児童発達支援の利用件数	件	482	503	677	750	877	612
	放課後等デイサービスの利用件数	件	1,128	1,374	1,657	1,900	2,014	1,589
	保育所等訪問の利用件数	件	10	13	8	10	10	12
教育や保育の機会の充実	障がい児を受け入れている幼稚園、保育所、認定こども園、児童館、放課後児童クラブの数	か所	32	33	33	36	36	34
施策③ ひとり親家庭の自立支援								
ひとり親相談の充実	ひとり親家庭サポート事業の利用件数	件	31	24	16	21	36	↑
ひとり親家庭の就労支援	自立支援教育訓練給付金を利用した資格取得者数の累積	人	26	28	29	31	34	42
	高等技能訓練促進費を利用した資格取得者数の累積	人	18	19	21	25	27	34

■基本目標Ⅲ 子どもの生きる力を育てる

施策① 確かな学力の育み

【成果と課題】

- 子どもの学ぶ意欲を高め、「わかる授業」を目標とした積極的な授業・指導内容の改善と「楽しい学校」づくりに向け、学力向上推進事業や外部指導者活用事業の拡充を図り、質の高い

学習環境の向上と学校の主体的な教育活動を推進しました。

- 幼児教育は学校教育の始まりであることから、すべての子どもが幼児教育を受けられる環境整備として、市内認可保育所及び幼稚園の認定こども園への移行や本市初となる学校と複合する厚田保育園の整備を進めました。義務教育との接続の観点からも、特色ある幼小連携の運用が期待されています。
- 基礎学力を育むための教育活動の推進や地域住民などの教育活動への参画支援を進めました。
- 児童・生徒の減少や校舎等の老朽化への対応は喫緊の課題であることから、地域コミュニティの核としての学校の役割りも重視しつつ、教育水準の維持充実と特色ある学校づくりを進めるため、厚田学園及び石狩・八幡小学校の整備等を進めました。今後は、新たに導入するコミュニティ・スクールの運用や、老朽化が進むその他の校舎等の改修を計画的に実施していくことが必要となっています。

基本目標Ⅲ 子どもの生きる力を育てる		単位	H26 実績	H27 実績	H28 実績	H29 実績	H30 実績	H31 目標
施策① 確かな学力の育み								
基礎学力を育むための教育活動の推進	CRT 標準学力検査において、全国平均に対する石狩市の割合 (国語・算数 小学校5年生)	%	国語 97.9	94.3	90.9	95.7	95.3	100
		%	算数 97.3	95.3	93.3	97.1	95.7	100
	CRT 標準学力検査において、全国平均に対する石狩市の割合 (国語・数学 中学校2年生)	%	国語 93.5	98.1	100	97.7	94.8	100
		%	数学 89.5	93.1	103.0	94.8	92.6	100
家庭教育の推進	「普段(月～金曜日)、1日当たりどれくらいの時間、テレビゲーム(コンピュータゲーム、携帯型のゲーム、携帯電話やスマートフォンを使ったゲームも含む)をしますか」という設問に対して、2時間以上と回答した児童生徒の割合	%	小38.1 中46.0	小44.9 中43.4	小42.4 中43.3	小43.0 中50.8	小66.3 中74.6	小30.3 中35.4

施策② 子どもの居場所づくり

【成果と課題】

- 共働き家庭の増加に伴い、放課後の子どもの安全な居場所の整備が求められ、本市においても各小学校区を基本に、放課後児童クラブを整備してきました。これまでに15ヶ所19クラブを開設し、待機児童の解消に努めました。
- 一方、近年の保育ニーズの高まりや、高学年の利用数の増加などの影響から、花川南地区を中心に、通年利用の待機や、長期休業期間の一時利用ができない児童が発生している状況です。こうした状況を速やかに解消していくための対策が求められています。
- 子どもの居場所については、本市では児童館がその機能を担う拠点となっています。一方、平成27年頃から樽川地区で若い世代の定住が進んだことにより、将来的に南線小学校区の子どもの居場所整備が課題となっています。同校区の児童クラブの質の確保とおおぞら児童館の老朽化などに対応していくため、平成30年度から市民を含めた検討作業を始め、石狩ふれあいの杜公園内に新たな施設を建設する方向で現在、整備計画を進めています。
- 市民協働による子どもの居場所づくりの取組みとして、平成29年度から、子ども食堂等への支援を実施しているところであり、地域コミュニティや食育の視点からも、市民協働によるきめ細やかな取組が求められています。
- ひきこもりが長期化しないように、児童期、若者期からの居場所対策の充実が求められてい

ます。

基本目標Ⅲ 子どもの生きる力を育てる		単位	H26 実績	H27 実績	H28 実績	H29 実績	H30 実績	H31 目標
施策② 子どもの居場所づくり								
子どもの体験や学びの機会充実	一体型の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の開設 か所数	か所	-	-	-	-	-	3
思春期の子どもの居場所づくり	児童館を利用する中高生の人数	人	11,312	10,318	11,515	13,191	11,767	12,000
子どもの権利の普及・啓発	子どもの権利について、聞いたり、考えたことがある市民の 割合	%	69.2	-	-	-	56.2	80

施策③ 子どもの豊かな心と健やかな体を育む

【成果と課題】

- 子どもが「生きる力」を身につけるためには、「確かな学力」だけでなく、「豊かな心」と「健康・体力」をバランスよく育成していく必要があります。このため、運動能力向上と、食育推進を通じた子どもの健やかな育ちを目指し、小学校と連携して放課後すこやかスポーツ教室を開催しました。また、体力・運動能力向上推進事業などを通じて、スポーツへの苦手意識克服などへの取組みを進めました。
- 子どもの読書活動の推進や情操教育プログラムの実施により豊かな心の育成にも努めました。
- とりわけ低年齢期の子どもの受診機会が経済的な理由で失われることのないよう、小学2年生まで子ども医療費の通院助成を拡大しました。
- インターネットや SNS の過度な利用により、心身の健康を害する危険性も懸念されることから、望ましい生活習慣の啓発等が引き続き求められます。また、ひとりで悩みを抱える子どもの相談体制についても工夫が求められており、今後の検討課題と言えます。

基本目標Ⅲ 子どもの生きる力を育てる		単位	H26 実績	H27 実績	H28 実績	H29 実績	H30 実績	H31 目標
施策③ 子どもの豊かな心と健やかな体を育む								
子どもの豊かな心を育む取り組み	情操教育プログラムに「感動した」と回答した子どもの割合	%	98.1	97.7	96.6	97.6	93.1	100
子どもの体力・運動能力の向上	基礎体力向上教室の開催	回	2	14	12	12	12	実施
食育の推進	「朝食を毎日食べていますか」という設問に対して「全くしていない」と回答した児童生徒の割合	%	小1.4 中2.5	小1.6 中1.8	小2.9 中2.1	小1.2 中2.1	小2.1 中4.6	0

3. 計画の基本的な考え(基本理念)

2015年、子どもにも関連する多くの課題と目標を位置付けた「持続可能な開発目標(SDGs)」が国連で採択されました。その目標の中には、「子どもの健康的な成長」「質の高い教育」「子どもへの暴力をなくすこと」「子どもの参加」など、子どもの権利と関連する多くの項目が確認できます。

一方、わが国では児童虐待による痛ましい事象が後を絶たちません。こうした状況等を受け、平成28年5月に成立した「児童福祉法等の一部を改正する法律」では、初めて子どもが権利の主体として位置づけられました。また、平成30年に策定された改正児童館ガイドラインでは、子どもの権利の具現化を図る拠点として、児童館がその役割を担うことが明記されました。本市では、これまで「こども・あいプラン」や「子ども・子育て支援事業計画」の中で、子どもの権利条約の4つの基本的な権利(生きる権利、育つ権利、守られる権利、参加する権利)を計画の基底とし、その実現を視点としながら施策の推進に努めてきました。近年の社会動向や本市のこれまでの経緯を踏まえ、子どもの権利の視点を第一義に考慮し、施策等に取り組む姿勢は今後も継承していく必要があると考えます。

また、子ども・子育て支援は、父母その他の保護者が子育てについて第一義的責任を有するとした基本認識の下、行われるべきものでありますが、子どもを取り巻く環境は複雑化、多様化しており、家庭の中だけで問題を解決することが難しい場合もあります。そのため、地域社会全体で協力し、子どもとその家庭を支えていくことが肝要です。本市では、主体的に子どもや子育てに関わる市民や団体等が活動しており、そうした市民参加、市民力は本市の強みでもあります。

これらのことを踏まえ、本計画においては、子どもの権利条約の4つの基本的な権利を尊重し、子どもの視点に立って、最善の利益の保障を優先して考慮しながら、家庭、地域、事業者等が一体となって取り組むまちのあり様を目指す基本理念とし、次のように定めます。

**「子どもの権利を尊重し、
子育てを地域全体で見守り支え合うまち」**

生きる権利	育つ権利
守られる権利	参加する権利

児童の権利に関する条約(概要～日本ユニセフ協会より)

「児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)」は、1989年(平成元年)11月20日に第44回国連総会において採択され、わが国は、1990年(平成2年)9月21日にこの条約に署名し、1994年(平成6年)4月22日に批准を行いました。子どもの権利条約は、子どもを18歳未満のすべての者と定義し、子どもを権利の主体として位置づけています。

子どもの権利条約では、大きく分けて4つの権利を守るよう定めています。

SDGs

持続可能な開発目標(Sustainable Development Goals: SDGs)は、すべての国が取り組むべき 17 の目標と 169 のターゲットが定められた国際目標です。2015 年 9 月に国連総会で採択され、2016 年から 2030 年までの間、世界中の国がこの目標の達成に向けて取り組むこととなります。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



児童福祉法(抜粋)

[児童の権利]

第一条 全て児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される権利を有する。

[国民等の責務]

第二条 全て国民は、児童が良好な環境において生まれ、かつ、社会のあらゆる分野において、児童の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう努めなければならない。

② 児童の保護者は、児童を心身ともに健やかに育成することについて第一義的責任を負う。

③ 国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う。

子ども・子育て支援法(抜粋)

(目的)

第一条 この法律は、我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に鑑み、児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)その他の子どもに関する法律による施策と相まって、子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援を行い、もって一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第二条 子ども・子育て支援は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力して行われなければならない。

4. 計画の意味と位置づけ

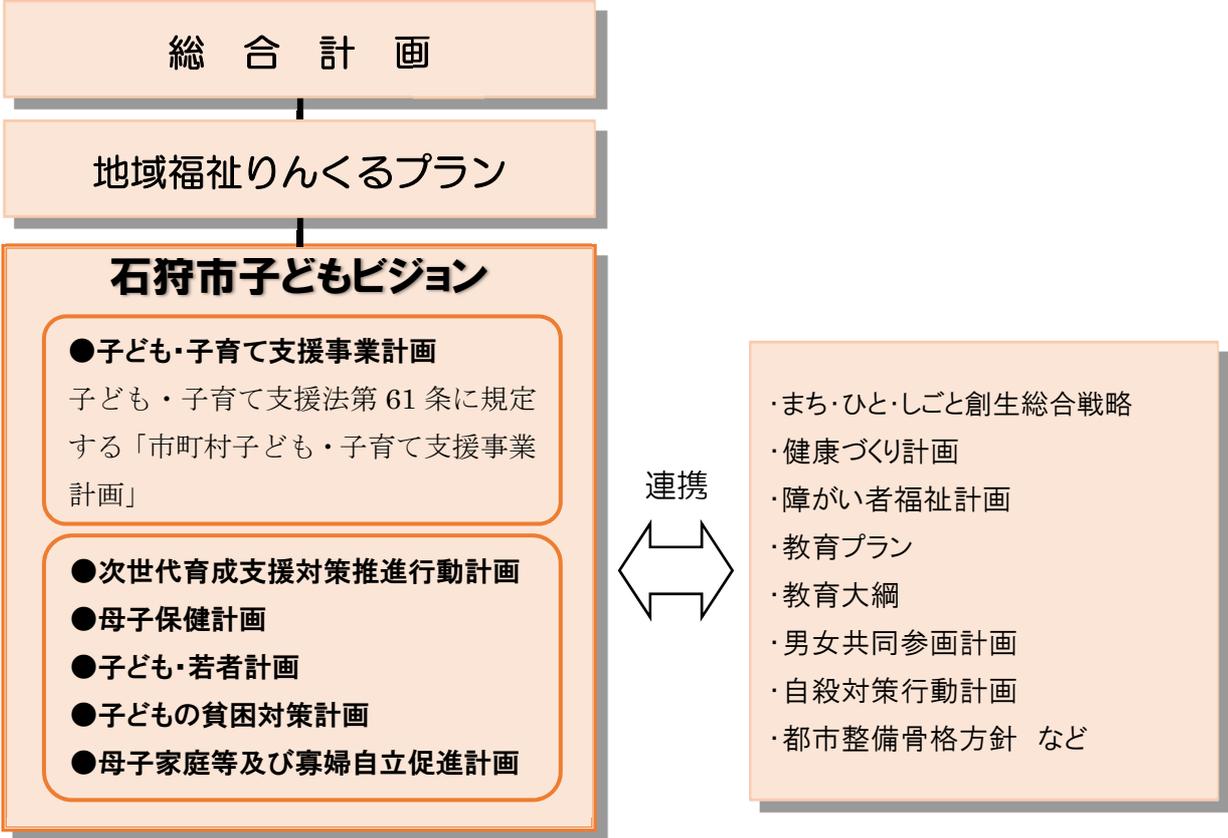
本計画は、本市の子ども・子育て施策を包括的に網羅し、総合的に推進するための計画として策定します。計画の基本理念を踏まえ、子どもの権利を尊重し、子どもが育まれる環境の現在と未来を見据え、子どもの育ちの視点に立って施策を推進していくという意味合いから「子どもビジョン」としました。

また、この計画には子ども子育て支援法に基づく子ども・子育て支援事業計画、次世代育成支援対策推進法に基づく次世代育成支援対策推進行動計画を内包します。また、妊娠期から子育て期まで連続した切れ目のない支援が必要なことから、地域の母子の健康や生活環境の向上を図るための体制の確立に向けた計画である母子保健計画も内包しています。

このほか、児童福祉法では、18歳未満のすべての人を「子ども」としています。一方、本市では39歳までを若者とし、子ども・若者支援施策を進めてきました。若者支援は、子どもの頃から継続して取り組んでいくべきものや、早期の支援により問題の深刻化を未然に防げるものなど、子ども期で展開する施策と密接に関わっています。このため、本計画は、子ども・若者育成支援推進法に基づく市町村子ども・若者計画、さらには、子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく市町村貧困対策計画、母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づく自立促進計画に位置づけて策定しています。

また、この計画は上位計画である石狩市総合計画や石狩市地域福祉りんくるプランはもとより、石狩市健康づくり計画、石狩市障がい者福祉計画、石狩市教育プランなど、他の個別計画等と連携し、考え方や施策を反映しています。

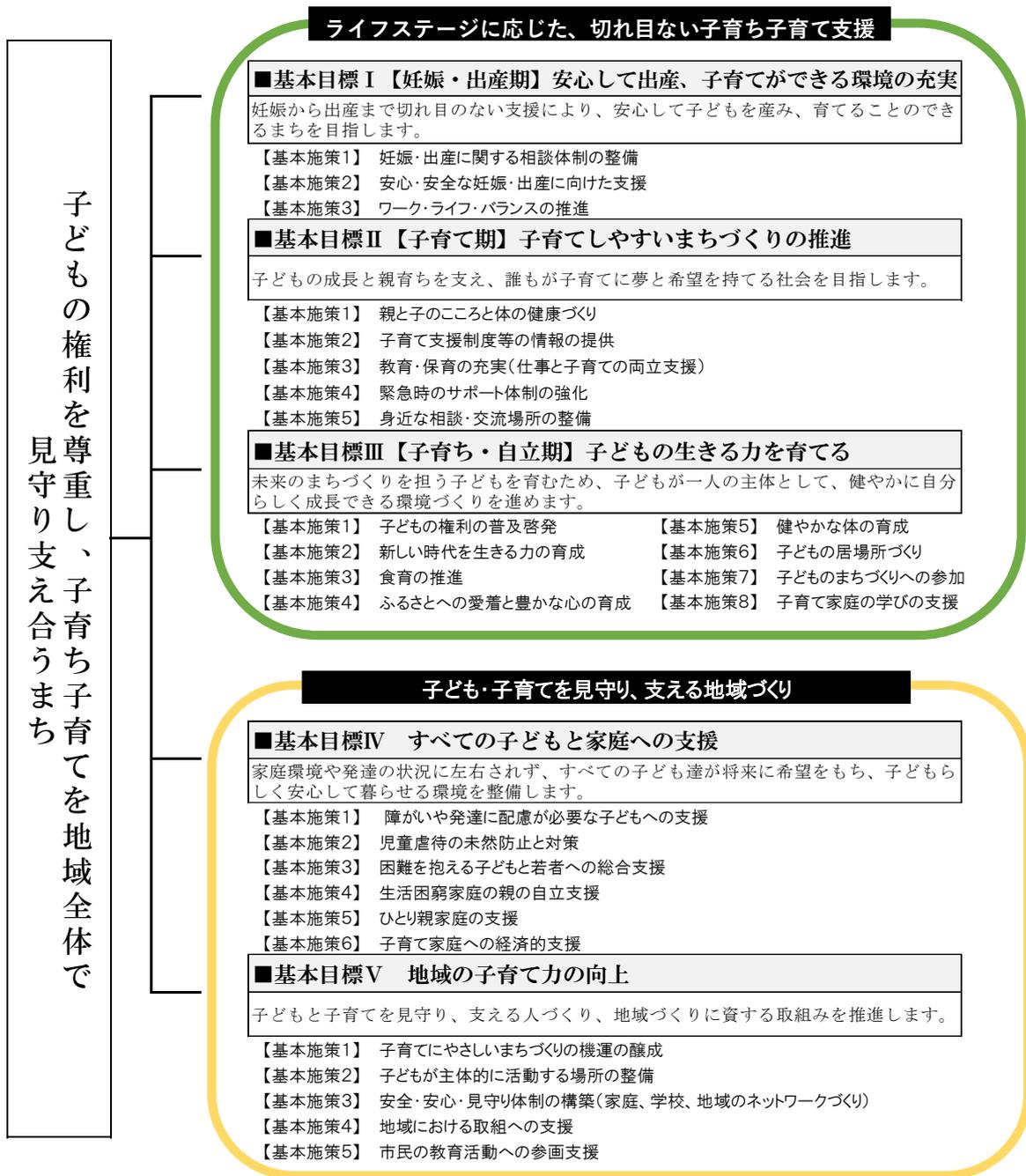
<各計画との関連イメージ>



第3章 施策体系と事業・取組

1 施策体系(施策分野・基本施策とその関連性)

施策の体系は「ライフステージに応じた、切れ目ない子育て支援」を切り口として「妊娠・出産期」「子育て期」「子育て・自立期」の3つの領域と、「子ども・子育てを見守り支える地域づくり」を切り口として「すべての子どもと家庭への支援」「地域の子育て力の向上」の2つの領域において、それぞれ基本目標を設定します。基本目標ごとに盛り込まれた基本施策を総合的かつ計画的に取り組むことにより、「子どもの権利を尊重し、子育てを地域全体で見守り支え合うまち」の実現を目指します。



2 重点施策方針

基本目標を達成するため、各基本施策等の推進とあわせて、喫緊の課題や時代の要請に応えていくための方策を重点施策方針と位置づけ、次のとおりとします。

1. 妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援体制の充実

2. 教育・保育環境の充実

3. 子どもの居場所づくりの推進

4. すべての子ども、若者と家庭への総合支援

【方針1】 妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援体制の充実

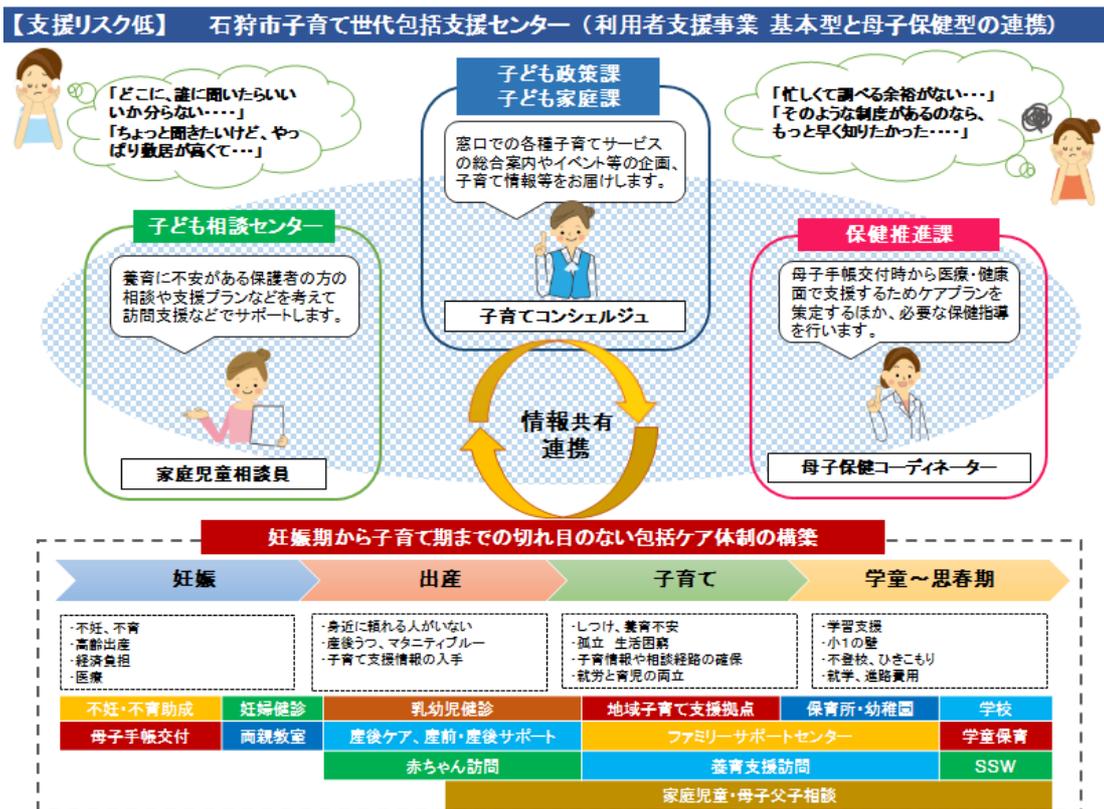
【主な取組方針】

- ・ 子育て世代包括支援センター機能の維持・向上を図る（図1参照）
- ・ 妊娠届出時に策定するケアプランを基に、赤ちゃん訪問事業、個別相談など一連の支援体制を強化する
- ・ 産後ケア事業、妊産婦健康診査等の充実により産後における母親の不安解消を図る
- ・ 地域子育て支援拠点機能の空白地域の解消を図る
- ・ 子育て支援制度等の情報提供体制の充実を図る
- ・ 通院に係る子ども医療費の助成を小学6年生まで実施する
- ・ 病児・病後児保育の活用の向上を図る

【関連する基本施策】

- ⇒ I-1. 妊娠・出産に関する相談体制の整備
- ⇒ II-2. 子育て支援制度等の情報の提供
- ⇒ II-5. 身近な相談・交流場所の整備

【図1】



●石狩市子育て世代包括支援センター※

妊娠期から子育て期まで切れ目ない支援を行うため、利用者支援事業を活用して母子保健コーディネーター、子育てコンシェルジュを配置し、家庭児童相談員と共に、妊娠届出時のケアプランの策定から子育て支援制度等の情報提供、子育て等の相談など、それぞれの役割を担いながら連携し、包括的な支援体制を構築しています。

【方針2】 教育・保育環境の充実

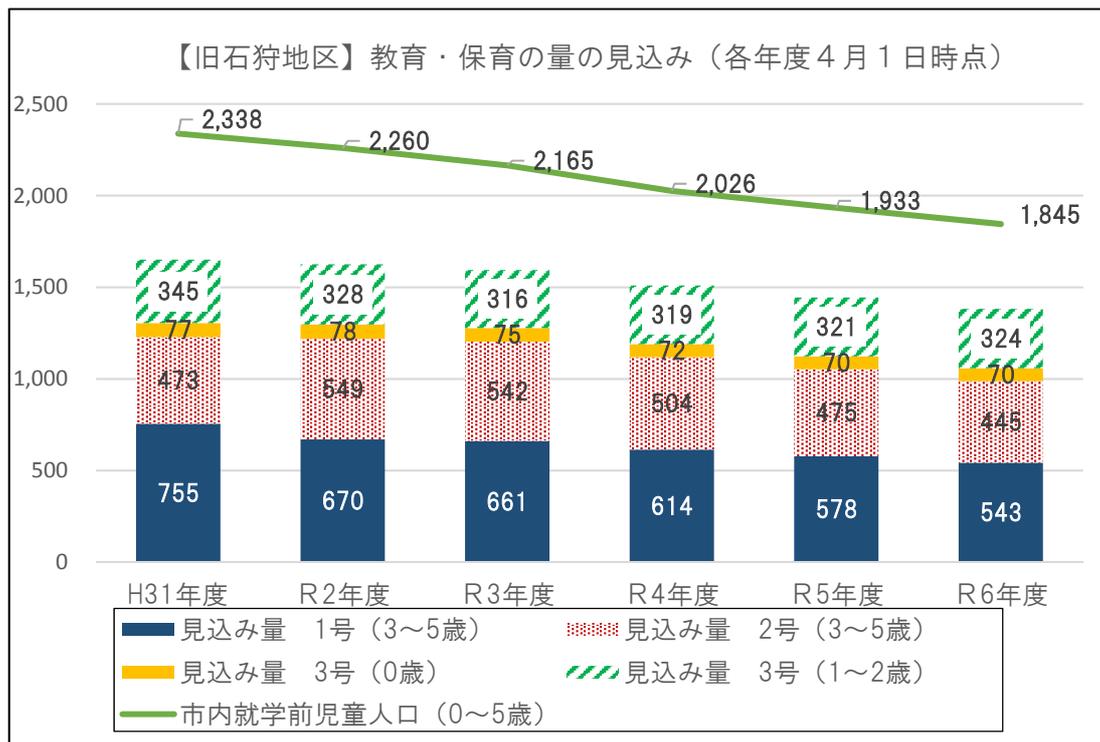
【主な取組方針】

- ・希望するすべての家庭に幼児教育・保育の機会を提供できるよう、保育の量と質の確保を図る（⇒71 ページ 子ども・子育て支援事業）
- ・保育士等の人材確保のための総合対策を講じる
- ・市内全域において、0歳児からの保育の導入を進める
- ・学校施設の計画的な改修・整備を図る
- ・コミュニティ・スクールの導入により、地域一体の学校運営を推進する
- ・教育の情報化（電子黒板、ICT機器の導入）を推進する

【関連する基本施策】

- ⇒Ⅱ-3. 教育・保育の充実(仕事と子育ての両立支援)
- ⇒Ⅲ-2. 新しい時代を生きる力の育成
- ⇒Ⅴ-2. 子どもが主体的に活動する場所の整備

【図2】



子どもの数は減少が続き、それに伴い、計画最終年次である令和6年にかけて見込み量（需要）も減少していくと見込まれます。

一方、令和元年10月に始まった幼児教育・保育の無償化の影響等により、特に旧石狩地区において、1号（教育）認定から2号（保育）認定へ移行する世帯が急増し、2号定員の確保量に不足をきたしており、3号認定の確保とあわせて当面の課題となっています。

【方針3】 子どもの居場所づくりの推進

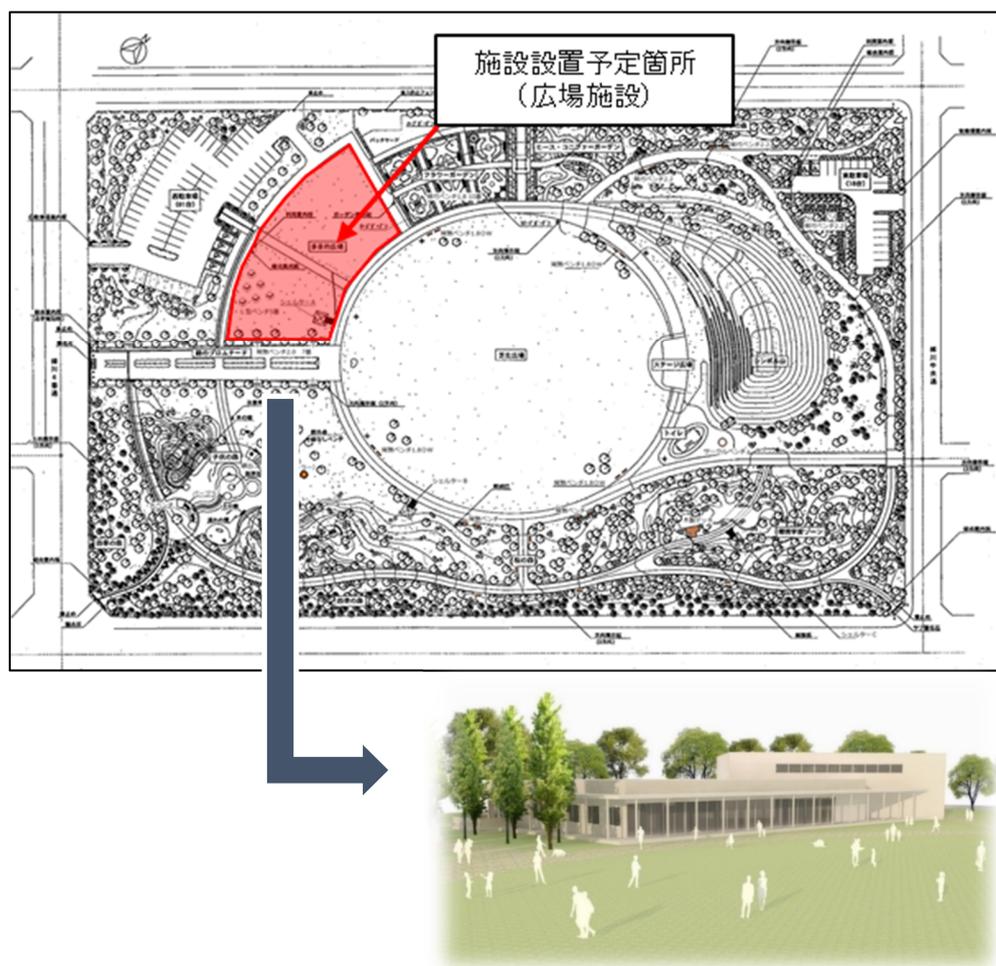
【主な取組方針】

- ・ 放課後子ども総合プランを推進し、放課後の居場所づくりと児童クラブの量と質の適正化を図る（82 ページ参照）
- ・ （仮称）ふれあいの杜子ども館の整備計画を進める（図3参照）
- ・ 市街地の公園、緑地などのオープンスペースの多面的な利用を図る
- ・ 市民団体等による学習支援や食事支援など、市民協働による子どもの居場所づくりを推進する

【関連する基本施策】

- ⇒Ⅲ-6. 子どもの居場所づくり
- ⇒Ⅴ-2. 子どもが主体的に活動する場所の整備
- ⇒Ⅴ-4. 地域における取組への支援

【図3】



●（仮称）ふれあいの杜子ども館

石狩ふれあいの杜公園（樽川4条1丁目）内に「子どもを中心に、多世代がふれあい、つながる全天候型ひろば」をコンセプトとして、大型児童センター機能と放課後児童クラブ機能、子育て支援拠点機能などを複合する子ども・子育て支援施設の整備を計画しています。（建物のイラストはイメージです）

【方針4】 すべての子ども、若者と家庭への総合支援

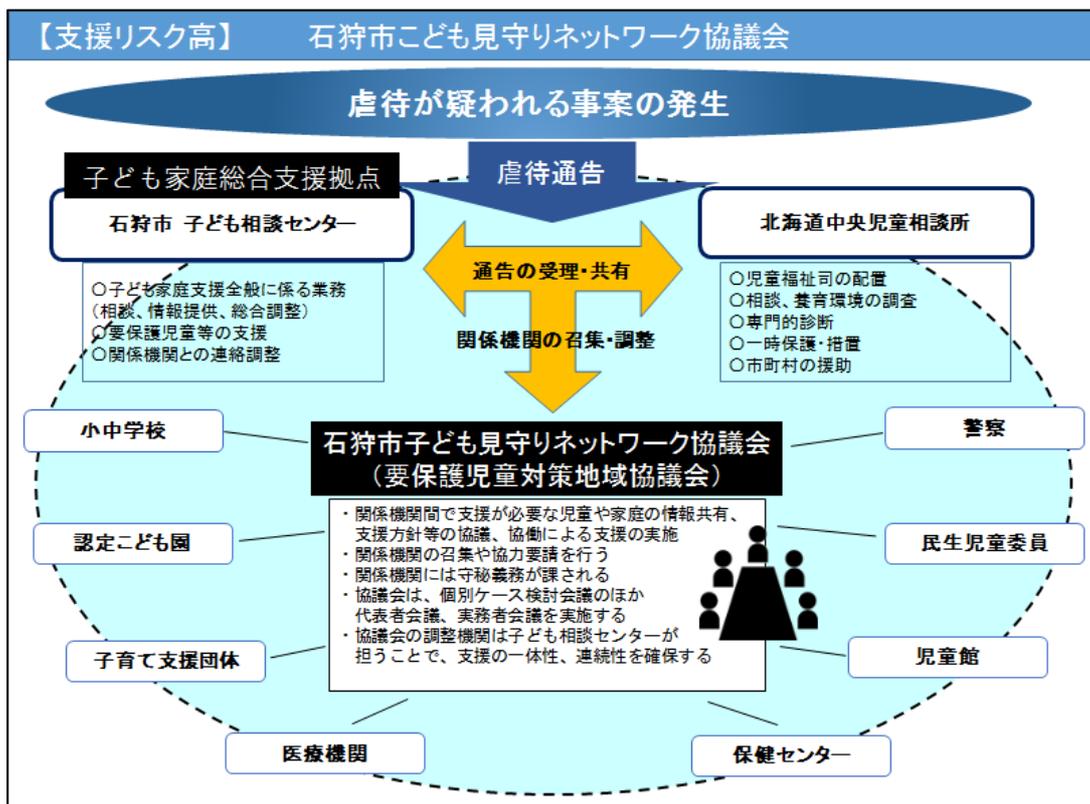
【主な取組方針】

- ・ 児童虐待相談等に対応していくため、子ども家庭総合支援拠点（子ども相談センター）の機能強化及び石狩市こども見守りネットワーク協議会の効果的運用を図る（図4参照）
- ・ 子どもの貧困対策として、生活困窮家庭やひとり親家庭の親の自立支援対策を推進する。また、生活、教育、経済、医療など様々な領域における支援を総合的、重層的に展開する
- ・ 子ども・若者の居場所をプラットホームとした相談支援体制の充実強化を図るため「(仮称)ひきこもりサポートセンター」を開設する

【関連する基本施策】

- ⇒Ⅳ-2. 児童虐待の未然防止と対策
- ⇒Ⅳ-3. 困難を抱える子どもと若者への総合支援
- ⇒Ⅳ-5. ひとり親家庭の支援
- ⇒Ⅴ-3. 安全・安心・見守り体制の構築(家庭、学校、地域のネットワークづくり)

【図4】



要支援児童若しくは要保護児童及びその家庭又は特定妊婦※等の支援を強化していくため、子ども相談センターが「子ども家庭総合支援拠点」※としての役割りを担うとともに、児童相談所や地域関係機関で構成する「石狩市こども見守りネットワーク協議会」を通じて、情報共有や支援方針の検討、支援のための役割り分担などを協議します。

■子育て世代包括支援センター

母子保健法の改正により、平成29年4月からセンター（法律における名称は「母子健康包括支援センター」。）を市区町村に設置することが努力義務とされた。さらに、「ニッポン一億総活躍プラン」（平成28年6月2日閣議決定）においては、2020年度末までにセンターの全国展開を目指すこととされた。

■子ども家庭総合支援拠点

平成28年6月に公布された児童福祉法等の一部を改正する法律により、市区町村は、地域のリソースや必要なサービスと有機的につないでいくソーシャルワークを中心とした機能を担う支援拠点（市区町村子ども家庭総合支援拠点）の設置に努めることとされた。

■要支援児童

児童福祉法第6条の3第5項に規定する、保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童のことをいい、具体的な例は次のとおり。

- ・出産後、間もない時期（おおむね1年程度）に育児ストレス、産後うつ状態、育児ノイローゼ等の問題によって、子育てに対して強い不安や孤立感を抱える保護者とその児童
- ・食事、衣服、生活環境等について、不適切な養育状態にある家庭など、虐待のおそれやそのリスクを抱え、特に支援が必要と認められる保護者とその児童
- ・乳幼児健康診査未受診の家庭で、その後の受診勧奨にも合理的理由なく受診せず、今後の支援を必要と判断される保護者とその児童 など

■要保護児童

児童福祉法第6条の3第8項に規定する、保護者に監護させることが不相当であると認められる児童及び保護者のない児童（現に監督保護している者がいない児童）のことをいい、具体的な例は次のとおり。

- ・保護者が虐待している児童
- ・保護者の著しい無理解又は無関心のため放任されている児童
- ・保護者の労働又は疾病などのため必要な監護を受けることのできない児童
- ・不良行為（犯罪行為を含む）をなし、又はなす恐れのある児童 など

■特定妊婦

児童福祉法第6条の3第5項に規定する、出産後の養育について出産前から特に支援が必要と認められる妊婦のことをいい、具体的な例は次のとおり。

- ・未婚又はひとり親で親族など身近な支援者がいない妊婦
- ・妊娠の自覚がない、知識がない妊婦や出産の準備をしていない妊婦
- ・望まない妊娠をした妊婦、若年妊婦
- ・精神障がい、知的障がいのある妊婦、アルコールや薬物依存の妊婦
- ・経済的に困窮している妊婦
- ・妊娠届の未提出、母子健康手帳未交付、妊婦健康診査未受診又は受診回数の少ない妊婦 など

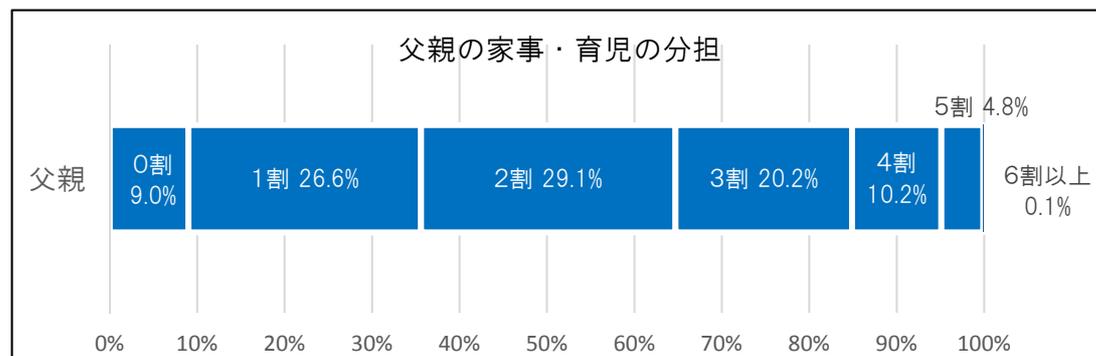
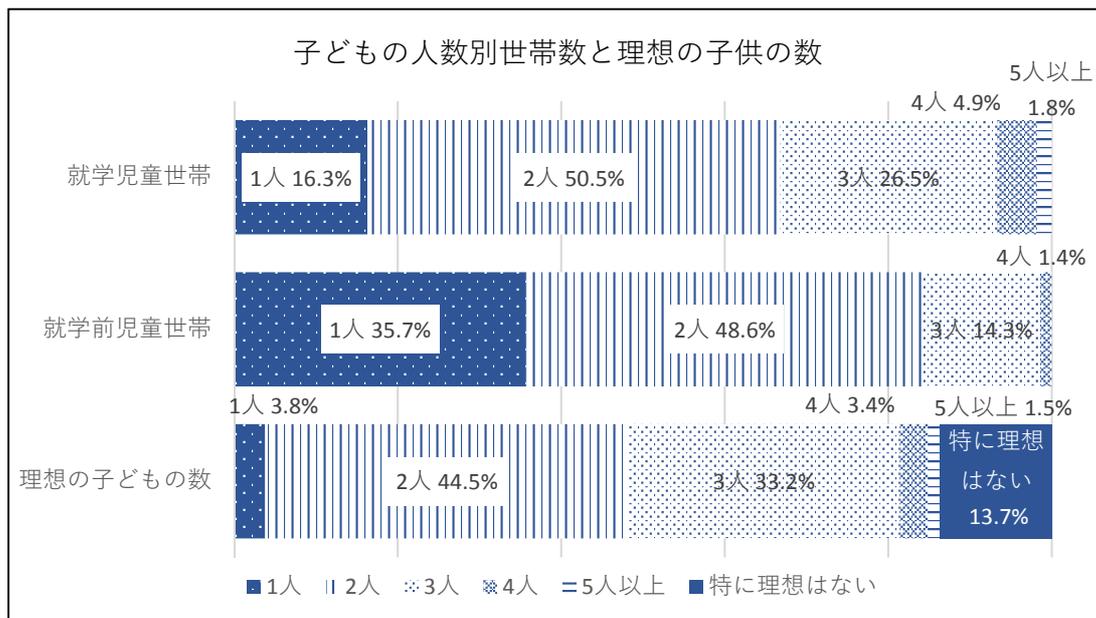
3 各施策における現状と課題及び今後の方向性

基本目標Ⅰ【妊娠・出産期】安心して出産、子育てができる環境の充実

妊娠から出産まで切れ目のない包括的な支援体制の充実により、安心して子どもを産み、育てることのできるまちを目指します。

■現状と課題

- 本市の出生数は減少傾向にありますが、子育て世帯の約7割は、結婚や第1子出産後に市外から転入しています。制度や地域資源の情報提供の仕組み、正しい知識等を学べる機会の充実と妊娠中から育児に不安や困難感を持つ家庭を早期に把握し、包括的に支援する体制が求められます。
- 不妊・不育に悩む方は増加していますが、治療には費用や心身への負担が大きいことから、あきらめてしまうケースもあり、経済的負担の軽減が必要です。
- 働く女性にとって、安心して妊娠出産を迎えるには、家族の協力や職場の理解が不可欠です。仕事と家庭生活をともに優先するライフスタイルの実現のため、ワーク・ライフ・バランスの推進が必要です。



※子育て世帯と若者に関する生活実態等調査（就学前調査）結果より

■ 施策の方向

1 妊娠・出産に関する相談体制の整備

- 妊娠中から産後までの心身の不安定な時期に必要な支援が受けられ、安心して子どもを産み育てられるよう、母子保健コーディネーター等による面接・相談が受けられる体制を充実させ、妊娠期から乳幼児期までの切れ目のない支援に取り組みます。
- 出産を控えた方を対象に、父親・母親それぞれの育児の役割について考えたり、育児を体験したりする場を設け、出産後の育児不安の解消を図ります。
- 妊娠や不妊、出産に関する悩みや不安を持つ人が気軽に相談できるよう、相談体制を充実します。
- 高額の治療費がかかる特定不妊治療費・不育症治療費への経済的支援を行います。

関連する主な個別事業	所管課
母子保健コーディネーターの配置	保健推進課
妊婦栄養相談	保健推進課
不妊症・不育症への支援	保健推進課
両親教室	保健推進課

2 安心・安全な妊娠・出産に向けた支援

- 母子共に安心・安全な出産を迎えるため、妊産婦の健康診査の費用の一部助成を行います。
- 産前・産後の心身の負担や育児不安の生じやすい時期に、家事・育児の負担を軽減するための支援を充実します。

関連する主な個別事業	所管課
妊産婦健康診査の実施	保健推進課
妊産婦健康診査等通院交通費助成	保健推進課
産後ケア事業	保健推進課
子育てサポート事業	子ども政策課

3 ワーク・ライフ・バランスの推進

- 夫婦で子育てを行う必要性や子育てを楽しんでいる男性のロールモデル等について広く周知し、男性の意識が変わるきっかけづくりに努めます。
- 職場において育児支援制度などが充実されるよう、事業所等への働きかけを行います。

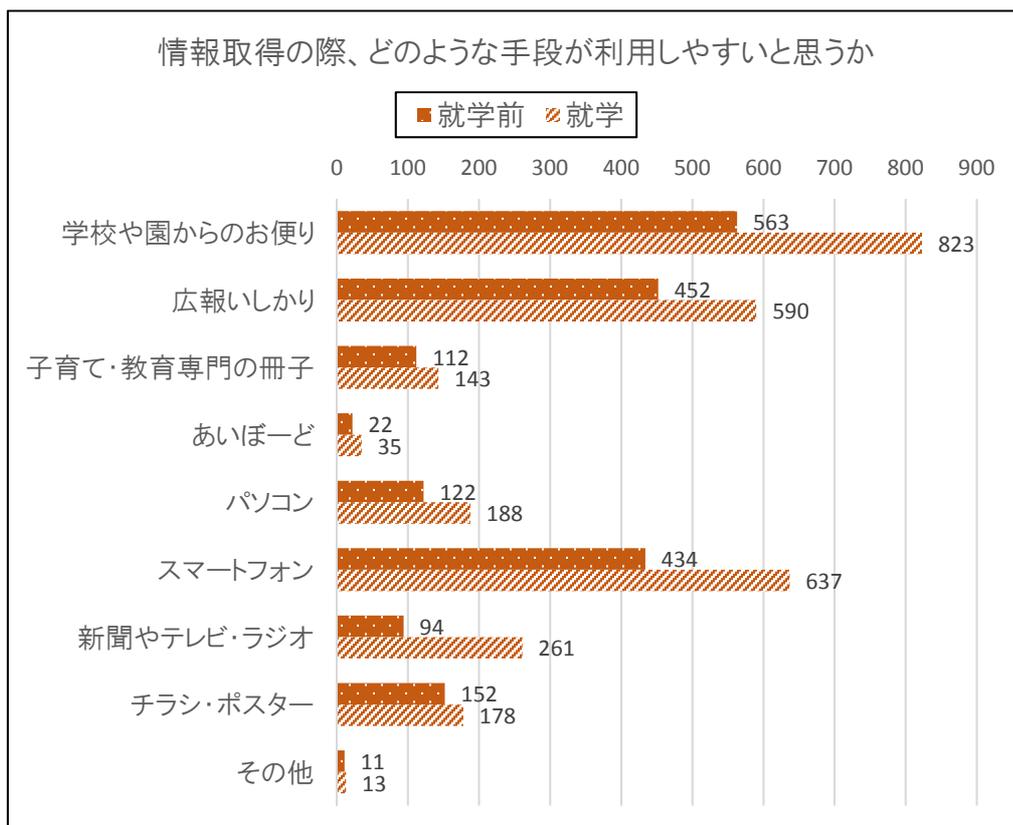
関連する主な個別事業	所管課
事業所等への働きかけ	商工労働観光課 広聴・市民生活課
男性を含めた働き方の見直し	広聴・市民生活課

基本目標Ⅱ【子育て期】子育てしやすいまちづくりの推進

子どもの成長と親育ちを支え、誰もが子育てに夢と希望を持てる社会を目指します。

■現状と課題

- ・子どもが無事に生まれ、健やかに成長するためには、母子保健と子育て支援に係る関係機関が連携し連続性のある、切れ目ない支援が必要です。また、乳幼児健康診査を受けてもらい、未受診者も含め必要な支援につなげることが大切です。
- ・子どもの人口は、本市においても将来的に減少していくと予想されますが、当面は保護者の就労ニーズのピークは続くものと考えています。このため、幼児教育・保育の適切な量と質の確保は喫緊の課題です。
- ・保護者の就労ニーズが多様化しており、保護者がニーズにあったサービスを適切に選択できるような情報提供が求められます。また、緊急時に安心して子どもを預けることができる体制や、子育て世代が不安や悩みを共有できる身近な相談場所の充実が必要です。
- ・保育サービスへのニーズが高まるなか、それを支える保育士等の人材不足が見込まれます。人材確保や研修会等の人材育成支援、幼稚園教諭や保育士の専門性、資質の向上に向けた取組を推進する必要があります。



※子育て世帯と若者に関する生活実態等調査結果より

■ 施策の方向

1 親と子の心と体の健康づくり

- 生後すぐから4ヶ月前後の赤ちゃんがいる家庭を保健師等の専門職が訪問し、母と子の健康管理や育児相談等の支援を行います。
- 乳幼児健康診査のほか、育児相談や栄養指導など、子どもの成長や発達について相談できる機会を充実させ、育児不安や育児困難の軽減、解消を図ります。
- 子どもが健やかに育つよう、予防接種の普及・啓発を図るとともに、歯科検診等を実施し、う歯の予防に努めます。

関連する主な個別事業	所管課
赤ちゃん訪問事業	保健推進課
新生児聴覚検査費助成事業	保健推進課
発達すくすく相談	保健推進課
乳幼児健康相談	保健推進課
歯科検診、歯科保健の推進	保健推進課
離乳食教室	保健推進課

2 子育て支援制度等の情報の提供

- 子育てコンシェルジュを配置し、子どもや保護者が適切なサービスを選択し、円滑に利用できるよう必要な情報提供や助言を行います。
- 子育て家庭のニーズの把握に努め、子育て家庭に必要な情報が届くよう、情報提供の内容及方法を充実します。

関連する主な個別事業	所管課
子育てコンシェルジュの配置	子ども政策課
子育てガイドブック等の発行	子ども政策課
ICTを活用した子育て支援情報の配信	子ども政策課

3 教育・保育の充実（仕事と子育ての両立支援）

- 女性が働きやすい環境整備は、女性の社会参画の推進だけでなく、市域内企業等の労働力の確保や就労者数の増加など地域経済の活性化にも寄与することから、そうした側面も視点とした施策の構築と推進に努めます。
- 心身の発育・発達が著しい幼児期のすべての子どもが、等しく教育や保育を受けられるよう、教育・保育施設を確保します。
- 保護者の多様な就労形態に対応するため、延長保育事業、一時預かり事業、休日保育事業等の特別保育サービスを充実します。また、保護者の就労ニーズへの対応は、幼児期のみならず学童期への連続性にも配慮します。
- 各種研修や講座を開催し、子育てを支える人材の育成、資質の向上を図ります。

関連する主な個別事業	所管課
教育・保育の量・質の確保	子ども家庭課
特別保育の充実	子ども家庭課
保育士等の処遇改善と確保対策	子ども家庭課 子ども政策課
子育て支援員の養成	子ども政策課

4 緊急時のサポート体制の強化

- 子どもの一時預かりや送迎など、育児の援助を受けたい人で行いたい人による相互援助活動を推進します。
- 病氣中や病氣回復期の子どもを、一時的に預かるサービスを実施します。
- 保護者の疾病や急用等により子どもの養育が困難となった場合に、児童養護施設やファミリー・サポート・センターで、宿泊を伴う預かりサービスを実施します。
- 救急安心センターさっぽろ（＃7119）や北海道小児救急電話相談（＃8000）などの情報提供をします。

関連する主な個別事業	所管課
ファミリー・サポート・センター事業	子ども政策課
病児・病後児の受け入れ体制の充実	子ども政策課 子ども家庭課
こどもショートステイ事業	子ども政策課 子ども相談センター
救急安心センターさっぽろなどの情報提供	保健推進課

5 身近な相談・交流場所の充実

○親子が気軽に集える場として、地域子育て支援拠点を整備し、子育てに関する講習や育児相談等を実施します。

○子どもや保護者等が相談しやすい機能の向上に努めます。

○子育て家庭が楽しく交流したり、仲間づくりができるように行事やイベント等を行います。

関連する主な個別事業	所管課
地域子育て支援拠点事業の充実	子ども政策課
子ども・家庭相談の充実	子ども相談センター
子育てメッセの開催	子ども政策課

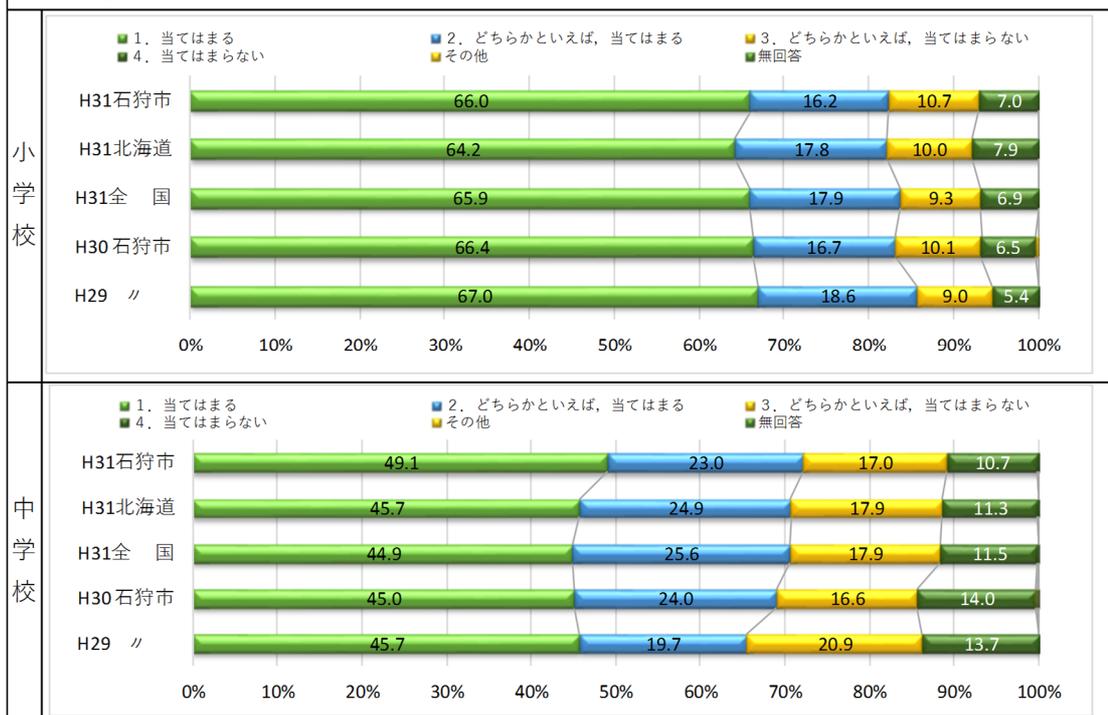
基本目標Ⅲ【子育て・自立期】子どもの生きる力を育てる

未来のまちづくりを担う子どもを育てるため、子どもが一人の主体として、健やかに自分らしく成長できる環境づくりを進めます。

■現状と課題

- ・子どもが本来持っている権利について、子どもや大人に十分に理解されていないこともあり、子どもの権利を知り、権利を守る意識の醸成に向けた取組が必要です。
- ・子どもが、自ら学び、考え、行動できる「自立した人間」として成長するためには、学力だけでなく、思いやりと豊かな心、健やかな体をバランスよく育てることが大切です。
- ・未来のいしかりを担う子どもたちが、ふるさとへの愛着を育てることが大切であり、様々な機会を通じて、市の歴史や文化、まちづくりに対する興味・関心を高める取組が必要です。
- ・子どもの時期からの食育は、大人になってからの食習慣へも大きく影響します。発達段階に応じた食の体験・学習を積み重ね、食を選択する能力を身に付けることが必要です。
- ・共働き世帯が増えたことにより、放課後等に家庭で過ごすことができない子どもが増えています。子どもの成長段階に応じて、安心して過ごすことのできる居場所が多様にあることが求められます。
- ・子どもの地域活動への参加や多世代交流の機会が減少しており、子どもの社会性や協調性、主体性や創造性を育てるため、地域の中で主体的に関わることのできる活動の場や機会を充実させ、子どもが意見を表明しやすい環境をつくる必要があります。
- ・インターネットやゲームへの依存が懸念されます。子どもにとって、望ましい生活習慣を定着させるため、学校や家庭と連携しながら普及啓発等に取り組む必要があります。

将来の夢や目標を持っていますか



平成31年度 学習状況調査より

■ 施策の方向

1 子どもの権利の普及啓発

○子どもの権利条約の基本的な考え方の普及・啓発のため、各種プログラムを実施します。

関連する主な個別事業	所管課
子どもの権利啓発プログラム事業	子ども政策課
CAP プログラムの奨励	学校教育課
人権啓発のための各種取組	広聴・市民生活課

2 新しい時代を生きる力の育成

○確かな学力を育むため、児童・生徒の基礎的・基本的な知識及び技能の定着を図ります。

○児童・生徒の個に応じた指導の充実を図ります。

○外国語教育、情報教育の充実を図ります。

○学校教育の始まりである幼児教育環境の充実を図ります。

関連する主な個別事業	所管課
学習指導等改善の推進	学校教育課
学力向上サポーター事業	学校教育課
A L T の配置	学校教育課
教育の情報化の推進	学校教育課
キャリア教育の充実	学校教育課
幼児教育の充実	子ども家庭課

3 食育の推進

○妊産婦をはじめ、子どもの成長段階に応じた食に関する正しい知識と望ましい食習慣の普及に努めます。

○食育推進のため、関係機関と連携した食に関する体験活動の奨励等を行います。

○栄養教諭等による食に関する指導や地産地消の推進など、学校給食の充実を図ります。

○食事支援（子ども食堂）を行う市民団体等を支援し、食に関する様々なことを学ぶ機会をつくれます。

関連する主な個別事業	所管課
栄養ミニ講話・調理実習	保健推進課
親子料理教室	保健推進課
キッズシェフ講座	保健推進課
給食メニューの充実	学校給食センター

4 ふるさとへの愛着と豊かな心の育成

- 読書に親しみ、ものの見方、感じ方・考え方を広げ深める活動の充実を図ります。
- 外国語教育や手話が言語であることへの理解を通じて、多様な言語によるコミュニケーションを学びます。
- 学ぶことと働くことをつなぐ意識を醸成し、学習・体験活動や職業体験、他者と協働することの大切さなどへの理解を深めるための道徳教育、芸術や文化に触れる機会など、子どもが体験する機会の充実を図ります。

関連する主な個別事業	所管課
小中学校での手話講座	障がい福祉課
情操教育プログラム等の実施	社会教育課
ブックスタート	市民図書館
こども俳句コンテスト	社会教育課
国際文化に触れる機会の提供	秘書広報課

5 健やかな体の育成

- 性の問題行動や性感染症の予防のため、命や性に関する正しい知識の普及・啓発プログラムを整備します。
- 適切な指導の下でトレーニングし、ケガの予防や成長を妨げず、運動を継続できるよう基礎体力の向上を図る取組を推進します。
- 運動が好きになるよう、スポーツを体験する機会を充実します。

関連する主な個別事業	所管課
性や感染症予防等に関する正しい知識の普及	保健推進課 学校教育課
ソフトボールアスリート育成事業	スポーツ健康課
放課後すこやかスポーツ教室	社会教育課
スポーツ・食育講座	スポーツ健康課

6 子どもの居場所づくり

- 放課後児童クラブ機能を有する大型児童センターの整備計画を進めます。
- 児童館等において、芸術、科学、ものづくりなど、様々な体験の機会を提供します。
- 放課後子ども総合プランの推進～放課後子ども教室と放課後児童クラブが連携し、遊びや体験活動、学習活動を行うことで、放課後や週末に安全で安心な活動場所や居場所を提供します。また、児童館があるエリアでは、児童館が放課後の子どもの居場所機能を提供します。
- 児童館が、すべての子どもにとって安全に安心して過ごせる居場所となるため、自己肯定感、自己効力感※を醸成できる環境づくりに努めます。
- 官民協働で学習支援や食事支援などの取組を推進します。

関連する主な個別事業	所管課
児童館機能の充実	子ども政策課
放課後児童健全育成事業	子ども政策課
放課後子ども教室等	子ども政策課
中高生の活動場所の充実	子ども政策課
子どもの学習・食事支援の充実	子ども政策課

※自己肯定感

自分のあり方を積極的に評価できる感情、自らの価値や存在意義を肯定できる感情などを意味する言葉

※自己効力感

人が何らかの課題に直面した際、こうすればうまくいくはずだという期待に対して自分はそれが実行できるという期待や自信のこと

7 子どものまちづくりへの参加

- 子どもが、自由に意見を発表する機会などを通じて、まちづくりに対する興味関心を高めま
- す。
- 地域活動やまちづくりに参画するリーダーの養成を図ります。
- 児童館で、子どもが主体的に企画・運営に参加する取組を推進します。
- 図書館を活用した調べ学習の取組を推進します。

関連する主な個別事業	所管課
子ども参加プロジェクト事業	子ども政策課
子どもリーダーの養成	子ども政策課
児童館を中心とした子どもによる企画・運営参加	子ども政策課

8 子育て家庭の学びの支援

- 子育てに関連する講義や実践を学びながら参加者同士が交流できる機会を設けます。
- 望ましい生活習慣が身に付くよう、児童生徒への指導と保護者への啓発を推進します。また、児童生徒に対してさまざまな課題への対応と合わせて家庭学習を支援します。
- 地域で子育て家庭を見守り支援する環境づくりを推進するため、子育て家庭を主な対象とした学習機会を提供します。

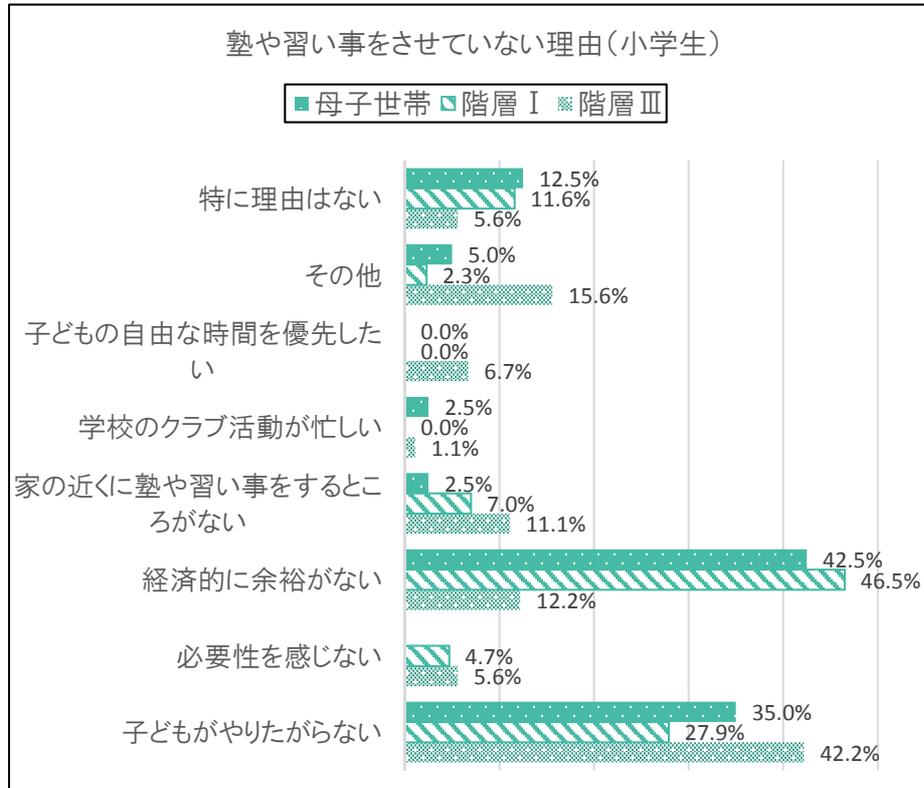
関連する主な個別事業	所管課
子育てに関する講座等の開催	子ども政策課
望ましい生活習慣の啓発	社会教育課
生活リズムチェックシート	社会教育課

基本目標Ⅳ すべての子どもと家庭への支援

家庭環境や発達の状況に左右されず、すべての子どもが将来に希望をもち、安心して暮らせる環境を整備します。

■現状と課題

- ・本市の児童虐待等に関する相談件数は増加傾向にあり、相談体制と専門性の強化が求められています。また、児童相談所はじめ、石狩市見守りネットワーク協議会のさらなる連携強化が必要です。
- ・子どもの貧困の背景には様々な社会的要因があり、貧困が潜在化して見えにくくなっています。生活に困難を抱える家庭が、必要な公的支援やサービスの利用につながるよう、多岐の分野にわたった重層的な子どもの総合支援が必要です。
- ・すべての子どもに、ひとしく学習環境が保障されるよう学習支援等の充実が求められます。
- ・経済的に困窮するひとり親家庭等の自立を支援するため、子育てや生活、就労等に必要な情報を提供するとともに、きめ細やかに対応ができるよう相談体制の充実が求められます。
- ・障がいの有無に関わらず、すべての子どもたちが個性豊かに自分らしく生活できる、共生社会に向けた取組の充実が求められます。
- ・ひきこもりやニートの問題は、家族のケアはもとより、重症化を防ぐため子ども期から若者期につながる総合的な支援の仕組みづくりが必要です。このため、子ども・若者の「居場所」をプラットフォームとした相談支援の体制強化が求められます。



※子育て世帯と若者に関する生活実態等調査（就学児童調査）結果より

※各階層の説明は、92 ページ参照

■ 施策の方向

1 障がいや発達に配慮が必要な子どもへの支援

- 発育発達上支援が必要な子どもが早期に適切な処遇を受けられるよう、ケース検討や情報共有を図り、市内の認定こども園、保育所、小中学校、障害児通所施設、行政等の連携を強化します。
- 発達障がいや特別支援教育への理解を高めるため、啓発活動を行います。
- 保育所等訪問支援の実施、医療的ケア児支援の取組を推進します。
- 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービスの確保を図ります。

関連する主な個別事業	所管課
障害児通所支援施設との連携	障がい福祉課
子ども発達支援センターの体制強化	子ども発達支援センター
障がい児保育等	子ども家庭課 子ども政策課
医療的ケア児受入促進事業	障がい福祉課
特別支援教育の充実	教育支援センター

2 児童虐待の未然防止と対策

- 子ども家庭総合支援拠点としての体制を強化するため、家庭児童相談員、臨床心理士等の専門職員を配置し、個別相談やカウンセリング等、子どもや保護者などが相談しやすい相談体制の充実とその周知に努めます。また、研修などの受講により専門性の向上を図ります。
- 育児困難な状況及び虐待の可能性のある要援助家庭を把握し、虐待の発生予防や早期発見に務めます。
- 児童虐待と密接に関連するDV（ドメスティックバイオレンス）相談との連携強化を図ります。
- 石狩市子ども見守りネットワーク協議会（要保護児童対策協議会）の構成機関の研修等を実施します。
- 赤ちゃん訪問事業等で継続支援が必要と考えられた家庭や乳幼児健康診査の未受診者の家庭に保健師等が訪問し、支援を実施します。

関連する主な個別事業	所管課
養育支援訪問事業	子ども相談センター
子ども家庭総合支援拠点の体制と専門性の強化	子ども相談センター
要保護児童対策地域協議会の機能強化	子ども相談センター
虐待の早期発見・未然防止	保健推進課

3 困難を抱える子どもと若者への総合支援

- いじめや不登校のほか、ひきこもりやニートなど、困難を抱える子どもや若者、及びその家族の支援を推進していくため、居場所を拠点とした相談支援体制の充実を図ります
- SNS等の適切な利用についての指導を実施します。
- 貧困など生活に困窮する家庭の子どもの学習支援を拠点型とアウトリーチ（訪問）型により支援します。
- スクール・ソーシャル・ワーカーを配置し、学校と家庭の問題に対応します。
- 若者の自立に向け、就職や職場定着等の支援を推進します。

関連する主な個別事業	所管課
不登校児童生徒への支援	教育支援センター
いしかりふれあいDAYの活用	社会教育課
スクール・ソーシャル・ワーカーの配置	教育支援センター
子ども・若者の相談支援体制の充実	子ども相談センター
若者人材育成・職場定着支援事業	商工労働観光課
子どもの学習・生活支援事業	福祉総務課 子ども相談センター

4. 生活困窮家庭の親の自立支援

- 生活困窮家庭の親の自立支援を図るため、生活困窮者に対する自立相談、家計改善の一体的な支援を実施します。
- 子育て世代包括支援事業を実施し、妊娠期から子育て期まで切れ目ない支援体制を充実します。

関連する主な個別事業	所管課
生活困窮者自立相談支援事業	福祉総務課
生活困窮者住居確保給付金	福祉総務課
生活困窮者就労準備支援事業	福祉総務課
生活困窮者家計改善支援事業	福祉総務課
子育て世代包括支援事業	保健推進課
	子ども政策課
	子ども相談センター

5 ひとり親家庭の支援

- ひとり親家庭等への総合的な相談窓口として母子・父子自立支援員を配置し、ワンストップによる相談体制と各種支援制度の周知に努めます。
- 一時的な理由により家事や育児ができないひとり親の日常生活をサポートします。
- 職業訓練や資格取得等の情報を提供し、ひとり親家庭の就労を支援します。
- ひとり親家庭等に対し、子どもが就学するために必要な資金や生活資金等を貸付します。

関連する主な個別事業	所管課
ひとり親相談	子ども相談センター
ひとり親家庭生活サポート事業	子ども相談センター
母子家庭等自立支援教育訓練給付金事業	子ども相談センター
母子家庭等高等職業訓練促進給付金等事業	子ども相談センター
母子父子の貸付金に関する相談等	子ども相談センター

6 子育て家庭への経済的支援

- 児童手当や児童扶養手当、特別児童扶養手当など、国の制度に準拠しながら各種手当を支給します。
- 子どもやひとり親家庭の受診の機会が経済的事情で抑制されることのないよう、医療費の一部を助成します。
- 経済的理由により学用品費や給食費など、児童生徒の就学に必要な経費負担が困難な家庭に対し援助を行います。
- 経済的理由で高等学校等への修学が困難な生徒に対し、奨学金を支給します。

関連する主な個別事業	所管課
児童手当等の支給	子ども家庭課
児童扶養手当の支給	子ども家庭課
特別児童扶養手当等の支給	障がい福祉課
要保護・準要保護就学援助	学校教育課
子ども医療費の助成	子ども家庭課
ひとり親医療費の助成	子ども家庭課
奨学金	学校教育課

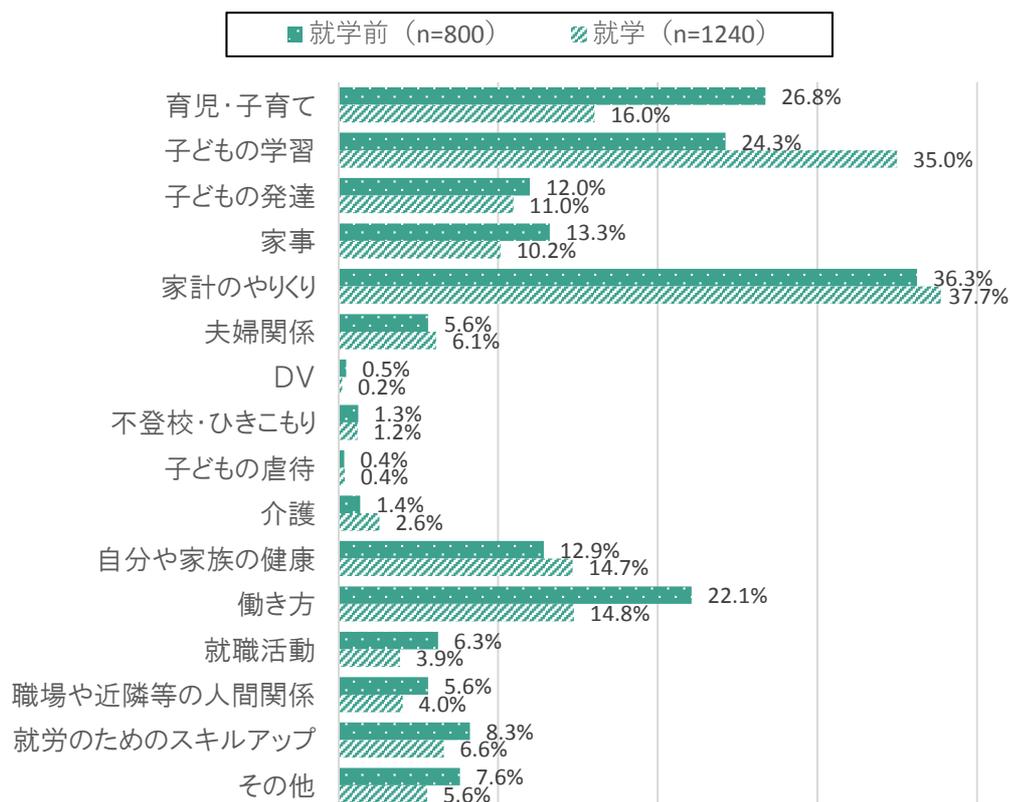
基本目標Ⅴ 地域の子育て力の向上

子どもと子育てを見守り、支える人づくり、地域づくりに資する取組を推進します。

■現状と課題

- ・核家族化や地域との関わりの希薄化により、子育て世代同士の交流の機会が減っており、周囲に助けを求めることができない保護者も増えています、地域のネットワーク強化により、地域全体で子育てを応援し、支えあう機運の醸成が求められます。
- ・子どもの安全・安心が脅かされる事故や事件が増加しており、子どもの安全・安心が守られる環境づくりが求められています。
- ・ライフプランの多様化により、地域の活動を担う人材の確保が課題です。一方で、子どもや子育て家庭のために力を発揮したいと考える市民も多くいることから、情報共有をしながら活動を補完しあえるネットワークの形成が求められています。

家庭での困りごと【複数回答】



家庭での困りごとについては、「育児・子育て」「子どもの学習」において、就学前と就学で対照的な傾向が見られる。子育て世帯では3割以上の世帯が「家計のやりくり」を困りごととして挙げている。

(子育て世帯と若者に関する生活実態等調査結果)

■ 施策の方向

1 子育てにやさしいまちづくりの機運の醸成

- 企業や商店街との協働による取組を推進し、地域全体で子育て家庭を応援する機運を醸成します。
- 地域の中で子育て家庭を支援していくため、市内子育て関係団体等との情報共有、研修やイベントの企画・検討などを行うネットワークづくりを推進します。
- 若い世代の移住・定住を促進するため、子育て世帯や結婚間もない若者世帯の移住・定住につながる取組を推進します。
- ユニバーサルデザインに基づく都市基盤の整備や、二世帯住宅等へ対応した土地利用のあり方を検討します。
- 「住みたい」「住み続けたい」まちの実現に向け、様々な機会を通じて、子育てしやすいまちとしてのPR等を行います。

関連する主な個別事業	所管課
企業や商店街との協働による取組	子ども政策課
子育てネット事業	子ども政策課
若者の結婚新生活支援	企画課
空家活用促進事業	建築住宅課
良好な住環境の確保	建設総務課

2 子どもが主体的に活動する場所の整備

- 児童館の整備を行うとともに、学校施設等を開放し、子どもが体を動かして遊べる環境を整えます。
- 児童館において、各種体験プログラムを充実します
- 老朽化する学校施設等の改修・整備を計画的に進めます。
- 老朽化する公園施設の改修・整備を計画的に進めます。

関連する主な個別事業	所管課
児童館の整備	子ども政策課
児童館での体験活動の充実	子ども政策課
学校施設等の開放	スポーツ健康課
学校施設の計画的な改修・整備	総務企画課
公園施設の計画的な改修・整備	都市整備課

3 安全・安心・見守り体制の構築（家庭、学校、地域のネットワークづくり）

- 不審者や交通事故等から子どもを守るため、関係機関との情報共有や、地域での子ども見守り活動等を展開します。
- 地域における見守り体制を強化し、子どもの安全・安心のみならず、犯罪やごみの不法投棄の抑止、地域の防犯意識の向上を図ります。
- 交通安全、防犯、防災等の教育の充実や、それに関する学校の取組への支援を行います。
- 学校・地域・家庭・行政が連携し、思春期における保健対策全般についての取組を検討します。
- 心や体を蝕む薬物乱用や喫煙、不適切な飲酒を防止するため、地域、保健、家庭、学校が連携した啓発活動に務めます。
- 子どもを養育している里親等が、地域において社会的つながりを持ち、孤立しないために、児童相談所と連携し里親同士が交流する取組を支援します。

関連する主な個別事業	所管課
不審者等の情報配信	広聴・市民生活課
防犯パトロール体制の強化	広聴・市民生活課
通学路等における安全・防犯対策	総務企画課
薬物、飲酒、喫煙防止等に関する指導の推進	保健推進課 教育支援センター
学校・地域・家庭・行政が連携した思春期保健対策の取組	保健推進課 学校教育課

4 地域における取組への支援

- NPO 法人や子育て支援団体、行政等が協働し、地域ぐるみで子育て支援を進めるための情報共有やイベント等の企画を行います。
- 子ども会等が主体となり地域の子どもの健全育成事業を支援します。
- 子どもの学習支援や食事支援などを行う市民団体等の活動を支援します。

関連する主な個別事業	所管課
子ども会の育成	子ども政策課
市民協働による子どもの居場所づくり	子ども政策課
地域における子どもの健全育成活動への支援	子ども政策課

5 市民の教育活動への参画支援

- 地域住民の学習支援や登下校などの安全確保などの学校支援活動を通じて、地域全体で学校教育活動を支援する体制を整えます。
- 部活動外部指導者の活用により、運動部・文化活動部の充実を図ります。

関連する主な個別事業	所管課
中学校部活動外部指導者の活用支援	学校教育課
コミュニティ・スクールの推進	総務企画課
学校支援ボランティアの活用支援	社会教育課

【参考】関連事業一覧

基本目標Ⅰ【妊娠・出産期】安心して出産、子育てができる環境の充実

	関連する個別事業	事業概要	所管課
【基本施策1】 妊娠・出産に関する相談体制の整備			
1	母子保健コーディネーターの配置	妊娠から育児に関する相談、関係機関・部署と連携を図るため、窓口へ専門スタッフを配置します。	保健推進課
2	妊婦栄養相談	母子健康手帳交付時に妊婦へ栄養相談を行い、子どもが生まれる前から食育への関心を高めます。	保健推進課
3	不妊症・不育症への支援	妊娠を望みながら不妊症や不育症に悩んでいる方への情報提供及び、治療にかかる経済的負担の軽減を図ります。	保健推進課
4	両親教室	助産師の講話や沐浴実習などを通して、出産・育児を具体的にイメージし、父親母親となる意識を高められるように支援します。	保健推進課
【基本施策2】 安心・安全な妊娠・出産に向けた支援			
5	妊産婦健康診査の実施	妊産婦及び胎児の健康保持を図るため、妊婦一般健康診査の公費負担を実施します。	保健推進課
6	妊産婦健康診査等通院交通費助成	厚田区、浜益区に居住する妊産婦の通院費の経済的負担を軽減するため、交通費の一部を助成します。	保健推進課
7	産後ケア事業	母親の心身の回復、育児不安が解消できるよう、宿泊又は訪問にて助産師から専門的なケアを受け、その後の育児が安心して行えるよう支援します。	保健推進課
8	子育てサポート事業	子育て家庭の精神的・肉体的負担の軽減を図るため、妊婦及び1歳未満の乳幼児がいる家庭に、ファミサポ無料券を配布します。	子ども政策課
【基本施策3】 ワーク・ライフ・バランスの推進			
9	事業所等への働きかけ	ワーク・ライフ・バランスの推進のために、事業者への育児支援制度等の情報発信を行います。	商工労働観光課 広聴・市民生活課
10	男性を含めた働き方の見直し	ワーク・ライフ・バランスの推進のために、市広報紙等による啓発活動を行います。	広聴・市民生活課

基本目標Ⅱ【子育て期】子育てしやすいまちづくりの推進

	関連する個別事業	事業概要	所管課
【基本施策1】 親と子のこころと体の健康づくり			
1	赤ちゃん訪問事業	生後4カ月までの子どもがいる家庭に保健師等が訪問し、生活や育児への支援を行います。	保健推進課
2	乳幼児健康診査	心身の発育と発達の確認や育児相談を行い、育児不安の軽減や健全な発育、発達の促進を図ります。また、未受診者に対して電話、手紙、訪問等で健康状態の確認を行います。	保健推進課
3	新生児聴覚検査費助成事業	新生児の聴覚障害を早期に発見し、早期療育に繋げるため、聴覚検査に要する費用を助成して受診を促進します。	保健推進課
4	5歳児健康相談	関係機関と連携し、就学前の子どもの成長や発達の確認及び相談できる機会を提供し、円滑な就学移行に向けた支援を行います。	保健推進課
5	発達すくすく相談	心身の発達や養育に関する相談、助言を行い、不安軽減と子どもの健康な発達を促します。	保健推進課
6	乳幼児健康相談	身体測定および授乳や離乳食などの相談の機会を提供し、育児不安の軽減や子育て支援を行います。	保健推進課
7	予防接種の普及・啓発	赤ちゃん訪問時にリーフレット等を活用して接種スケジュールを周知します。未接種者については文書等で勧奨します。	保健推進課
8	歯科検診、歯科保健の推進	歯科検診・フッ素塗布、フッ化物洗口等を実施し、う歯の予防に努めます。	保健推進課
9	離乳食教室	離乳食についての講話や試食により、離乳食の進め方や調理法を指導し、不安解消に繋がります。	保健推進課
10	事故防止対策等の普及・啓発	乳児に起こりやすい事故の知識、乳児突然死症候群（SIDS）に関する普及啓発を行います。	保健推進課
【基本施策2】 子育て支援制度等の情報の提供			
11	子育てコンシェルジュの配置	子育てに関する総合案内の専門スタッフを配置し、子どもや保護者が適切なサービスを選択し、円滑に利用できるような必要な情報提供や助言を行います。	子ども政策課
12	子育てガイドブック等の発行	関係機関と連携して、子育てに関する情報をまとめた子育てガイドブックや子育てカレンダー（ネットマガジン）等が発行し、利便性の向上を図ります。	子ども政策課
13	ICTを活用した子育て支援情報の配信	多忙な子育て家庭が手軽に情報を得られるよう、子育てに関する情報をアプリで配信します。	子ども政策課

	関連する個別事業	事業概要	所管課
【基本施策3】 教育・保育の充実（仕事と子育ての両立支援）			
14	教育・保育の量・質の確保	全ての子どもが等しく幼児期の学校教育や保育を受けられるよう、教育・保育施設の量と質の確保を図ります。	子ども家庭課
15	特別保育の充実	保護者の多様な就労形態に対応するため、延長保育事業、一時預かり事業、休日保育事業を充実します。	子ども家庭課
16	幼稚園預かり保育の推進	認定こども園（幼稚園部）で行う預かり保育を推進します。	子ども家庭課
17	保育士等の処遇改善と確保対策	国の動向に合わせて保育士等の処遇改善を図るとともに、市独自の人材確保策を検討します。	子ども家庭課 子ども政策課
18	幼保小中の連携	幼保小中連携推進会議などにより、中学校区を単位とした幼稚園、保育所、小学校、中学校の円滑な接続を図ります。	学校教育課
19	子育て支援員の養成	地域の潜在的な人材資源の発掘・養成を図り、保育補助等を行うことのできる人材の確保を図ります。	子ども政策課
【基本施策4】 緊急時のサポート体制の強化			
20	ファミリー・サポート・センター事業	乳幼児や児童の一時預かりや送迎など、育児の援助を受けたい人と行いたい人による相互援助活動の連絡調整を行います。	子ども政策課
21	病児・病後児の受け入れ体制の充実	病气中や病气回復期の幼児や児童を、一時的に預かるサービスを実施します。	子ども政策課 子ども家庭課
22	こどもショートステイ事業	保護者の疾病や急用等により児童の養育が困難となった場合に、児童養護施設やファミリー・サポート・センターで、宿泊を伴う預かりサービスを実施します。	子ども政策課 子ども相談センター
23	救急安心センターさっぽろなどの情報提供	リーフレット配布や、市広報紙及び市ホームページで救急安心センターさっぽろ等の情報を提供します。	保健推進課
【基本施策5】 身近な相談・交流場所の整備			
24	地域子育て支援拠点事業の充実	乳幼児親子が気軽に集える場を提供し、子育てに関する講習や育児相談等を実施します。	子ども政策課
25	子育てメッセの開催	地域子育て支援拠点やNPO、子育てサークルなど、子育てに関する様々な団体と協力し、日頃の活動を生かして、子育て家庭が楽しく交流できる場を提供します。	子ども政策課

基本目標Ⅲ【子育て・自立期】子どもの生きる力を育てる

	関連する個別事業	事業概要	所管課
【基本施策1】 子どもの権利の普及啓発			
1	子どもの権利啓発プログラム事業	子どもが安心して自分らしく生活するため、子どもの権利を啓発するとともに、自己肯定感を高める契機となる各種プログラムを実施します。	子ども政策課
2	CAPプログラムの奨励	CAPプログラム（子どもに人権意識と暴力に対する具体的な知識や技術を伝える体験プログラム）の実施を推進します。	学校教育課
3	人権啓発のための各種取組	人権を尊重する意識づくりのために、札幌人権擁護委員協議会石狩部会と連携し、市内保育園や小・中学校で人権教室を開催します。	広聴・市民生活課
【基本施策2】 新しい時代を生きる力の育成			
4	学習指導改善の推進	学力向上対策拡大チームによる課題の検討や、学校訪問による助言などに取り組み、学校改善プランに基づき学習指導等の改善を推進します。	学校教育課
5	学力向上サポーター事業	学校に教員免許を持った地域人材等を指導補助として配置し、学力向上対策（TT（※）、放課後や夏季休業中などの補充的な学習など）に活用します。	学校教育課
6	ALTの配置	外国人英語指導助手による生きた英語に触れる機会を提供することによる、小中学校での英語・総合的な学習の時間等における指導の充実を図ります。	学校教育課
7	教育の情報化の推進	ICTを活用した授業の充実や情報教育の促進、学校事務の効率化などのため、コンピュータ教室を中心に情報機器、ソフトウェア、LAN環境、教職員用コンピュータなど、情報機器等の更新・充実やICT支援員の配置・活用を行います	学校教育課
8	キャリア教育の充実	中学校における職業体験学習・小学校における職場見学や地域学習など、発達段階に応じたキャリア教育を推進します。	学校教育課
9	幼児教育の充実	市内認定こども園の特色ある教育振興について支援します。	子ども家庭課
10	SAT事業（スポーツ支援SATを除く）	個に応じた指導の充実を図るため、地域住民・大学生の参画（ボランティア）による教科学習の指導補助を行います。	学校教育課
11	きめ細やかな学習支援事業	エキスパートサポーター（教職員免許を有した非常勤職員）を配置し、学力向上対策に活用します。	学校教育課
【基本施策3】 食育の推進			
12	栄養ミニ講話・調理実習	未就園児の保護者を対象に地域の子育て支援センター等で食べることの大切さや栄養についてのミニ講座・調理実習を行います。	保健推進課
13	親子料理教室	親子で料理することで食への関心を高めるため、就学前の子ども（年長・年中から小学校低学年）と保護者を対象に料理教室を行います。	保健推進課

※ TT:ティーム・ティーチング(team teaching)の略。授業等において、2人以上の教職員などが連携・協力して行う指導方法。

	関連する個別事業	事業概要	所管課
14	キッズシェフ講座	食の知識や調理を体験する機会をつくるため、小学生を対象に講座を実施します。	保健推進課
15	食に関する指導の充実	栄養教諭等による食に関する指導の充実を図ります。	学校給食センター
16	給食メニューの充実	地産地消を推進する石狩デー（石狩ウィーク）やリクエストメニューなどを充実します。	学校給食センター
17	グリーンツーリズムバスツアー	市内の観光農園等を巡回するバスツアーを実施し、市民が農作業の体験や農業に対する理解を深める機会を提供します。	農政課
18	サケ育の推進	子どもを中心に、総合学習の活用やイベント等の開催により、サケの歴史・文化を伝承していくほか、石狩鍋の調理体験などの生活に身近な食などを通して、サケに触れる機会を充実させることで石狩プライドの醸成を図ります。	商工労働観光課
【基本施策4】 ふるさとへの愛着と豊かな心の育成			
19	小中学校での手話講座出前授業	市内の小中学校で手話出前授業を実施することで、ろう者（聞こえない人）への理解と手話が言語であることの理解の促進を図ります。	障がい福祉課
20	情操教育プログラム等の実施	小中学生を対象に、音楽朗読劇や幅広い音楽ジャンルの鑑賞、演奏体験等のプログラムを実施します。	社会教育課
21	ブックスタート	10カ月児健診会場で絵本の読み聞かせを行い、絵本やブックリスト、図書館PRなどの入ったブックスタート・バックを無料配布し、絵本を通じた親子の触れ合いの機会を創出します。	市民図書館
22	ブックスタートフォローアップ	ブックスタートのフォローアップとして、1歳6カ月児健診会場で再度読み聞かせを実施し、絵本の有効活用を勧めます。	市民図書館
23	第2のブックスタート	第2のブックスタートとして、就学時健診会場で就学を控えた幼児にブックリストの配布や、図書の展示、利用者カード作成、図書の貸出を行います	市民図書館
24	こども俳句コンテスト	子どもたちが石狩の俳句文化に触れる機会を作るとともに、俳句作りを通して、子どもたちの表現力や感性を鍛えます。	社会教育課
25	おはなし会	ボランティア等の協力を得ながら、おはなし会を実施し、子どもが読書活動に触れる機会を提供します。	市民図書館
26	子どもたちが文化芸術に触れる機会の充実	絵画や音楽、俳句などに親しめる機会を充実します。	社会教育課
27	国際文化に触れる機会の提供	国際交流協会等と連携を図りながら、姉妹都市との交流を中心に、子どもが国際文化に触れる機会を提供します。	秘書広報課
28	奨励プログラムの推進	環境教育・人権教育・平和教育・国際理解教育・共生社会（手話等）への取り組みなど、子どもたちに手本となる地域人材等の活用とあわせ奨励プログラムを推進します。	学校教育課

	関連する個別事業	事業概要	所管課
【基本施策5】 健やかな体の育成			
29	性や感染症予防等に関する正しい知識の普及	性や命の大切さ、性感染症の予防について、正しい知識の普及・啓発を行います。	保健推進課 学校教育課
30	ソフトボールアスリート育成事業	選手のパフォーマンス向上のため、中学生以上および保護者・指導者を対象にスポーツのための栄養講座を実施します。	スポーツ健康課
31	放課後すこやかスポーツ教室	放課後、小学生を対象に体育館で、体力向上のための取り組みと食育の指導を行います。	社会教育課
32	スポーツ・食育講座	小学生と保護者・指導者を対象に食事と運動の大切さを学ぶ講座等を行います。	スポーツ健康課
33	体力・運動能力に関する実態の把握等	児童生徒の全国体力・運動能力、運動習慣等調査の実施と結果分析を踏まえた対策を検討します。	学校教育課
【基本施策6】 子どもの居場所づくり			
34	児童館機能の充実	遊びをととして子どもの発達や健康を増進し、自主性を育む事業や援助を行うことで、子どもにとって日常の安定した生活の場を目指します。	子ども政策課
35	放課後児童健全育成事業	保護者が就労等により昼間留守になる家庭の児童に、授業終了後等に遊びや生活の場を提供します。	子ども政策課
36	放課後子ども教室等	専任児童指導員の配置や地域ボランティアの活用により、遊び、体験活動や学習活動を行うことで、放課後や週末に安全で安心な活動場所や居場所を提供し、児童の健全育成を図ります。	子ども政策課
37	中高生の活動場所の充実	家庭や学校以外でも、中高生が安心安全に過ごせる居場所を提供する事業を充実します。	子ども政策課
38	子どもの学習・食事支援の充実	子どもの学習支援や食事支援などに取り組む市民団体等の活動を支援し、地域における子どもの居場所づくりを推進します。	子ども政策課
【基本施策7】 子どものまちづくりへの参加			
39	子ども参加プロジェクト事業	中高生で組織するプロジェクトチームなどを中心に事業を実施し、子どものまちづくり参加に対する興味関心の向上を図ります。	子ども政策課
40	子どもリーダーの養成	様々な体験活動等を通してリーダーとしての意識や技能を育て、地域活動やまちづくりに参画するリーダーの養成を図ります。	子ども政策課
41	児童館を中心とした子どもによる企画・運営参加	児童館で、子どもが主体的に企画・運営に参加する取組を推進します。	子ども政策課

	関連する個別事業	事業概要	所管課
【基本施策8】 子育て家庭の学びの支援			
42	子育てに関する講座等の開催	子育てに関連する講義や実践の場を設けるとともに、参加者同士の交流を図り、子育て家庭の学びの機会を提供します。	子ども政策課
43	望ましい生活習慣の啓発	望ましい生活習慣が身に着くよう、児童生徒への指導と保護者への啓発を推進します。また、児童生徒に対してさまざまな課題への対応と合わせて家庭学習を支援します。	社会教育課
44	生活リズムチェックシート	子どもの望ましい生活習慣に対する関心や意欲を高め、その改善と定着を図ります。	社会教育課
45	家庭教育の支援	地域で子育て家庭を見守り支援する環境づくりを推進するため、子育て家庭を主な対象とした学習機会を提供します。	社会教育課

基本目標Ⅳ すべての子どもと家庭への支援

	関連する個別事業	事業概要	所管課
【基本施策1】 障がいや発達に配慮が必要な子どもへの支援			
1	障害児通所支援施設との連携強化	市内の障害児通所支援施設との情報共有など連携強化を図ります。	障がい福祉課
2	子ども発達支援センターの体制強化	発育発達上支援が必要な子どもの増加に対応するため、相談体制の強化を図ります。また、早期に適切な処遇を受けられるよう、ケース検討や情報共有により、市内の認定こども園、保育所、小中学校、特別支援学校、障害児通所施設、行政等の療育支援ネットワークの連携強化を図ります。	子ども発達支援センター
3	障がい児保育等	教育・保育施設や放課後児童クラブなどにおいて、障がいを有する児童が適切な環境で過ごせるよう、受け入れ体制の充実を図ります。	子ども家庭課 子ども政策課
4	医療的ケア児受入促進事業	たん吸引や経管栄養等の医療的ケアが必要な障がい児を受け入れ、児童発達支援、放課後等デイサービスの提供を行う事業所に対し、看護師の人件費の一部を補助します。	障がい福祉課
5	障がいの理解を高める啓発活動	発達障がいに関する講演会や、療育教育連携研修会を開催し、啓発活動に努めます。	子ども発達支援センター
6	特別支援教育の充実	学校の特別支援教育コーディネーター（校長の指名する教員）を中心に、各学校の特別支援教育をサポートする体制の充実を図ります。	教育支援センター
【基本施策2】 児童虐待の未然防止と対策			
7	養育支援訪問事業	赤ちゃん訪問事業で継続支援が必要と考えられた家庭に保健師、家庭児童相談員等が訪問し、専門的な訪問指導を実施します。	子ども相談センター
8	家庭児童相談の充実	家庭児童相談員や臨床心理士の、個別相談やカウンセリングを実施します。	子ども相談センター
9	子ども家庭総合支援拠点の体制と専門性の強化	子ども相談センターに家庭児童相談員等を配置し、子育てに不安を抱える母等に対しサポートすると共に、児童虐待の早期発見早期対応に努めます。子育て期のしつけに悩む母（父）に対し子育て練習講座（IP）を実施します。	子ども相談センター
10	子どもや保護者などが相談できる場所の周知	市広報紙や講演会等で、子ども相談センター等の周知を図ります。	子ども相談センター
11	困難を抱える子ども・若者への支援	ひきこもり（※1）・ニート（※2）などの相談、社会的自立への推進を図ります。	子ども相談センター
12	要保護児童対策地域協議会の機能強化	石狩市こども見守りネットワーク協議会（要保護児童対策協議会）の構成機関の研修等を実施します。また、オレンジリボン等の活用により、啓発活動を実施します。	子ども相談センター

※1 ひきこもり: 様々な要因の結果として社会的参加を回避し、原則的には6カ月にわたって概ね家庭にとどまり続けている状態を指す現象概念。

※2 ニート: 高校や大学に通学せず、独身であり、普段収入になる仕事をしていない15歳以上35歳未満の個人(予備校や専門学校などに通学している者を除く)。

	関連する個別事業	事業概要	所管課
【基本施策3】 困難を抱える子どもと若者への総合支援			
13	不登校児童生徒への支援	教育支援教室「ふらっとくらぶ」で不登校児童生徒の指導・支援の充実を図ります。	教育支援センター
14	いしかりふれあいDAYの活用	生活習慣改善チラシを作成し、各校PTAや各世帯ごとに約束事を決め、家庭で子どもとよく読み、見えやすい場所に掲示し啓発を図ります。	社会教育課
15	スクール・ソーシャル・ワーカーの配置	学校とスクールソーシャルワーカーなどとの連携により、いじめや不登校の未然防止と早期発見、早期対応に取り組みます。	教育支援センター
16	子ども・若者相談支援体制の充実	ひきこもり（※1）・ニート（※2）などの相談、社会的自立への推進を図ります。また、ひきこもりの長期化と家族の高齢化が社会問題となっていることを受け、40-50代まで対象者の拡大を図り「（仮）石狩市ひきこもりサポートセンター」を開設します。	子ども相談センター
17	教育相談の充実	支援の必要な子どもたちを早期に発見し、ライフサイクルを見通した支援を継続していきます。	教育支援センター
18	若者人材育成・職場定着支援事業	職場定着を図るため、高校生への就職支援や市内企業の若手職員・管理職向けのセミナーを実施します。	商工労働観光課
19	子どもの学習・生活支援事業	生活保護受給世帯やひとり親家庭等で支援が必要な世帯に対し、学習支援や生活支援を行います。	福祉総務課 子ども相談センター
【基本施策4】 生活困窮家庭の親の自立支援			
20	生活困窮者自立相談支援事業	生活困窮者の仕事や生活などに関する悩みを聞き、課題解決のためのプランを一緒に考え、利用できるサービスなどを活用しながら、自立して暮らすことができるよう支援します。	福祉総務課
21	生活困窮者住居確保給付金	離職等により住居喪失した又は喪失するおそれがある生活困窮者に対して、受給期間の就職活動など一定の要件を満たす方に、一定期間、家賃相当分の給付金を支給し、自立を支援します。	福祉総務課
22	生活困窮者就労準備支援事業	直ちに一般就労することが困難な生活困窮者に対して、就労や社会参加に必要な基本的な生活習慣やコミュニケーション能力の習得、就労体験などにより就労意欲の喚起を図る支援をします。	福祉総務課
23	生活困窮者家計改善支援事業	家計に関する悩みをもつ生活困窮者の相談に応じ、収支改善に向けた助言や再生プランの作成などを行い、自立した家計の管理能力を高め、安定して暮らすことができるよう支援します。	福祉総務課
24	子育て世代包括支援事業	妊娠期から子育て期まで切れ目ない支援を行うため、子育て家庭に関係する部署が連携して、包括的な支援体制を整えます。	保健推進課 子ども政策課 子ども相談センター

	関連する個別事業	事業概要	所管課
【基本施策5】 ひとり親家庭の支援			
25	ひとり親相談	母子・父子自立支援員を配置し、就労支援等に関する相談体制を充実します。	子ども相談センター
26	ひとり親家庭生活サポート事業	求職活動や病気など、一時的な理由により子どもの療育や家事ができないひとり親に対して、ヘルパーを派遣して日常生活をサポートします。	子ども相談センター
27	母子家庭等自立支援教育訓練給付金事業	児童扶養手当を受給しているか、または同様の所得水準の方に対し、就労に有利な資格取得に必要な経費を助成します。	子ども相談センター
28	母子家庭等高等職業訓練促進給付金等事業	児童扶養手当を受給しているか、または同様の所得水準の方に対し、国家資格などを取得するために必要な費用を助成します。	子ども相談センター
29	母子父子の貸付に関する相談等	母子・父子自立支援員が、ひとり親家庭の子が進学や入学時に必要な学費等の貸し付け申請手続きのサポートを行います。	子ども相談センター
【基本施策6】 子育て家庭への経済的支援			
30	児童手当の支給	子育て家庭に生活の安定と子どもの健やかな育みを図るため、国の制度に準拠しながら手当を支給します。	子ども家庭課
31	児童扶養手当の支給	ひとり親家庭の生活の安定と自立を促進し、児童の福祉増進のために、手当を支給します。	子ども家庭課
32	特別児童扶養手当等の支給	重度の障がいを有し、日常生活において常時特別の介護を必要とする在宅の児童に、特別児童扶養手当、障害児福祉手当を支給します。	障がい福祉課
33	要保護・準要保護就学援助	経済的理由により学用品費や給食費など、児童生徒の就学に必要な経費負担が困難な家庭に対し援助します。	学校教育課
34	子ども医療費の助成	小学校修了前児童（小学校就学前児童は入院通院、小学生は入院のみ）に医療費を助成します。	子ども家庭課
35	ひとり親医療費の助成	ひとり親家庭の医療費を助成します。	子ども家庭課
36	指定ごみ袋の無償交付	3歳未満の乳幼児がいる家庭に、無償で指定ごみ袋を交付し、子育て家庭の費用負担の軽減を図ります。	ごみ・リサイクル課
37	奨学金	経済的理由で高等学校等への修学が困難な生徒に対し、奨学金を支給します。	学校教育課

基本目標Ⅴ 地域の子育て力の向上

	関連する個別事業	事業概要	所管課
【基本施策1】 子育てにやさしいまちづくりの機運の醸成			
1	企業や商店街との協働による取り組み	どさんこ子育て特典制度（北海道主体事業）を活用し、子育て家庭が市内の登録店舗等を利用した際の様々なサービスの提供を行います。	子ども政策課
2	子育てネット事業	NPO 法人や子育て支援団体、行政等が協働し、地域ぐるみで子育て支援を進めるための情報共有やイベント企画を行います。	子ども政策課
3	若者の結婚新生活支援	経済的理由のため結婚に不安を抱える方に対し、婚姻に伴う住居費や引越費用等の一部を助成し、結婚に伴う経済的負担の軽減により市内で安心した生活をスタートできるよう支援します。	企画課
4	良好な住環境の確保	子育て支援施設や二世帯住宅が建てやすくなるよう、地域のニーズに対応した土地利用のあり方を検討します。	建設総務課
5	空家活用促進事業	子育て世帯や市外に居住する市内就業者を対象に、空家購入助成・リフォーム助成に助成金を上乘せし、現役世代の移住定住を促進します。	建築住宅課
【基本施策2】 子どもが主体的に活動する場所の整備			
6	児童館の整備	乳幼児から高校生までが安心して過ごすことができる場所として、樽川地区に大型児童センターの機能を有する施設を整備します。	子ども政策課
7	児童館での体験活動の充実	子どもが様々な体験を通して、情緒豊かに育つよう、各種体験プログラムを充実します。	子ども政策課
8	学校施設等の開放	市内に数多くあるスポーツ団体に対し活動場所を提供します。	スポーツ健康課
9	学校施設の計画的な改修・整備	老朽化する学校施設等の改修・整備を計画的に進めます。	総務企画課
10	公園施設の計画的な改修・整備	安全で快適な都市環境の形成のため、老朽化する公園施設の改修・整備を計画的に進めます。	都市整備課
11	教員や保育士の研修支援	本市の地域や教育課題などをテーマとする教員研修や、認定こども園などが主体的に行う研修機会の創出を支援します。	子ども家庭課
【基本施策3】 安全・安心・見守り体制の構築（家庭、学校、地域のネットワークづくり）			
12	不審者等の情報配信	不審者等に関する情報を、すばやく市民や関係機関へ配信し、情報共有を図り、犯罪等の未然防止に努めます。	広聴・市民生活課
13	防犯パトロール体制の強化	パトロールをすることにより、子どもの安全・安心のみならず、犯罪やごみの不法投棄の抑止のほか、地域の防犯意識の向上を図ります。	広聴・市民生活課

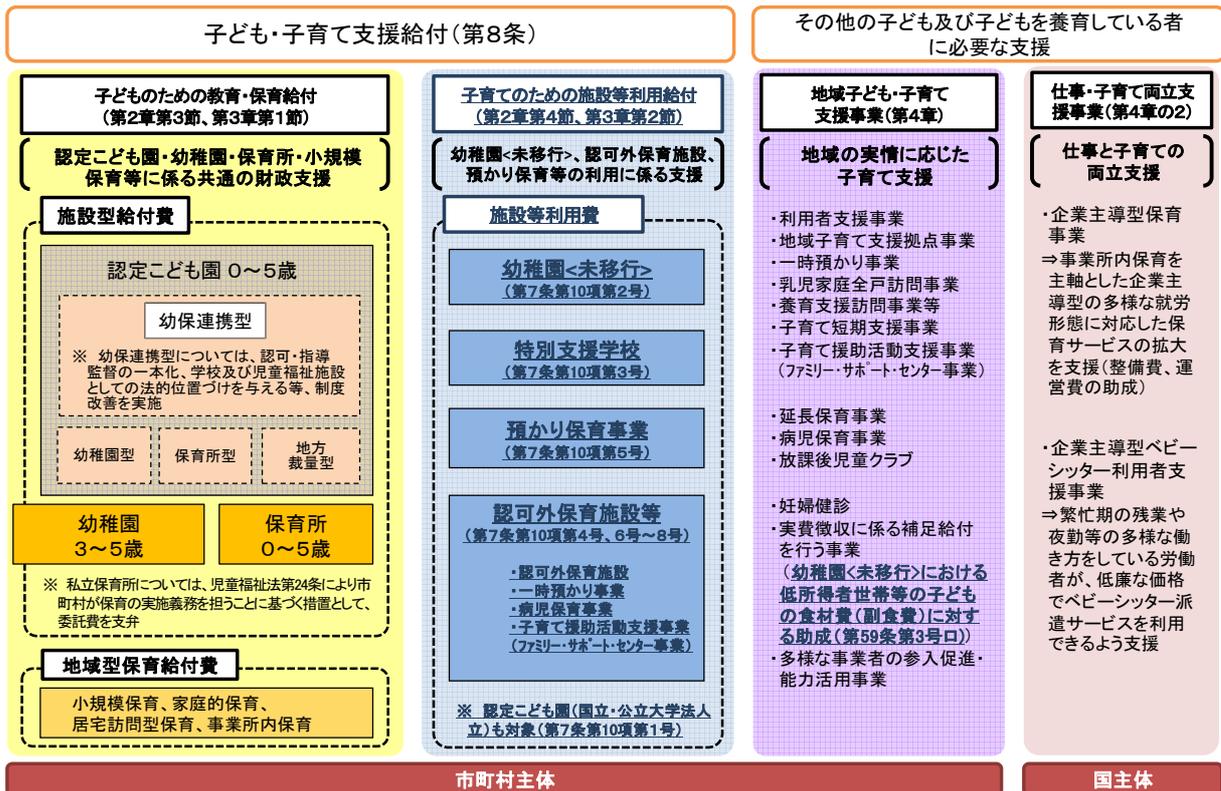
	関連する個別事業	事業概要	所管課
14	通学路における安全・防犯対策	通学路交通安全プログラムに基づく、点検・対策を実施し、安全・防犯対策を図ります。	総務企画課
15	安全教育の充実	交通安全教育・防犯教育・防災教育の充実や、市内小中学校が定める学校安全計画に基づいた取り組みへの支援を行います。	広聴・市民生活課 総務企画課
16	子どもを見守るシステムの充実	不審者や交通事故等から子どもを守るため、通学路や地域において、学校・PTA・町内会を核とした地域での子ども見守り活動等を展開します。	広聴・市民生活課 教育支援センター
17	薬物、飲酒、喫煙防止等に関する指導の推進	心や体を蝕む薬物乱用や飲酒、喫煙を防止するため、地域、保健、家庭、学校が連携した啓発活動に務めます。	保健推進課 教育支援センター
18	学校・地域・家庭・行政が連携した思春期保健対策の取り組み	学校・地域・家庭・行政が連携して、思春期における保健対策についての取り組みを検討します。	保健推進課 学校教育課
【基本施策4】 地域における取組への支援			
19	子ども会活動の支援	石狩市子ども会育成連絡協議会の活動を支援し、子ども会活動の振興を図ります。	子ども政策課
20	市民協働による子どもの居場所づくり	子どもの学習支援や食事支援などに取り組む市民団体等の活動を支援し、地域における子どもの居場所づくりを推進します。	子ども政策課
21	地域における子ども健全育成活動への支援	青少年健全育成協議会が主体的に実施する子どもの健全育成活動を支援します。	子ども政策課
【基本施策5】 市民の教育活動への参画支援			
22	中学校部活動外部指導者の活用支援	部活動外部指導者の活用による運動部・文化部活動の充実を図ります。	学校教育課
23	コミュニティ・スクールの推進	コミュニティ・スクールを導入し、地域一体の学校運営により、子どもの健全育成に取り組めます。	総務企画課
24	学校支援ボランティアの活用支援	学校支援地域本部事業（※）など、学校支援ボランティアの活用を支援します。	社会教育課

※ 学校支援地域本部事業:地域住民の学習支援や登下校の安全確保などの学校支援活動を通じて、教員が子どもと向き合う時間の確保を図るなど、地域全体で学校教育活動を支援する体制。

第4章 事業量の見込みと確保方策

1 子ども・子育て支援新制度について

(1) 子ども・子育て支援新制度の概要



子ども・子育て支援新制度とは、平成24年8月に成立した「子ども・子育て支援法」、「認定こども園法の一部改正」、「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律等に関する法律」の子ども・子育て関連3法に基づく制度のことをいい、主なポイントとしては以下のとおりです。

- 子ども・子育て支援給付の創設～子どものための現金給付(児童手当)と教育・保育給付等があります。
 - ①子どものための教育・保育給付～認定こども園、幼稚園、保育所など共通の施設型給付費、及び小規模保育などの地域型保育事業に対する地域型保育給付費のこと
 - ②子育てのための施設等利用給付～教育・保育給付対象外の施設・事業(認可外保育所、幼稚園の預かり保育など)への給付費のこと【令和元年10月の教育・保育の無償化により新設】
- 地域子ども・子育て支援事業の創設(利用者支援、地域子育て支援拠点、放課後児童クラブなど)
- 基礎自治体の実施主体～市町村は子ども子育て支援事業計画を策定し、給付・事業を実施
- 子ども・子育て会議の設置

(2)教育・保育給付の対象施設と認定区分

支給認定区分	実施年齢	保育の必要性	利用できる教育・保育施設等
1号認定	3～5歳	無し	認定こども園（幼稚園部）、幼稚園、へき地保育所
2号認定	3～5歳	有り	認定こども園（保育所部）、認可保育所、へき地保育所
3号認定	0～2歳	有り	認定こども園（保育所部）、認可保育所、へき地保育所（聚富保育園除く）、※地域型保育事業所

教育・保育施設等を利用するためには、市町村から認定（保育の必要性、支給認定区分、保育必要量※）を受ける必要があります。認定後、支給される施設型給付費は個人給付を基礎とし、利用施設が市町村から法定代理受領する仕組みとなっています。

※保育必要量

教育標準時間：概ね4時間（施設の定めにより異なる）

保育標準時間：最長11時間のなかで必要な時間（就労時間が月120時間以上の場合）

保育短時間：最長8時間のなかで必要な時間（就労時間が月64時間以上120時間未満の場合）

※地域型保育事業

家庭的保育、小規模保育、居宅訪問型保育、及び事業者内保育のこと。児童福祉法において児童福祉施設として位置付けられている認可保育所とは法令上の位置付けが異なり、様々な場所で展開される事業

(3)地域子ども・子育て支援事業

子ども・子育て支援新制度のもう一つの柱として、地域子ども・子育て支援事業があります。地域子ども・子育て支援事業は、市町村が地域の実情に応じて、市町村子ども子育て支援事業計画に従って実施する以下の事業があります。

1. 利用者支援事業	7. ファミリー・サポート・センター事業 （子育て援助活動支援事業）
2. 地域子育て支援拠点事業	8. 一時預かり事業
3. 妊婦健康診査	9. 延長保育事業
4. 赤ちゃん訪問事業 （乳児家庭全戸訪問事業）	10. 病児保育事業（病児・病後児）
5. 養育支援訪問事業 （子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業）	11. 放課後児童クラブ （放課後児童健全育成事業）
	12. 実費徴収に係る補足給付を行う事業
6. 子育て短期支援事業	13. 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

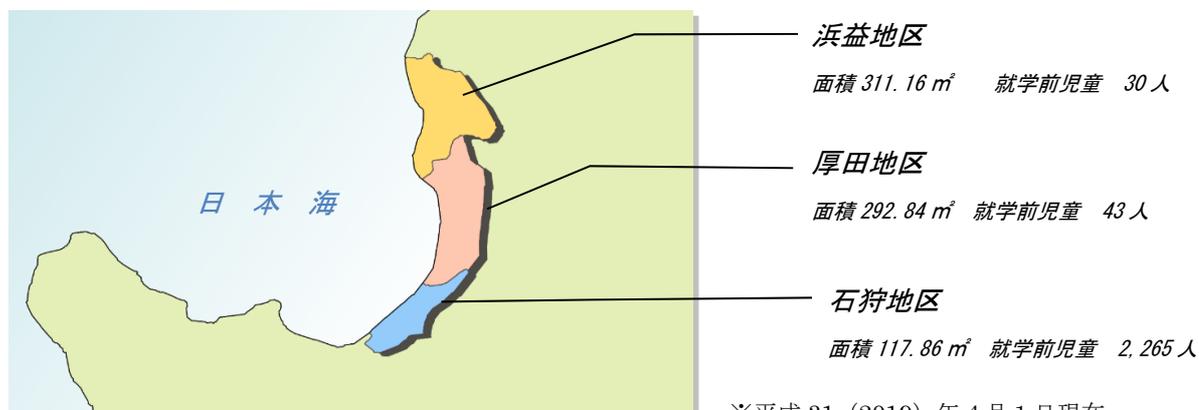
2 提供区域の設定

(1)教育・保育提供区域の設定

本市においては、地理的条件、人口、交通事情のほか、現在の厚田区、浜益区においては、地域の特色を生かした地域自治を实践していることを踏まえ、石狩、厚田、浜益の旧行政区域を教育・保育提供区域として設定します。

(2)教育・保育提供区域と事業の分類

利用者が日常的に利用する事業や施設を設置して実施する事業については、教育・保育提供区域ごとに設定することとし、必ずしも区域内に施設等を設置する必要性が低い事業については、市全域で「量の見込み」「確保方策」を設定することとします。



【区域ごとに設定する事業】

- ・教育・保育事業（1号認定、2号認定、3号認定）
- ・延長保育事業
- ・放課後児童健全育成事業

【市全域で設定する事業】

- | | |
|--------------|-----------------------------------|
| ・利用者支援事業 | ・子育て援助活動支援事業
(ファミリー・サポート・センター) |
| ・地域子育て支援拠点事業 | ・一時預かり事業 |
| ・妊婦健康診査 | ・病児・病後児保育事業 |
| ・乳児家庭全戸訪問事業 | ・実費徴収に係る補足給付を行う事業 |
| ・養育支援訪問事業 | ・多様な事業者の参入促進・能力活用事業 |
| ・子育て短期支援事業 | |

3 子どもの人口の見通し

児童数は、コーホート変化率法により推計しました。前計画期間中（平成27年度～令和元年度）においては、宅地開発によって樽川地区の人口が増加した影響もあり、想定よりも就学前児童数の減少は緩やかに推移していましたが、今後、その影響は縮小すると見込んでいます。

また、25～39歳の女性人口が減っていることから、出生率が横ばいでも、出生数は減る見込みです。このことから、全地区においても、児童人口の減少が見込まれます。

なお、他の計画における人口推計とは手法が異なることから、他の計画の推計値とは必ずしも一致しません。

各年4月1日現在

合 計						
年齢	31年度 (参考)	R2年度 (2020)	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)	R6年度 (2024)
0歳	297	282	272	260	254	252
1歳	362	318	303	293	281	275
2歳	372	372	332	314	304	292
3歳	449	392	390	349	331	321
4歳	431	457	403	399	357	340
5歳	427	439	465	411	406	365
0～2小計	1,031	972	907	867	839	819
3～5小計	1,307	1,288	1,258	1,159	1,094	1,026
0～5小計	2,338	2,260	2,165	2,026	1,933	1,845
6～8小計	1,444	1,391	1,369	1,375	1,357	1,324
9～11小計	1,624	1,561	1,467	1,439	1,390	1,360
6～11小計	3,068	2,952	2,836	2,814	2,747	2,684
12～14小計	1,741	1,663	1,669	1,614	1,551	1,462
15～17小計	1,719	1,764	1,771	1,716	1,641	1,649
0～17計	8,866	8,639	8,441	8,170	7,872	7,640

石狩地区						
年齢	31年度 (参考)	R2年度 (2020)	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)	R6年度 (2024)
0歳	284	272	262	250	244	242
1歳	349	305	293	283	271	265
2歳	362	360	317	304	294	282
3歳	434	382	378	335	321	311
4歳	418	442	392	386	342	330
5歳	418	426	450	400	393	350
0～2小計	995	937	872	837	809	789
3～5小計	1,270	1,250	1,220	1,121	1,056	991
0～5小計	2,265	2,187	2,092	1,958	1,865	1,780
6～8小計	1,405	1,356	1,330	1,329	1,310	1,280
9～11小計	1,588	1,523	1,429	1,400	1,356	1,324
6～11小計	2,993	2,879	2,759	2,729	2,666	2,604
12～14小計	1,691	1,623	1,631	1,579	1,513	1,423
15～17小計	1,663	1,715	1,729	1,678	1,610	1,619
0～17計	8,612	8,404	8,211	7,944	7,654	7,426

厚田地区						
年齢	31年度 (参考)	R2年度 (2020)	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)	R6年度 (2024)
0歳	9	6	6	6	6	6
1歳	6	9	6	6	6	6
2歳	6	6	11	6	6	6
3歳	10	6	6	10	6	6
4歳	7	10	7	7	11	6
5歳	5	7	10	7	7	11
0～2小計	21	21	23	18	18	18
3～5小計	22	23	23	24	24	23
0～5小計	43	44	46	42	42	41
6～8小計	23	19	22	30	31	28
9～11小計	18	23	23	23	19	21
6～11小計	41	42	45	53	50	49
12～14小計	34	23	20	19	24	24
15～17小計	37	35	29	25	19	18
0～17計	155	144	140	139	135	132

浜益地区						
年齢	31年度 (参考)	R2年度 (2020)	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)	R6年度 (2024)
0歳	4	4	4	4	4	4
1歳	7	4	4	4	4	4
2歳	4	6	4	4	4	4
3歳	5	4	6	4	4	4
4歳	6	5	4	6	4	4
5歳	4	6	5	4	6	4
0～2小計	15	14	12	12	12	12
3～5小計	15	15	15	14	14	12
0～5小計	30	29	27	26	26	24
6～8小計	16	16	17	16	16	16
9～11小計	18	15	15	16	15	15
6～11小計	34	31	32	32	31	31
12～14小計	16	17	18	16	14	15
15～17小計	19	14	13	13	12	12
0～17計	99	91	90	87	83	82

4 教育・保育給付対象事業

次ページには、旧行政区にもとづく提供区域3区ごとの、計画期間内の量の見込みと確保方策を記載します。全体として、令和元年（2019年）10月からの幼児教育・保育の無償化の影響により、保育の需要は増える見込みですが、その後、児童人口の減少にともない量の見込みは減少していくと予測しています。

確保の内容には、年度当初に、どのくらいの定員を確保するかという、年度ごとの目標となる数値を記載しています。現行の提供体制の維持を基本としつつ、児童人口に大きな増減が生じた場合には、柔軟な対応ができるよう、人口の推移を注視するものとします。

■石狩地区

課題：2号・3号の確保体制に不足があります。特に、教育・保育の無償化以降、1号から2号へ移行を希望する家庭が増えたことで2号定員の不足につながっています。

確保方策：認定区分ごとの利用定員の変更、または利用定員の弾力的運用によって見込み量の受容に対応していくことを基本とします。一方、無償化に伴う保育ニーズの喚起や保育士不足が喫緊の課題となっており、これらの課題には速やかに総合的な対策を検討します。

■厚田地区・浜益地区

課題：厚田・浜益では、へき地保育を実施してきましたが、両地区の地域振興の観点から、保護者の就労ニーズや多様な働き方に対応していく必要があります。

確保方策：厚田保育園については、令和2年度から小規模保育事業（※）へ移行します。また、聚富保育園については、令和3年度末をもって閉園します。

はまます保育園については、2歳未満の子どもの保育を提供できるよう、小規模保育事業（※）の導入について検討を進めます。

なお、小規模保育事業へ移行後の、3歳以上の教育・保育ニーズに関しては、特別利用地域型保育による受入を想定しています。

※小規模保育事業：少人数（定員6～19人）を対象に、家庭的保育に近い雰囲気のもと、きめ細かな保育を行います。原則、0～2歳児が対象です。

事業量見込みと確保方策（教育・保育給付対象事業）

※各年4月1日見込み

		令和2年度（2020）					令和3年度（2021）					令和4年度（2022）					令和5年度（2023）					令和6年度（2024）					
		1号	2号	3号		合計	1号	2号	3号		合計	1号	2号	3号		合計	1号	2号	3号		合計	1号	2号	3号		合計	
		3～5歳	3～5歳	0歳	1～2歳		3～5歳	3～5歳	0歳	1～2歳		3～5歳	3～5歳	0歳	1～2歳		3～5歳	3～5歳	0歳	1～2歳		3～5歳	3～5歳	0歳	1～2歳		
市全体	①量の見込み （必要利用定員総数）	697	553	83	340	1,673	688	546	80	328	1,642	641	508	77	329	1,555	605	479	75	331	1,490	567	449	75	334	1,425	
	②確保の内容	教育・保育施設	769	502	93	360	1,724	769	553	97	375	1,794	769	553	97	375	1,794	769	553	97	375	1,794	769	553	97	375	1,794
		地域型保育	0	0	5	20	25	0	0	5	20	25	0	0	5	20	25	0	0	5	20	25	0	0	5	20	25
		認可外保育 （へき地保育）	0	114	0	6	120	0	114	0	6	120	0	64	0	6	70	0	64	0	6	70	0	64	0	6	70
	②－①	72	63	15	46	196	81	121	22	73	297	128	109	25	72	334	164	138	27	70	399	202	168	27	67	464	
石狩	①量の見込み （必要利用定員総数）	670	549	78	328	1,625	661	542	75	316	1,594	614	504	72	319	1,509	578	475	70	321	1,444	543	445	70	324	1,382	
	②確保の内容	教育・保育施設	769	502	93	360	1,724	769	553	97	375	1,794	769	553	97	375	1,794	769	553	97	375	1,794	769	553	97	375	1,794
		地域型保育			2	4	6			2	4	6			2	4	6			2	4	6			2	4	6
		②－①	99	-47	17	36	105	108	11	24	63	206	155	49	27	60	291	191	78	29	58	356	226	108	29	55	418
厚田	①量の見込み （必要利用定員総数）	15	2	3	7	27	15	2	3	8	28	16	2	3	6	27	16	2	3	6	27	15	2	3	6	26	
	②確保の内容	教育・保育施設					0					0					0					0					0
		地域型保育			3	16	19			3	16	19			3	16	19			3	16	19			3	16	19
		認可外保育 （へき地保育）		50			50		50			50					0					0					0
	②－①	-15	48	0	9	42	-15	48	0	8	41	-16	-2	0	10	-8	-16	-2	0	10	-8	-15	-2	0	10	-7	
浜益	①量の見込み （必要利用定員総数）	12	2	2	5	21	12	2	2	4	20	11	2	2	4	19	11	2	2	4	19	9	2	2	4	17	
	②確保の内容	教育・保育施設					0					0					0					0					0
		地域型保育					0					0					0					0					0
		認可外保育 （へき地保育）		64		6	70		64		6	70		64		6	70		64		6	70		64		6	70
	②－①	-12	62	-2	1	49	-12	62	-2	2	50	-11	62	-2	2	51	-11	62	-2	2	51	-9	62	-2	2	53	

5 地域子ども・子育て支援事業

(1) 利用者支援事業

■ 事業内容

妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援として、子どもや保護者、妊娠している方等が、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、情報提供及び相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等の地域連携を実施する事業です。

■ 実施状況と今後の方向性・確保方策

基本型については、市役所本庁舎に子育てコンシェルジュを配置し、母子保健型については、総合保健センターりんくるに母子保健コーディネーターを配置して実施しています。

今後も、基本型と母子保健型の連携により、利用者支援事業を実施していくこととします。

		平成30年度 (2018)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)
基本型	量の見込み	1ヶ所	1ヶ所	1ヶ所	1ヶ所	1ヶ所	1ヶ所
	確保の内容	1ヶ所	1ヶ所	1ヶ所	1ヶ所	1ヶ所	1ヶ所
母子保健型	量の見込み	1ヶ所	1ヶ所	1ヶ所	1ヶ所	1ヶ所	1ヶ所
	確保の内容	1ヶ所	1ヶ所	1ヶ所	1ヶ所	1ヶ所	1ヶ所

基本型…各種子育て支援施策等に関する情報提供を行う。

母子保健型…保健師等の専門職が母子保健や育児に関する妊産婦等からの相談に応じ、支援を行う。

(2) 地域子育て支援拠点事業

■事業内容

乳幼児親子が、地域の身近な場所において気軽に集える場を提供し、親子の交流や講習、育児相談等を行う事業です。

■実施状況と今後の方向性・確保方策

どこにも通園していない乳幼児の保護者が、親子交流や育児相談、子育てに関する情報にふれるなど、子育て支援拠点が地域で担う役割は非常に重要です。

働く親が増えていること、出生数が減少していることなどから、量の見込みは横ばいで推移すると想定しています。確保の総量としては充足していますが、樽川地区では、子育て支援拠点機能が空白地帯となっていることから、新たな設置が求められています。

	平成30年度 (2018)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)
①量の見込み (月あたり延べ)	1,096人回	1,030人回	961人回	1,124人回	1,094人回	1,073人回
②確保の内容※ (月あたり延べ)	5カ所 1,725人回	5カ所 1,283人回	5カ所 1,283人回	6カ所 1,439人回	6カ所 1,439人回	6カ所 1,439人回

※「人回」は年間の延べ利用回数

(3) 妊婦健康診査

■事業内容

妊婦及び胎児の健康保持を図るため、妊婦健康診査の公費による一部負担（妊婦一般健康診査14回分、超音波検査6回分）を実施する事業です。

■実施状況と今後の方向性・確保方策

標準的な妊婦一般健康診査14回及び超音波検査6回分の公費負担を継続しつつ、道と連携し公費負担内容の見直しを図ります。

	平成30年度 (2018)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)
①量の見込み (年間延べ)	一般健康診査 3,296人回	一般健康診査 3,198人回	一般健康診査 3,084人回	一般健康診査 2,948人回	一般健康診査 2,880人回	一般健康診査 2,858人回
	超音波検査 1,529人回	超音波検査 1,489人回	超音波検査 1,436人回	超音波検査 1,373人回	超音波検査 1,341人回	超音波検査 1,331人回
	(300人)	(282人)	(272人)	(260人)	(254人)	(252人)
②確保の内容	すべての妊婦に対し、妊婦一般健康診査分14回、超音波検査6回分の公費負担を実施					

(4) 赤ちゃん訪問事業（乳児家庭全戸訪問事業）

■事業内容

保健師等の専門職員が、生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

■実施状況と今後の方向性・確保方策

母親のメンタルヘルス支援を重点に心身の健康状態と生活状況を把握し、個々に応じた生活や育児への支援を行っています。

積極的に、できるだけ早期(概ね4週間)に連絡し全戸訪問ができるように、訪問体制等強化を図ります。訪問時以外でも相談ができるよう相談窓口として、保健センターや子育て支援機関の周知を図るとともに、支援が必要な保護者に対しては関係機関や地域が連携して支えていきます。

	平成30年度 (2018)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)
①量の見込み	299人 (309人)	282人	272人	260人	254人	252人
②確保の内容	全戸訪問の実施					

(5) 養育支援訪問事業

■事業内容

児童の養育について支援が必要でありながら、積極的に自ら支援を求めることが困難な状況にある家庭に対して訪問による支援を実施することにより、当該家庭において適切な養育の実施を確保すること等を目的とします。

乳児家庭全戸訪問（赤ちゃん訪問事業）などをきっかけとして、養育支援が必要と考えられる家庭に対し、専門的な訪問指導を継続的に実施する事業です。

■実施状況と今後の方向性・確保方策

妊娠期からの継続的な支援を特に必要とする家庭や子育てに対して強い不安、孤立感等を抱える家庭に対し、安定した妊娠、出産、又は育児を迎えるための相談支援、育児不安の解消や養育技術の提供等のための相談支援などを行います。

実施に当たっては、石狩市こども見守りネットワーク協議会(要保護児童対策地域協議会)のケース対応会議を開催し、訪問支援の対象家庭の決定及び、具体的な支援の目標、支援の内容、期間、方法、訪問支援者等について支援計画を策定します。

	平成30年度 (2018)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)
① 量の見込み	97回 9世帯	70回 10世帯	70回 10世帯	70回 10世帯	70回 10世帯	70回 10世帯
② 確保の内容	養育支援が必要な家庭に対して訪問支援					

(6) 子育て短期支援事業（ショートステイ）

■事業内容

保護者が、疾病・疲労等身体上・精神上・環境上の理由により児童の養育が困難となった場合等に、保護を適切に行うことができる児童養護施設等において養育・保護を行う事業です。

■実施状況と今後の方向性・確保方策

現行体制の維持を基本とします。

	平成30年度 (2018)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)
①量の見込み (年間延べ)	0人日	14人日	14人日	14人日	14人日	14人日
②確保の内容 (年間延べ)	2ヶ所 14人日	2ヶ所 14人日	2ヶ所 14人日	2ヶ所 14人日	2ヶ所 14人日	2ヶ所 14人日

※「人日」は年間の延べ利用日数

(7) ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）

■事業内容

乳幼児や児童の一時預かりや送迎など、子育てのサポートを「受けたい人（依頼会員）」と「できる人（提供会員）」からなる相互援助活動について、連絡・調整を行う事業です。

■実施状況と今後の方向性・確保方策

「8. 一時預かり事業（2）幼稚園以外での一時預かり事業（一般型）」と「10. 病児・病後児保育事業」に分類しているものもあり、ファミリー・サポート・センター事業としての量の見込みを把握するため、他事業に分類しているものを合算しました。

現行体制の維持を基本とします。

	平成30年度 (2018)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)
①量の見込み (年間延べ)	339人日	342人日	331人日	318人日	308人日	297人日
幼稚園以外での一時預 かり事業（一般型等）※ 再掲	99人日	181人日	173人日	162人日	155人日	148人日
病児・病後児保育事業 ※再掲	38人日	36人日	35人日	32人日	31人日	30人日
ファミリー・サポート・セ ンター事業（就学児）	202人日	125人日	123人日	124人日	122人日	119人日
②確保の内容 (年間延べ)	620人日	494人日	494人日	494人日	494人日	494人日

※「人日」は年間の延べ利用日数

(8) 一時預かり事業

①幼稚園での一時預かり事業（幼稚園型：在園児対象）

■事業内容

通常の教育時間後や、長期休業期間中などに、希望する在園児を対象に保育を行う事業です。

■実施状況と今後の方向性・確保方策

本市では、市内全園（認定こども園幼稚園部）において実施しています。現行体制の維持を基本とします。

	平成30年度 (2018)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)
①量の見込み (年間延べ)	60,607 人日	60,897 人日	59,478 人日	54,798 人日	51,724 人日	48,509 人日
②確保の内容 (年間延べ)	12ヶ所 124,347 人日	13ヶ所 120,153 人日				

※「人日」は年間の延べ利用日数

②幼稚園以外での一時預かり事業（一般型等）

■事業内容

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、一時的に保育を行う事業です。

■実施状況と今後の方向性・確保方策

市内3箇所の認定こども園（保育所部）とファミリー・サポート・センターで実施しています。現行体制の維持を基本とします。

	平成30年度 (2018)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)
①量の見込み (年間延べ)	504 人日	723 人日	693 人日	648 人日	619 人日	591 人日
認定こども園 (保育所部)	405 人日	542 人日	520 人日	486 人日	464 人日	443 人日
ファミリー・サポート ・センター	99 人日	181 人日	173 人日	162 人日	155 人日	148 人日
②確保の内容 (年間延べ)	4カ所 6,200 人日	4カ所 6,134 人日	4カ所 6,134 人日	4カ所 6,134 人日	4カ所 6,134 人日	4カ所 6,134 人日

※「人日」は年間の延べ利用日数

(9) 延長保育事業

■事業内容

保護者の就労形態の多様化等に伴う延長保育需要に対応するため、通常の保育時間（11時間）を超えて保育を行う事業です。

■実施状況と今後の方向性・確保方策

市内保育所（認定こども園保育所部含む）全園で実施しています。

教育・保育提供区域と同区分にて提供体制を考えるため、旧行政区別に現在の実施状況を継続します。

石狩地区	平成30年度 (2018)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)
①量の見込み	532人	535人	522人	501人	485人	470人
②確保の内容	13ヶ所 935人	14ヶ所 955人	14ヶ所 1,025人	14ヶ所 1,025人	14ヶ所 1,025人	14ヶ所 1,025人

厚田地区	平成30年度 (2018)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)
①量の見込み	9人	11人	12人	11人	11人	11人
②確保の内容	2ヶ所 120人	2ヶ所 69人	2ヶ所 69人	1ヶ所 19人	1ヶ所 19人	1ヶ所 19人

浜益地区	平成30年度 (2018)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)
①量の見込み	1人	2人	2人	2人	2人	1人
②確保の内容	1ヶ所 70人	1ヶ所 70人	1ヶ所 70人	1ヶ所 70人	1ヶ所 70人	1ヶ所 70人

(10) 病児保育事業（病児・病後児）

■事業内容

病気・病気回復期の児童が家庭で保育を受けることが困難な期間において一時的に保育をする事業です。

■実施状況と今後の方向性・確保方策

市内認定こども園（保育所部）1カ所（病後児対象）、ファミリー・サポート・センター1カ所（病児・病後児対象）で事業を実施しています。

現行体制の維持を基本としつつ、制度の周知に努めます。

	平成30年度 (2018)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)
①量の見込み (年間延べ)	50人日	47人日	46人日	42人日	41人日	39人日
認定こども園 (保育所部)	12人日	11人日	11人日	10人日	10人日	9人日
ファミリー・サポート ・センター	38人日	36人日	35人日	32人日	31人日	30人日
②確保の内容 (年間延べ)	2カ所 1,216人日	2カ所 1,214人日	2カ所 1,214人日	2カ所 1,214人日	2カ所 1,214人日	2カ所 1,214人日

※「人日」は年間の延べ利用日数

(11) 放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）

■事業内容

保護者や同居親族の就労または疾病等により家庭が昼間留守等になる児童を対象に、授業の終了後等一定時間指導し、適切な遊びや生活の場を与え、健全な育成を図る事業です。

■実施状況と今後の方向性・確保方策

今回実施したニーズ調査等からも本市は両親がともに働いている割合は高く、また平成27年に利用できる学年が6年生まで拡大されたことに伴い、高学年での利用も年々増加していることから、今後利用者数がさらに増加することが考えられます。特に花川南小学校区、南線小学校区、紅南小学校区において、ニーズ超過が見込まれるため、余裕教室等の状況を把握し、定員の拡大やクラブの増設を検討していきます。また、石狩の他地区においては、受入れの弾力運用や児童館等によるその他の放課後対策事業（放課後子ども総合プラン 82ページ参照）により対応します。

厚田・浜益地区においては、保育所開放事業により放課後の居場所機能を確保します（85ページ参照）。

石狩地区	平成30年度 (2018)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)
量の見込み 1年生	171人	186人	192人	205人	182人	185人
2年生	196人	179人	171人	174人	184人	167人
3年生	147人	125人	128人	120人	121人	132人
4年生	67人	82人	82人	84人	85人	88人
5年生	21人	21人	23人	24人	32人	34人
6年生	3人	12人	16人	15人	24人	27人
①量の見込み ※1	605人	605人	612人	622人	628人	633人
②確保の内容 ※2	600人 (19クラブ)	615人 (20クラブ)	615人 (20クラブ)	635人 (21クラブ)	635人 (21クラブ)	635人 (21クラブ)

※1 小学校区ごとの内訳別途記載

※2 令和2年度：紅南小学校区 15 増、令和4年度：南線小学校区 20 増を想定

厚田地区	平成30年度 (2018)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)
①量の見込み	2人	4人	4人	5人	5人	4人
②確保の内容	0人 (0クラブ)	0人 (0クラブ)	0人 (0クラブ)	0人 (0クラブ)	0人 (0クラブ)	0人 (0クラブ)

浜益地区	平成30年度 (2018)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)
①量の見込み	-人	3人	3人	3人	3人	3人
②確保の内容	0人 (0クラブ)	0人 (0クラブ)	0人 (0クラブ)	0人 (0クラブ)	0人 (0クラブ)	0人 (0クラブ)

<石狩地区：量の見込み内訳>

(単位：人)

小学校区	定員	区分	平成30年度 (2018)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)
石狩	25	低学年	9	6	8	11	9	7
		高学年	1	1	1	0	1	1
				18	16	14	15	17
花川	70	低学年	53	49	46	47	43	43
		高学年	12	14	15	14	17	16
				7	9	9	10	11
生振	0	低学年	0	0	0	0	0	0
		高学年	0	0	0	0	0	0
				0	0	0	0	0
南線	165	低学年	153	152	159	163	150	146
		高学年	25	34	34	38	45	50
				▲ 21	▲ 28	▲ 36	▲ 30	▲ 31
花川南	100	低学年	96	97	92	94	98	105
		高学年	11	22	20	23	23	21
				▲ 19	▲ 12	▲ 17	▲ 21	▲ 26
紅南	75	低学年	70	69	71	76	78	85
		高学年	17	18	22	19	23	24
				▲ 12	▲ 18	▲ 20	▲ 26	▲ 34
八幡	25	低学年	10	7	8	9	12	8
		高学年	1	2	1	1	1	2
				16	16	15	12	15
緑苑台	90	低学年	76	67	63	57	49	43
		高学年	16	14	16	16	17	18
				9	11	17	24	29
双葉	50	低学年	47	43	44	42	48	47
		高学年	8	10	12	12	14	17
				▲ 3	▲ 6	▲ 4	▲ 12	▲ 14
計	600	低学年	514	490	491	499	487	484
		高学年	91	115	121	123	141	149
			605	605	612	622	628	633

※石狩小と八幡小は令和2年度に統合し、石狩八幡小となりますが、地区のニーズを把握するため旧校区毎に積算しています。

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

■事業内容と実施状況

市が定めた保育料以外に、教材費、園外活動等の行事費、給食費などは実費負担にかかる費用として、保護者同意の下、施設が独自に徴収することができます。この実費徴収に対して、低所得者の負担軽減を図るため、公費による補助を行う事業です。

■今後の方向性・確保方策

国の実施要綱に基づき、実施します。

(13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

■事業内容と実施状況

新規施設事業者が安定的かつ継続的に事業を運営し、地域ニーズに即した保育等を円滑に実施できるよう、実地支援、相談・助言、連携施設のあっせんなどを行う事業です。

■今後の方向性・確保方策

国の実施要綱に基づき、実施します。

6 幼児期の教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保

本市では、これまでに認定こども園化を計画的に進め、現在、幼保連携型認定こども園が13園、保育所型認定こども園が1園あり、その他に、地域型保育事業所が2ヶ所、へき地保育所が2園あります。これらの施設形態の違いを踏まえながら、必要に応じて小学校等との連携を図り、質の高い教育・保育を実施します。

また、幼稚園教諭、保育教諭及び保育士に対し、十分な研修と処遇の改善を行い、保育の質の確保に努めます。

7 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

子育てのための施設等利用給付の実施にあたって、公正かつ適正な支給の確保、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を勘案した給付を実施します。

本市では、子育てのための施設等利用給付の給付申請については、保護者の利便性や過誤請求・支払いの防止等を考慮し、各利用施設において取りまとめを依頼するとともに、保護者への支払いは年4回以上となるよう、施設等利用給付の公正かつ適正な支給の確保に取り組むこととしています。

8 放課後子ども総合プラン

■放課後子ども総合プランとは

次代を担う人材を育成し、加えて共働きの家庭が直面する「小1の壁」を打破する観点から、厚生労働省と文部科学省が連携し、平成26年7月に「放課後子ども総合プラン」を策定しました。このプランに基づき、放課後児童クラブと放課後子ども教室の一体的な実施を中心に事業の計画的な整備が進められてきたところです。

平成30年9月には、これまでの放課後児童対策の取組をさらに推進させるため、放課後児童クラブの待機児童の早期解消、放課後児童クラブと放課後子ども教室の一体的な実施の推進等による全ての児童の安全・安心な居場所の確保を図ること等を内容とした「新・放課後子ども総合プラン」が策定されました。

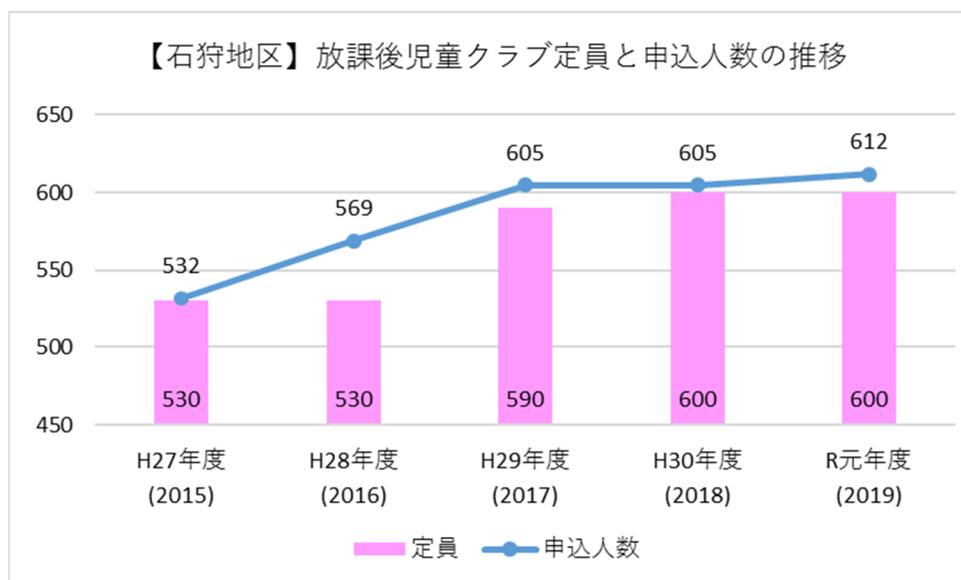
本市においても、国の方針に基づき、これまでの放課後児童対策の取組をさらに推進します。

■現状と課題

近年の女性の就業率上昇等により保護者がともに働く家庭が多くなっており、本市も例外ではありません。

保育所等を利用していた保護者が、子どもが小学校に入学することで働き方の変更を強いられることがないよう、保護者が安心して働き、すべての子どもが放課後等を安全・安心に過ごすことができる支援体制の整備が求められています。

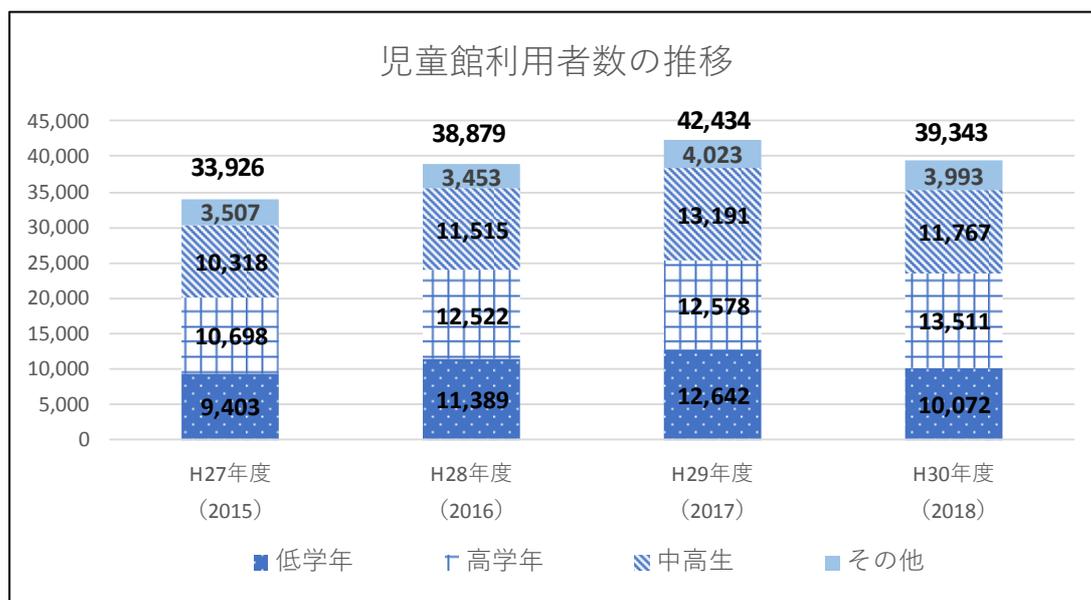
放課後児童クラブは、平成27年の改正児童福祉法の施行により、小学6年生まで利用が拡大されてから高学年の利用が年々増加しています。申込人数増を見込んで平成29年にクラブを増設し、定員も増やしましたが、見込みを上回る申込により定員超過の状態となっています。



特に、花川南小学校区をはじめ、樽川地区を抱える南線小学校区や児童館がない紅南小学校区では特に定員超過が大きく、年度当初に待機児童が発生しているため早急な対策が必要です。

放課後の居場所の取組としては、放課後児童クラブのほかに、市内4児童館（こども未来館、花川北児童館、おおぞら児童館、花川南児童館）を運営しているほか、八幡小、聚富小、浜益小の各校区では学習や体験活動などを行う放課後子ども教室を、紅南小と花川南小では校内であいかぜ寺子屋事業を展開しています。児童数が最も多い南線小学校は、空き教室の確保が困難であるため、学校敷地外の児童館機能を拠点とした放課後の居場所対策を考えていく必要があります。

以上のことから、本市において放課後子ども総合プランを進めるにあたっては、各放課後児童クラブと児童館、放課後子ども教室等の機能を活かしながら、一体的または連携して機能させていくこととします。



■実施事業と今後の方向性

(1)放課後児童クラブの推進

①放課後児童クラブの拡充

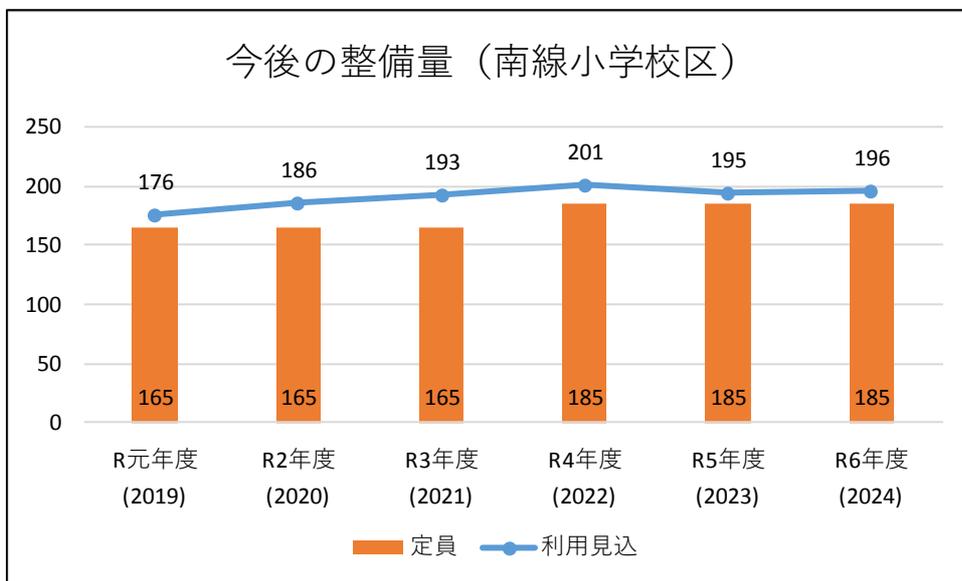
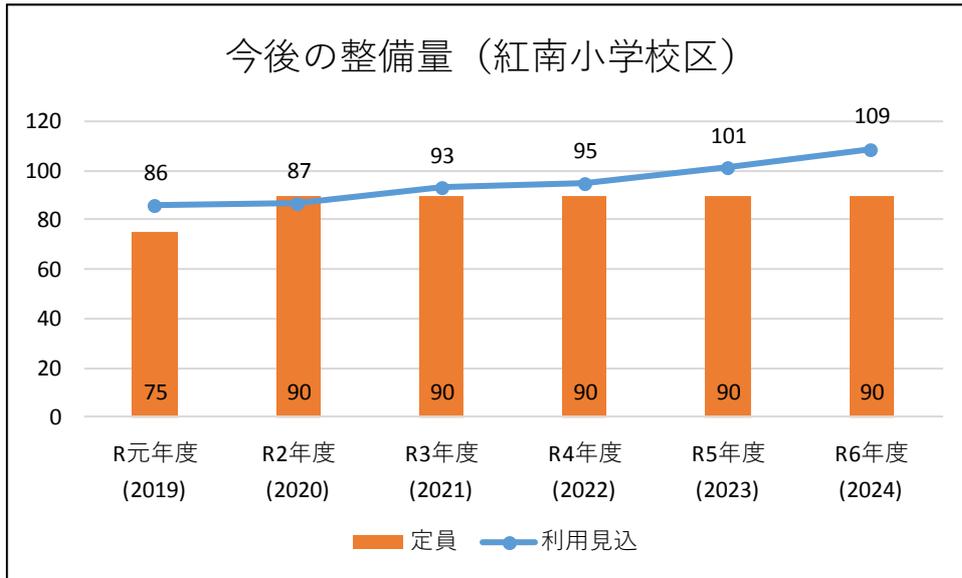
慢性的な定員超過解消のため、(仮称)ふれあいの杜子ども館内に放課後児童クラブを新設するほか、主に児童館機能がないエリアにおいて、放課後児童クラブの定員の拡大により対応します。

②開所時間を延長します。

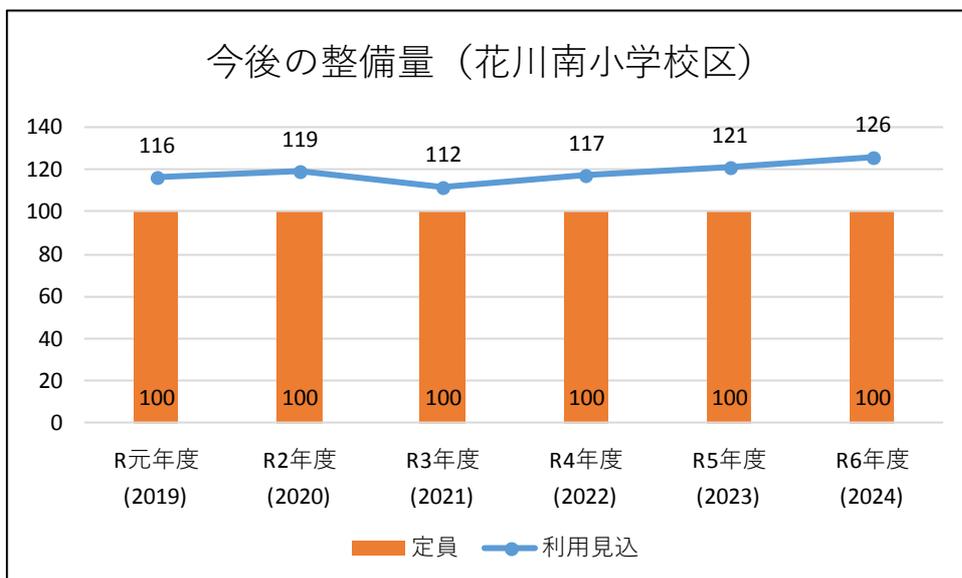
保護者の多様な就労状況に応じて、最大19時まで放課後児童クラブの利用時間を延長します。

③子どもの自主性、社会性の向上を図ります。

放課後児童クラブの生活において、基本的な生活習慣の習得に配慮し、行事や活動を通して子どもの自主性や社会性を育みます。



※R4年度 おおぞらクラブ 廃止（1クラブ 40人減）、樽川地区新設2クラブ（30+30）人 20人増



(2) 児童館や放課後子ども教室等と一体または連携した取組の推進

① 児童館の柔軟な運用

- ・児童館は、放課後の子どもの居場所として多様なプログラムを展開することで、館内の放課後児童クラブと一体により、放課後子ども総合プランの推進拠点として機能していきます。
- ・同一校区内の放課後児童クラブの子どもが児童館の多様なプログラムに参加できるよう連携した取組を推進します。
- ・児童館等において、子どもの直接来館を実施し、子どもが一度帰宅しなくても直接児童館に来ることができる体制を整備し放課後の居場所づくりを推進します。
- ・放課後の居場所づくりの取組み全体を通じて、放課後児童クラブの利用数や配置の適正化を図ります。

② 放課後子ども教室等

児童館のない校区等では、放課後子ども教室のほか、あいかぜ寺子屋など市独自の取組を放課後子ども教室の類似事業として位置づけ、学校敷地内の放課後児童クラブと連携して進めます。

③ 厚田・浜益地区における放課後児童対策

厚田・浜益については、一定のニーズはあると考えますが、放課後児童クラブの設置基準には満たないため、厚田保育園及びはまます保育園において、保育所開放事業を実施することで、放課後の子どもの居場所を確保します。

④ 空き教室等の活用の検討

学校支援地域本部運営委員会において、市内各学校の空き教室の状況を把握し、放課後子ども総合プランの推進、進捗状況について検討を行います。

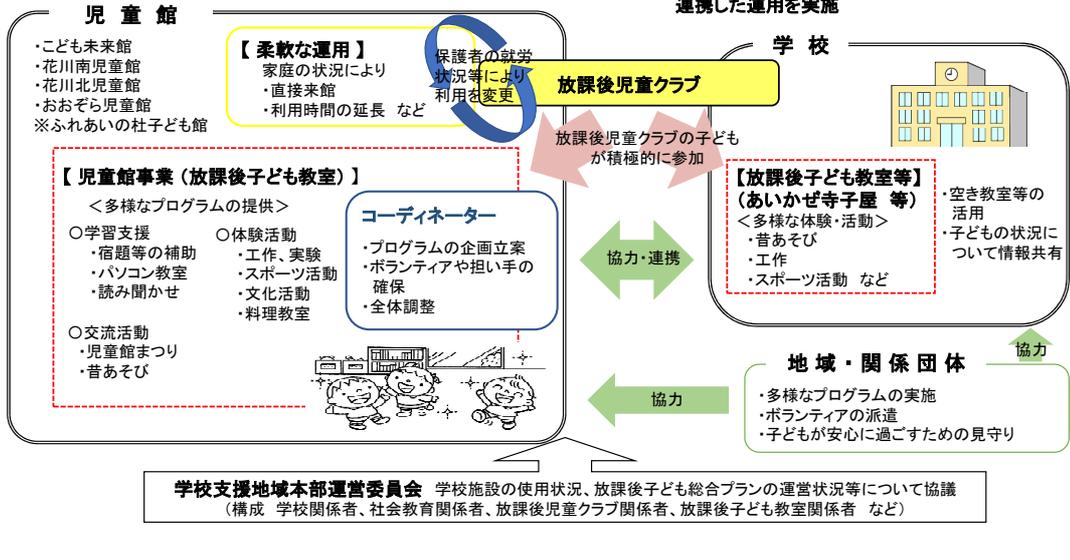
⑤ すべての子どもたちが安心して過ごせる居場所の提供

発達障がいやいじめ、不登校など特別に配慮を必要とする子どもたちを適切に支援するため、学校や家庭、関係機関などと協働体制を構築し、情報共有や連携をすることで、安心して過ごすことができる居場所とします。

石狩市放課後子ども総合プランのイメージ

①児童館を拠点として、「放課後児童クラブ」と「児童館事業(放課後子ども教室)」の一体的または連携した運用を実施

②学校内での「放課後子ども教室等(あいかぜ寺子屋)」と「放課後児童クラブ」との一体的または連携した運用を実施



放課後子ども総合プランの一体型及び連携型目標事業量

小学校区	放課後児童クラブ	児童館・放課後子ども教室等	形態	目標年度
石狩八幡小	ファイトキッズクラブ	石狩八幡子ども教室	一体型	実施済
花川小	花っ子クラブ	こども未来館	一体型	令和2年
	さくらっ子クラブ		連携型	令和2年
南線小	おおぞらクラブ	おおぞら児童館	一体型	令和2年
	にこにこクラブ	(仮称) ふれあいの杜子ども館(新設)	連携型	令和4年
	樽川スマイルクラブ		連携型	令和4年
	(新設)		一体型	令和4年
花川南小	なかよしクラブ	花川南児童館	一体型	令和2年
	にじいろ南クラブ	あいかぜ寺子屋	一体型	令和5年
紅南小	げんきっ子クラブ	あいかぜ寺子屋	一体型	令和2年
双葉小	ピノキオクラブ	花川北児童館	一体型	令和2年

	平成30年度 (2018)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)
一体型	1	6	6	6	7	7
連携型	0	1	1	3	3	3

※R4: おおぞら児童館廃止による減

第5章 計画の推進

1 推進体制

多くの市民に「安心して子育てできる」「子育てしやすい」と感じてもらう地域社会の実現には、市民参加と協働による地域づくりは不可欠です。

この計画の分野は、福祉、保健、教育、労働、生活環境等多岐にわたっています。このため、市民、関係者と連携しながら、地域社会全体の取組として総合的に推進していきます。

また、将来に亘って持続可能で心豊かに暮らせる地域社会を構築していくため、財政運営とのバランスに配慮しながら、効果的、効率的に施策を推進していきます。

2 進行管理

石狩市子ども・子育て会議において、進捗状況の管理及び評価を実施します。各年度に計画の進捗状況を把握し、事業の充実や見直しについての協議を行い、事業が効果的に推進されるよう進行管理に努めます。

(1) 活動指標

計画の基本目標を達成するため、各施策毎に位置付けた事務・事業等のうち、定量的に示すことが可能なものについては、数値を用いた活動指標（活動量）を別に設定し、毎年度、その進捗状況をチェックすることとします。なお、検証・評価は、活動指標による定量的な評価と定性的な評価により行ないます。

(2) 成果指標

計画の理念を実現するため、関係施策の成果、効果等を客観的にはかるための指標（成果指標）を設定します。成果指標は、アンケート調査などを用いて、市民意識の度合いなどを、できるだけ数値化して示すこととします。

計画全体の成果指標

成果指標	目標値 (令和6年度)	対象	把握手法
石狩市は子育てしやすい環境だと思う割合	80%	大人	子ども・子育てアンケート
子どもの権利が大切にされていると感じている割合	70%	大人	子ども・子育てアンケート
子育て支援制度やサービス等に関する情報収集の手段が確保されている割合	100%	大人	子ども・子育てアンケート
認定こども園等に入園できる割合	100%	-	10/1 基準 子ども家庭課調べ
放課後児童クラブに入所できる割合	100%	-	5/1 基準 子ども政策課調べ
仕事(家事)と生活の調和が保たれていると感じている割合	70%	大人	子ども・子育てアンケート
子育て等の不安について、相談できる人や場所が身近にあると答えた割合	100%	大人	子ども・子育てアンケート
悩みや不安を相談できる人がいると答えた子どもの割合	100%	子ども	子ども・子育てアンケート
自分には良いところがある(どちらかといえば)と感じている子どもの割合	H31 調査結果より上昇	子ども	全国学力・学習状況調査
将来に夢や目標がある子どもの割合	H31 調査結果より上昇	子ども	全国学力・学習状況調査
市内で実施される子育ての行事やサービスについての満足度	80%	大人	子ども・子育てアンケート
学校や自宅以外にも、安心して楽しく過ごすことのできる場所がある子どもの割合	80%	子ども	子ども・子育てアンケート
障がいのあるなしに関わらず、すべての子ども達が安心して暮らせる環境だと感じている割合	70%	大人	子ども・子育てアンケート
児童虐待の通告義務があることを知っている割合	80%	大人	子ども・子育てアンケート
経済的な理由で食料を買えなかったり、子どもの通院を控えたりしたことが「よくあった」「ときどきあった」と答えた割合	H30 調査結果より下降	大人	子ども・子育てアンケート
近所の人や地域とのつながりがあると答えた割合	70%	大人 子ども	子ども・子育てアンケート

參考資料

1. 石狩市子ども・子育て会議条例

平成 25 年6月 27 日条例第 23 号

(設置)

第1条 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 138 条の4第3項の規定に基づき、石狩市子ども・子育て会議(以下「会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号)第 77 条第 1 項各号に掲げる事務を処理すること。
- (2) 子どもに関する施策について、市長の諮問に応じて調査審議すること。
- (3) 前2号に掲げる事務に関し、必要に応じて市長に意見を述べること。

(組織)

第3条 会議は、委員 12 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 子ども・子育て支援(子ども・子育て支援法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援をいう。以下同じ。)に関する事業に従事する者
- (3) 子ども・子育て支援に関し学識経験を有する者
- (4) 市民のうちから市長が公募した者
- (5) その他市長が必要と認める者

3 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第4条 会議に、会長及び副会長1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 会議は、会長が招集するものとする。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 会議は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求めることができる。

(庶務)

第6条 会議の庶務は、保健福祉部において処理する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、議事の手続その他会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

2. 子育て世帯と若者に関する生活実態等調査

I. 子ども・子育て家庭の生活実態等調査

1. 調査の概要

【目的】

子育て世帯の生活実態や支援ニーズを把握し、本市における子ども及びその家庭への支援のあり方や子ども・子育て施策を検討していく際の参考資料とするため実施。

調査対象	調査期間	回収方法	対象の定義	配布件数	回収件数	回収率
就学前児童世帯	H31.1.9から H31.1.31まで	全対象世帯へ郵送により配布及び回収	基準日において、就学前の児童がいる世帯	1921 件	800 件	41.6%
就学児童世帯	H30.9.28から H30.10.15まで	市内全小中学校を通じて配布及び回収	小学2年生がいる世帯	485 件	406 件	83.7%
			小学5年生がいる世帯	546 件	431 件	78.9%
			中学2年生がいる世帯	609 件	403 件	66.2%
			計	1640 件	1240 件	75.6%

2. 調査の視点

平成28年度に実施した「子どもの総合支援に係る所得等調査」（以下、「H28調査」という。）では、本市の子育て世帯（0歳から17歳までの子どもがいる世帯）の平成28年における可処分所得（等価可処分所得）の中央値は230万で、その半分の値（いわゆる貧困ライン）は115万であった。

今回の調査では、H28調査の結果を基に推測される生活困窮度のレベルを3つの階層に仮定し（図1参照）、アンケート対象世帯の年収と世帯員数の回答結果をクロス集計し、その結果を各階層に分類することにより（図2参照）、両親世帯やひとり親世帯といった世帯類型と併せて生活困窮度との関連性を見ていくこととした。

※今回のアンケートでは税込みの世帯年収を聞いているため、それを可処分所得と見なして分析を行うこととした。

※等価可処分所得～世帯員1人あたりの所得水準のことをいい、世帯の可処分所得（税金や社会保険料を控除し手当等を加えたいわゆる手取り収入）を当該世帯員数の平方根で除した値。

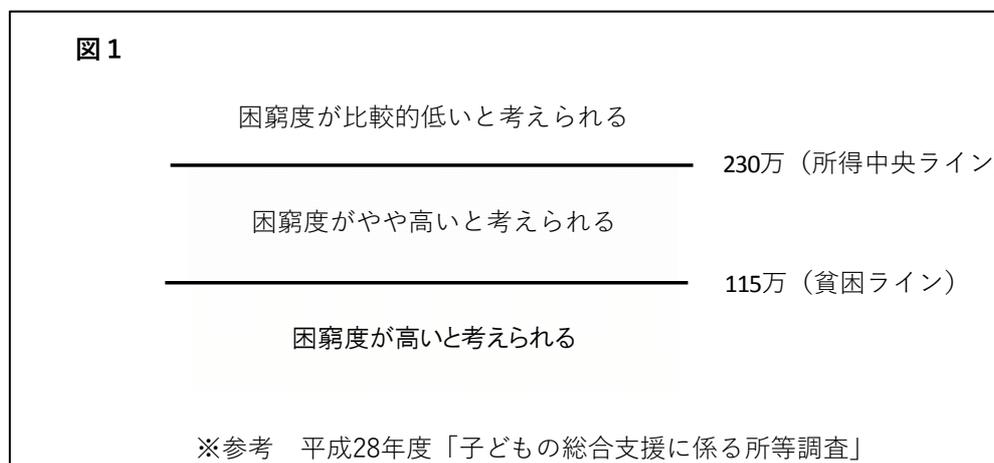


図2

	100万未満	100万以上 200万未満	200万以上 300万未満	300万以上 400万未満	400万以上 500万未満
2人世帯	階層Ⅰ	階層Ⅰ	階層Ⅱ	階層Ⅲ	階層Ⅲ
3人世帯	階層Ⅰ	階層Ⅰ	階層Ⅱ	階層Ⅱ	階層Ⅲ
4人世帯	階層Ⅰ	階層Ⅰ	階層Ⅰ	階層Ⅱ	階層Ⅱ
5人世帯	階層Ⅰ	階層Ⅰ	階層Ⅰ	階層Ⅱ	階層Ⅱ
6人以上世帯	階層Ⅰ	階層Ⅰ	階層Ⅰ	階層Ⅱ	階層Ⅱ

(1) 階層Ⅰに分類する世帯（困窮度が高いと考えられる世帯）

- ・ 年収が200万円未満の世帯
- ・ 世帯員が4人以上で年収が200万円以上300万円未満の世帯

(2) 階層Ⅱに分類する世帯（困窮度がやや高いと考えられる世帯）

- ・ 世帯員が2人で年収が200万円以上300万円未満の世帯
- ・ 世帯員が3人で年収が200万円以上400万円未満の世帯
- ・ 世帯員が4人以上で年収が300万円以上500万円未満の世帯

(3) 階層Ⅲに分類する世帯（困窮度が比較的低いと考えられる世帯）

- ・ (1) 及び (2) 以外の世帯

※図2は、あくまで今回調査を行うために仮定したものであり、必ずしも実態を反映したものではない。

各階層の構成割合

	階層Ⅰ(困窮度高)	階層Ⅱ(困窮度やや高)	階層Ⅲ(困窮度低)	不明
就学前	7.2%	35.0%	51.9%	5.9%
小学生	11.2%	31.2%	49.1%	8.5%
中学生	12.9%	29.3%	49.9%	7.9%

※参考：子どもの総合支援に係る所得等調査（平成28年度石狩市実施）

- ・ 子育て世帯の貧困率 11.4%
- ・ 子どもの貧困率 13.0%
- ・ 大人1人世帯の子どもの貧困率 44.7%

Ⅱ. 若者に関する実態等調査

1. 調査の概要

(1) 目的

若者の生活実態や意識などを把握するとともに、今後の若者への支援のあり方を検討していく際の参考資料とするため実施。

(2) 調査対象

平成30年4月1日時点で、15歳から21歳の市内に住民登録がある若者

※抽出基準日 平成30年10月1日

(3) 調査期間

平成30年12月5日（水）から平成30年12月21日（金）

(4) 調査方法

対象者全員に対し返信用封筒を同封した調査票を郵送

(5) 配布件数

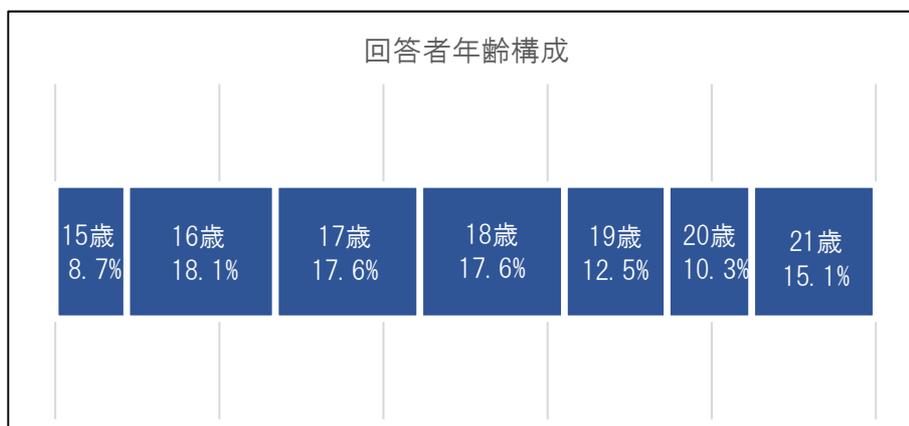
3,712件 ※うち未配送 17件

(6) 回収件数

633件（回収率 17.13%）

2. 調査の視点

若者に関する実態等調査では、世帯の収入に関する質問は行っていないため、中学3年生当時の家庭の暮らし向きがどうであったかを尋ね、その回答結果と各設問をクロス集計することで生活困窮度との関連性を見ていくこととした。なお、両親世帯、ひとり親世帯といった世帯類型についても、中学3年生当時の状況を尋ね、その回答結果をもとに世帯類型を判断しクロス集計を行った。



3. 若者の日常生活と意識に関するアンケート調査

I 調査概要

1. 調査の目的

石狩市は、平成 23 年 5 月「若者の日常生活と意識に関するアンケート調査」を実施しており、今回の調査は第 2 回目となる。

本調査では、若者を取り巻く様々な課題を抽出するとともに、どのように向き合い、どのように感じているか、また就労や社会との関係について、どのような意識をもっているのかなどについて調査し、若者の生活や就労への意識を総合的に把握し、各種施策の企画立案に役立てるため調査を実施した。

(1) 調査概要

- ・調査期間 平成 30 年 9 月 1 日から平成 30 年 9 月 28 日まで
- ・調査対象 市内在住の 15 歳から 39 歳までの市民から 3,000 人を無作為抽出
- ・調査方法 郵送配布し郵送回収

(2) 調査結果

- ・回収状況 705 票、回収率 23.5% (前回 791 票 回収率 26.4%)
- ・ひきこもり群 1.56% 約 200 人 (前回 1.90% 約 300 人)
- ・ひきこもり親和群 7.94% 約 1,000 人 (前回 5.82% 約 1,000 人)

(3) 集計結果の表記方法・注意事項

- ・全体有効票 705 票で、割合算出の基礎となる票数。「n」はクロス集計等で、対象者を条件設定して集計した母数 (基準となる票数)。
- ・グラフや表の割合は百分率 (%) で小数点以下第 2 位を四捨五入しているため、一人の回答者が一つの回答をする設問 (表題に「SA」と表記) では、100.0%とならない場合がある。(一部のグラフについては小数点以下第 3 位を四捨五入している。)
- ・一人の回答者が二つ以上の回答をする設問 (表題に「MA」と表記) では、回答者数に対する割合を表記しているため、100.0%を超えている。また、表中の「全体」は回答者数 (限定設問の場合は、非該当を除く回答者数) を表記している。
- ・クロス集計表の表側 (分類層) は無回答を除いているため、各層の実数 (n) と集計対象総数が一致しない場合がある。
- ・ひきこもり群等の年齢別などの少数の属性に関するクロス集計の場合、その集団の母数 (n) が小さいことを考慮して読み取る必要がある。
- ・国調査データは、「若者の生活に関する調査報告書」(平成 28 年 9 月、内閣府) に基づいている。

2. 本調査におけるひきこもり等の定義等

今回の調査では、内閣府調査（以下、「国調査」）の定義をベースに、本人の感じ方を加え、以下のように定義する。

St 1：ふだんの外出の状況

「問 13 ふだんのくくらい外出しますか。」について、下記の5～8に当てはまる者

- 5 ふだんは家にいるが、自分の趣味に関する用事の時だけ外出する
- 6 ふだんは家にいるが、近所のコンビニなどには出かける
- 7 自室からは出るが、家からは出ない
- 8 自室からほとんど出ない

St 2：本人の感じ方

問 21 あなたのまわりに「ひきこもり」と思われる方はいますか。

問 22 あなたのまわりに「ニート」と思われる方はいますか。

問 23 「ひきこもり」や「ニート」まではいかないけれど、いま働いていなくて家で過ごすことが多い状態の若者は、あなたの周りにいますか。

上記のいずれかの設問で、「5. 自分もそうだと思う」と、回答した者。

St 3：期間

問 21 から 23 のいずれかで「5. 自分もそうだと思う」と回答した者のうち

「問 24(1)現在の状態になってどのくらい経ちますか」について、6ヶ月以上と回答した者。

St 4：原因（下記を除く）

「問 24（2）現在の状態になったきっかけは何ですか」で

- 7 「病気（病名：）」を選択し、病名に統合失調症又は身体的な病気を記入した者。
- 8 「妊娠した」を選択した者、
- 9 「その他（）」を選択肢、（）に自宅で仕事をしている旨や出産・育児をしている旨を記入した者。

又は

「問 11 ふだんご自宅にいるときに、よくしていることすべてに○をつけてください」で、「9 家事・育児をする」と回答した者。

(1) ひきこもり親和群

今回の調査では、内閣府調査の定義と同様に、以下のように定義する。

問 19 (11)～(14)の4項目が、すべて「1. はい」又は1項目のみ「2. どちらかといえははい」と答えた者から「ひきこもり群」を除いた者。

(11)家や自室に閉じこもっていて外に出ない人たちの気持ちがわかる

1.はい 2.どちらかといえははい 3.どちらかといえはいいえ 4.いいえ

(12)自分も、家や自室に閉じこもりたいと思うことがある

1.はい 2.どちらかといえははい 3.どちらかといえはいいえ 4.いいえ

(13)嫌な出来事があると、外に出たくなくなる

1.はい 2.どちらかといえははい 3.どちらかといえはいいえ 4.いいえ

(14)理由があるなら家や自室に閉じこもるのも仕方がないと思う

1.はい 2.どちらかといえははい 3.どちらかといえはいいえ 4.いいえ

(2) 一般群

回答者全体から「ひきこもり群」「ひきこもり親和群」を除いた者で問 19 (11)～ (14)の項目にすべて回答している者。

令和2年3月発行

担当：石狩市保健福祉部子ども政策課
〒061-3292 石狩市花川北6条1丁目30-2
TEL 0133-72-3631 FAX 0133-75-1340